

極秘

昭和二十六年三月

日本勧業銀行法案

3-12
新訂本

日本勸業銀行法

目次

- 第一章 概則（第一條～第九條）
第二章 設員及び職員（第十條～第十七條）
第三章 業務（第十八條～第二十三條）
第四章 会計（第二十四條～第二十九條）
第五章 罰則（第三十一条～第三十三条）
第六章 附則（第三十四条～第三十六条）
第七章 総則（第三十七条～第三十七条）

附則

第一章 條則

(目的)

第一條 日本開拓銀行は、經濟の再建及び農業の開發を促進するため、一文の金融機關が行う金融を補完し、又は奨勵することを目的とする。

(法人格)
第二條 日本開拓銀行は、公法上の法人とする。

(事務所)

第三條 日本開拓銀行は、主たる事務所を東京市に置く。

- 2 日本開拓銀行は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。
- (資本金)
第四條 日本開拓銀行の資本金は、百一億円とし、政府が米國对日援助見込資金特別会計からその全額を出資する。

- 2 日本開拓銀行は、必要があるとき毎、大蔵大臣の認可を受けて、

その資本金を増加することができる。

- 3 政府は、前項の規定により日本開拓銀行がその資本金を増加する場合は、予算に定める金額の範囲内で、日本開拓銀行に出資することができる。且し、第五十五條第一項又は第五十九項の規定により一とき計からの出資があつたものとみなす場合においては、予算に定める金額によらないことができる。

(定款)

第五條 日本開拓銀行は、定款をもつて、左の事項を規定しなければならない。

- 1 目的
- 2 名称
- 3 事務所の所在地
- 4 資本金
- 5 役員に與する事項

六 売掛及びその執行に關する規則

七 会計に關する事項

八 公告の方法

2 日本開発銀行は、定期を變更したときは、運輸なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

(登記)

第六条 日本開発銀行は、政令で定めるところにより、登記をしなければならぬ。

2 規則の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなれば、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名稱の使用制限)

第七条 日本開発銀行でない者は、日本開発銀行とひう名稱又はこれに類する名稱を用いてはならない。

2 銀行法(昭和二年法律第二十一号)第二四条第二項の規定は、日

本開発銀行には適用しない。

(解散)

第八条 日本開発銀行の解散については、別に法律で定める。

2 日本開発銀行が解散した場合において、その殘余財産は、第一項及び第二項の規定による出資の割合に依じ、一度会計文

(法人に関する規定の適用)

第五条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第十四條(法人の不法行為能力)、第五十一条(法人の住所)及び第五十二条(理事の代表権の制限)の規定は、日本開発銀行に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十條 日本開発銀行に、役員として、總裁一人、副總裁一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十一條 總裁は、日本開発銀行を代表し、その業務を總理する。

2 副總裁は、總裁の定めるところにより、日本開発銀行を代表し、總裁を補佐して日本開発銀行の業務を掌理し、總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁が欠員のときにはその職務を行う。

3 監事は、總裁の定めるところにより、日本開発銀行を代表し、總裁及び副總裁を補佐して日本開発銀行の業務を掌理し、總裁及び副總裁に事故があるときは總裁の職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときにはその職務を行う。

4 番号は、日本開発銀行の業務を監査する。

(役員の任命)

第十二條 總裁、副總裁及び監事は、内閣大臣が任命する。

2 理事は、總裁が任命する。

(役員の任期)

第十三條 總裁、副總裁、監事及び番号の任期は、四年とする。

2 總裁、副總裁、監事及び番号は、再任されることができる。

3 總裁、副總裁、監事及び番号が欠員とされたときは、選舉なく補欠の役員を任命しなければならぬ。補欠の役員の任期は、前任者の在任期間とする。

(代表権の制限)

第十四條 日本国開発銀行と總裁、副總裁又は運轉との利益が相反する事ある場合については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、需要が日本開発銀行を代表する。

(代理人の選任)

第十五條 認定、同認定及び監査は、日本開発銀行の職員のうちから、從たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができます。

(役員の任命)

第十六條 日本国開発銀行の職員は、總裁が任命する。

(役員及び職員の報酬)

第十七條 日本国開発銀行の役員及び職員は、判法(明治四十年法律第國十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十八條 日本国開発銀行は、右一様に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

- 一 資金の融通、但し、金融機関からの借入金を返済するため必要となる場合又は金融機関からその資金の融通を受けることが困難を場合に限る。
- 二 借りの返済又は引受け、且し、金融機関からの借入金を返済するため必要となる場合又は証券業者等によるその社債の返済又は引受けが困難を場合に限る。
- 三 債券の引受け又は保証、但し、日本開発銀行による債務の引受け又は保証がなければ、金融機関から資金の融通を受けることが困難を場合に限る。

- 四 訴各の業務に対する業務

(融資利率等)

第十九條 通巻第一号及び第二三号の規定による融資金の利率は、当該利率により収入する融資金の利息が日本開発銀行の事務取扱費、業務委託費その他の諸費及び資産の運用損失を償うに足るようて、銀行の融資利率を勘案して定めるものとする。
2 前項の融資利率は、融資の目的、融資金の償還期限、担保等においてその種類を同じくする資金の融通に対しては、同一でなければならない。

(業務の届出)

第二十条 日本開発銀行は、設立の日から五年を経過した後は、新たに資金の融通、社債の承認若しくは引受け又は債務の引受若しくは保證をすることができない。

(業務方法書)

第二十一條 日本開発銀行は、業務方法書を作成し、これに資金の融通の方法、利率及び期限、元利金の回収の方法その他の業務の方法並びに業務の委託の承認等を記載しなければならない。

(委託業務に從事する銀行の役員及び職員の地位)

第二十二条 銀行が日本開発銀行の業務の委託を受けた場合においては、その業務の委託を受けた銀行の役員及び職員でその委託を受けた業務に從事するものは、別法その他の勅令の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(金融機関との競争禁止)

第二十三条 日本開発銀行は、第一條に掲げる目的にかんがみ、その業務の運営により、銀行その他の金融機関と競争してはならない。

第四章 会計

(事業年度)

第二十四條 日本国発銀行の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

(予算)

第二十五條 日本国発銀行は、毎事業年度の事業の運営により生ずる収入及び支出の予算を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 前項の収入は、融資金利息、債務の引受け又は保証料、その他の資産の運用に係る収入及び附隨収入とし、同項の支出は、事業取扱費、業務委託費、所屬賃貸及び資産の運用損失金とする。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならぬ。

4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を國の予算とともに、國会に提出しなければならない。

5 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手続については、大蔵大臣が定める。

(予算書)

第二十六條 予見し難い事由による支出予算の不足を補うため、日本開拓銀行の予算に予備費を設けることができる。

(予算の議決)

二十七條 予算の國会の認決に關しては、國の予算の議決の例による。

(予算の通知)

昭二十八年、内閣は、日本開発銀行の予算が國会の議決を経たときは、大蔵大臣を經由して、直ちにその旨を日本開発銀行に通知するものとする。

2 日本開発銀行は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を実施することができない。

3 大蔵大臣は、第一項の規定による通知があつたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(追加予算及び予算の修正)

昭二十九年、日本開発銀行は、予算作成後に生じた難けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、これを大蔵大臣に提出することができる。

2 日本開発銀行は、前項の場合を除く外、予算の成立後に生じた事由に基づいて既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、

予算を修正して、これを大蔵大臣に提出することができる。

3 第二十五條第二項から第五項まで及び前二項の規定は、前二項の規定による追加予算及び予算の修正について準用する。

(暫定予算)

第三十條、日本開発銀行は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを大蔵大臣に提出することができる。

2 第二十五條第二項から第五項まで、第二十七条及び第二十八条の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が國会の議決を経たときは、失効するものとし、暫定予算に基く支出があるときは、これを当該事業年度の予算に計入したものとみなす。

(予算の執行)

第31条 日本開発銀行は、支出予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。

第32条 日本開發銀行は、予算で指定する経費の金額については、大蔵大臣の承認を受けなければ、流用することができない。

2 大蔵大臣は、前項の規定をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

第33条 日本開發銀行は、予備費を使用するときは、直ちにその旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(財務諸表)

第34条 日本国開發銀行は、財産目録及び貸借対照表を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、預金計算書を

これらの半期及び事業年度ごとに作成し、当該半期又は当該事業年度満過後二月以内に、これらの書類（以下「財務諸表」という。）を大蔵大臣に提出しなければならない。

2 日本国開發銀行は、前項の規定による財務諸表の提出をしたときは、その財務諸表を公告し、且つ、各事務所に備え置かなければならぬ。

(決算)

第35条 日本国開發銀行は、事業年度の決算を翌事業年度の七月三十日までに完結しなければならない。

第36条 日本国開發銀行は、決算完了後予算の区分に従い、事業年度の決算報告書を作成し、第34条第一項の規定により大臣に提出した財務諸表を添え、遅滞なく、大蔵大臣に提出しなければならない。

- 2 大藏大臣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。
- 3 内閣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを会計検査院に送付し、その検査を経て、國の歳入歳出の決算とともに、國会に提出しなければならない。

- 4 第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、大藏大臣が定める。

(利益金の処分)

- 第三十七條 日本開発銀行は、毎事業年度の損益計算書上利益金を生じたときは、準備金としてこれを積み立てなければならぬ。
- 2 前項の準備金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

(資金の借入の制限)

- 第三十八條 日本開発銀行は、資金の借入をしてはならない。

(余裕金の運用)

- 第三十九條 日本開発銀行は、左の方法によるの外、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 國債の保有

二 大藏省預金部への預金

三 日本銀行への預金

(会計検査院の検査)

- 第四十条 会計検査院は、必要があると認めるときは、日本開発銀行からその業務の委託を受けた銀行につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

第六章 稽查

(監査)

第三十一條 日本国開発銀行は、大蔵大臣がこの法律の定めるところに従い稽査する。

2 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、日本開発銀行からの報告又は第三十三条第一項の規定による検査の結果に基き、日本開発銀行に対して業務に關し稽査上必要な命令をすらしができる。

(検査の責任)

第三十二条 内閣總理大臣は、日本開発銀行の總裁、副總裁及び監査官の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律、この法律に基く政令又はこれらの法令に基いてする大蔵大臣の命令に違反したとき。

二 損害事件により有罪の言書を受けたとき。

三 定期の言書を受けたとき。

四 心身の故障により業務を執ることができないとき。

2 内閣總理大臣は、日本開発銀行の總裁が前項各号の一に該当するに至つたときは、該職を廃し當該理事の辞任を命ずることができる。

(監査の権限及び責任)

第三十三条 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、日本開発銀行に對して報告をさせ、又はその職員をして日本開発銀行の業務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査せらしができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、國系人でこれを呈示しなければならぬ。

第一項の規定による報告の収取及び立入検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。

第七章 罰則

第百十一条 日本開発銀行の役員又は職員が、前条第一項の規定による報告すべき事項につき虚偽の報告をしたときは、三万円以下の罰金に處する。

第百五十三条の二の場合は、その違反行為をした日本開発銀行の役員又は職員を三万円以下の懲科に處する。

一 この法律により大蔵大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をしなかつたとき。

二 この法律により大蔵大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかつたとき。

三 第六条第一項の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

四 第十八条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行つたとき。

五 第三十八条の規定に違反して資金の借入をしたとき。

六 第三十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

七 第四十一章第二項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

第八十六条第一項第二項第一項の規定に違反して日本開発銀行といふ名前又はこれに類する名前を用いた者は、一万円以下の懲科に処する。

第八章 罰則

(漏泄的規定)

第百七条 大蔵大臣は、設立委員を命じて、日本開発銀行の設立に關する業務を處理させる。

第百八条 設立委員は、定款を作成して大蔵大臣に届け出なければならぬ。

第十九條 設立委員は、前項の届出をしたときは、運送なく、政府に對し資本金の払込の請求をしなければならない。

第五十一条 資本金の払込がもつた日（資本金が分割して払い込まれる場合に當てば、第一回の払込のあつた日）において、設立委員は、その事務を日本開発銀行の總裁に引き継がなければならぬ。

2

總裁が開員の事務の引継を受けた日に當て、總裁、副總裁、監査及び審査の全員は、設立の登記をしなければならない。

3

日本開発銀行は、設立の登記をするに因り成立する。
第51条 復興金融庫運は、日本開発銀行の設立のときに解散するものとし、その清算業務及び業務は、日本開発銀行が承認する。

2

大藏大臣は、復興金融庫運の導致の登記を、その主たる事務所

及び從たる事務所の登記所に嘱託しなければならない。

3

登記所は、前項の嘱託を受けたときは、遅滞なく、その登記をしなければならない。

しなければならない。

4 番一項の適用の承認に関する審査登記及び同項の登記について

は、登録簿を課さない。

還復資金融資の導致等の資本金

第52条 復興金融庫運の導致のときにおける資本金の額は、復興金融庫運監査官三名由等の認定による昭和二十五年春末に當ける資本金の額から、未払込資本金二十五億円千三百万円を控除しきることとする。

第53条 日本開発銀行運の五十一年度一月の認定により復興金融庫運から承認した債券のうち同額の資本金の額に相当する金額については、昭三十八年の認定をかかわらず、日本開発銀行設立の日で政府から貸し付げられたものとみなす。

2 日本開発銀行は、必要発行額（昭和二十六年春をもく）・回済の借入金に對し大體大豆の定める割合及び手續により利子を支払

(日本通商銀行の昭和二十六年慶にむける國庫余の國庫(付))

第五十九条 日本通商銀行は、昭和二十六年慶に限り、第三十七条の規定にかかるらず、当該事業半度の利潤金を、四十五億三千二百八十万二千円を超えない範囲内で、國庫に納付しなければならぬ。

(日本通商銀行の国取金等の納付)

第五十五条 日本通商銀行は、該慶年までにて国取金等へ日本通商銀行が復興金資金庫から融資した額のうちその融資した資金に係る償還及びその債務の承認により収集した償還金並びにその償還を保全するため必要な範囲で政令で定めるものに充當した資金に係る償還で国取したものとの金額及びその結果又は引き受けた社債で償還されたものの金額の合計額を以う。以下同じ。)を生

じたときは、第五十三条第一項の政府貸付金の返済に充てるため、当該国庫余等に相当する金額(当該金額に一億円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)について、当該慶年慶ににおける年四半期末に開きに納付したものとみなし、当該国庫余可減に相当する金額について、当該慶年三度の開定による一度合計からの出資がもつたものとみなす。

2 日本国通商銀行は、昭和二十六年慶に限り、第五十三条第一項の政府貸付金の返済に充てるため、同一の規定にかかるらず、国庫余等を、七十六億一千九百六十三万三千円を越えない範囲内で、当該慶年慶ににおいて国庫に納付するものとし、当該国庫余等を超過する国庫余等について第一項の規定を適用する。

(国庫調査金の計算及び納付の手続)

第五十六条 前二条の規定による国庫調査金の計算及び納付の手続については、政令で定める。

第五十七條 この法律に規定するものの外、日本勧業銀行の設立・日本勧業銀行による復興金融軍の業務の引受け及び復興金融軍の解散に關し、必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項から第八項までの規定は、日本勧業銀行の成立の日から施行する。

2 復興金融軍運法（昭和二十一年法律第三十編号）及び復興金融軍軍に對する政府出資等に關する法律（昭和二十四年法律百十四号）は、廃止する。

3 この法律施行後最初に任命される監察及び監査の任期は、第十三種第一項の規定にかかわらず、選舉のうち二人及び監査のうち一人については、それぞれ總裁又は内閣總理大臣の定めるところにより、年にとする。但中「銀行」という場合には、日本勧業銀行を含まないものとする。

4 この法律施行後最初に任命される監察及び監査の任期は、第十三種第一項の規定にかかわらず、選舉のうち二人及び監査のうち一人については、それぞれ總裁又は内閣總理大臣の定めるところにより、年にとする。

5 大蔵省設置法（昭和二十四年法律百四十四号）の一部を次のよう文正する。

第十二条第一項各項の二の次に次の二号を加える。

四 日本勧業銀行を監督すること。

6 審査権等の権能に關する法律（昭和二十四年法律百七十号）の一部を次のとおり文正する。

手二末ヨニテ申「復興金融軍」を削り、「日本输出銀行」の下に「日本勧業銀行」を加える。

7 國庫出納金等監査計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のとおり文正する。

ヨ一系第一項申「復興金融軍」を削り、「日本输出銀行」の下に「日本勧業銀行」を加える。

8 千章執行権員等の責任に關する法律（昭和二十五年法律第五十七二号）の一部を次のとおり文正する。

ヨ九系第一項申「復興金融軍」を削り、「日本输出銀行」の下

二 「日本開拓銀行」を加える。

9 公團等の子権及び決算の暫定措置に關する法律（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のようて改正する。

第一項「復興金融金庫」を削る。

10 所得税法（昭和二十一年法律第二十六号）の一部を次のようて改正する。

第三条第六号を次のようて改めろ。

六 日本開拓銀行

11 法人税法（昭和二十一年法律第二十八号）の一部を次のようて改正する。

河西振替二号甲「復興金融金庫」を「日本開拓銀行」に改める。

12 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のようて改正する。

三十九条第七号中「復興金融金庫」を「日本開拓銀行」に、「復

13 金庫金庫法」を「日本開拓銀行法」に改める。

14 印紙税法（明治三十二年法律第五十過号）の一部を次のようて改正する。

第十五条第六号ノ二ノ四を次のようて改める。

六ノ二ノ四 日本開拓銀行の業務ニ隸スル監査課

15 地方税法（昭和二十五年法律第二二十六号）の一部を次のようて改正する。

三十九条第三号及び第百四十三条第三号甲「復興金融金庫」を「日本開拓銀行」に改める。

16 第十章から細則までの規定は、昭和二十六年度に限つて通用があるものとし、昭和二十七年四月一日において、法人税法第四条第二号、登録税法第十九条第七号、地方税法第二十四条第三号及び第百四十三条第三号中「日本開拓銀行」を、並びに登録税法第十九条第七号中「日本開拓銀行法」を削り、所得税法及び印紙税

法の一項をそれぞれ次のようて改正する。
所得税率第3項第6号を次のようて改める。

六 前除

扣税法第5項第6号ノ二ノ四を次のようて改める。

六ノ二ノ四 刑除

「被災農業者社の米穀等日援助見返資金等の借入金の担保に轉する法律」(昭和二十五年法律第百四十五号)の一項を次のようて改正する。

27 28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
5510
5511
5512
5513
5514
5515
5516
5517
5518
5519
5520
5521
5522
5523
5524
5525
5526
5527
5528
5529
5530
5531
5532
5533
5534
5535
5536
5537
5538
5539
55310
55311
55312
55313
55314
55315
55316
55317
55318
55319
55320
55321
55322
55323
55324
55325
55326
55327
55328
55329
55330
55331
55332
55333
55334
55335
55336
55337
55338
55339
55340
55341
55342
55343
55344
55345
55346
55347
55348
55349
55350
55351
55352
55353
55354
55355
55356
55357
55358
55359
55360
55361
55362
55363
55364
55365
55366
55367
55368
55369
55370
55371
55372
55373
55374
55375
55376
55377
55378
55379
55380
55381
55382
55383
55384
55385
55386
55387
55388
55389
55390
55391
55392
55393
55394
55395
55396
55397
55398
55399
553100
553101
553102
553103
553104
553105
553106
553107
553108
553109
553110
553111
553112
553113
553114
553115
553116
553117
553118
553119
553120
553121
553122
553123
553124
553125
553126
553127
553128
553129
553130
553131
553132
553133
553134
553135
553136
553137
553138
553139
553140
553141
553142
553143
553144
553145
553146
553147
553148
553149
553150
553151
553152
553153
553154
553155
553156
553157
553158
553159
553160
553161
553162
553163
553164
553165
553166
553167
553168
553169
553170
553171
553172
553173
553174
553175
553176
553177
553178
553179
553180
553181
553182
553183
553184
553185
553186
553187
553188
553189
553190
553191
553192
553193
553194
553195
553196
553197
553198
553199
553200
553201
553202
553203
553204
553205
553206
553207
553208
553209
553210
553211
553212
553213
553214
553215
553216
553217
553218
553219
553220
553221
553222
553223
553224
553225
553226
553227
553228
553229
553230
553231
553232
553233
553234
553235
553236
553237
553238
553239
553240
553241
553242
553243
553244
553245
553246
553247
553248
553249
553250
553251
553252
553253
553254
553255
553256
553257
553258
553259
553260
553261
553262
553263
553264
553265
553266
553267
553268
553269
553270
553271
553272
553273
553274
553275
553276
553277
553278
553279
553280
553281
553282
553283
553284
553285
553286
553287
553288
553289
553290
553291
553292
553293
553294
553295
553296
553297
553298
553299
553300
553301
553302
553303
553304
553305
553306
553307
553308
553309
553310
553311
553312
553313
553314
553315
553316
553317
553318
553319
553320
553321
553322
553323
553324
553325
553326
553327
553328
553329
553330
553331
553332
553333
553334
553335
553336
553337
553338
553339
553340
553341
553342
553343
553344
553345
553346
553347
553348
553349
553350
553351
553352
553353
553354
553355
553356
553357
553358
553359
553360
553361
553362
553363
553364
553365
553366
553367
553368
553369
553370
553371
553372
553373
553374
553375
553376
553377
553378
553379
553380
553381
553382
553383
553384
553385
553386
553387
553388
553389
553390
553391
553392
553393
553394
553395
553396
553397
553398
553399
553400
553401
553402
553403
553404
553405
553406
553407
553408
553409
553410
553411
553412
553413
553414
553415
553416
553417
553418
553419
553420
553421
553422
553423
553424
553425
553426
553427
553428
553429
553430
553431
553432
553433
553434
553435
553436
553437
553438
553439
553440
553441
553442
553443
553444
553445
553446
553447
553448
553449
553450
553451
553452
553453
553454
553455
553456
553457
553458
553459
553460
553461
553462
553463
553464
553465
553466
553467
553468
553469
553470
553471
553472
553473
553474
553475
553476
553477
553478
553479
553480
553481
553482
553483
553484
553485
553486
553487
553488
553489
553490
553491
553492
553493
553494
553495
553496
553497
553498
553499
553500
553501
553502
553503
553504
553505
553506
553507
553508
553509
553510
553511
553512
553513
553514
553515
553516
553517
553518
553519
553520
553521
553522
553523
553524
553525
553526
553527
553528
553529
553530
553531
553532
553533
553534
553535
553536
553537
553538
553539
553540
553541
553542
553543
553544
553545
553546
553547
553548
553549
553550
553551
553552
553553
553554
553555
553556
553557
553558
553559
553560
553561
553562
553563
553564
553565
553566
553567
553568
553569
553570
553571
553572
553573
553574
553575
553576
553577
553578
553579
553580
553581
553582
553583
553584
553585
553586
553587
553588
553589
553590
553591
553592
553593
553594
553595
553596
553597
553598
553599
553600
553601
553602
553603
553604
553605
553606
553607
553608
553609
553610
553611
553612
553613
553614
553615
553616
553617
553618
553619
553620
553621
553622
553623
553624
553625
553626
553627
553628
553629
553630
553631
553632
553633
553634
553635
553636
553637
553638
553639
553640
553641
553642
553643
553644
553645
553646
553647
553648
553649
553650
553651
553652
553653
553654
553655
553656
553657
553658
553659
553660
553661
553662
553663
553664
553665
553666
553667
553668
553669
553670
553671
553672
553673
553674
553675
553676

預金部資金並簡易生命保険及郵便金團保資金
運用計画ニ関スル並合國最高司令部指令

連合國最高司令部經濟科學部 〇〇八(098224) 555/F

「預金部資金並簡易生命保険及郵便金團保資金運用計画ニ關スル件」

大藏大臣宛

一 大臣ヨリノ昭和二十一年十二月二十六日附電書(トロノ)「簡易生命保険及郵便
年金團保資金並合國最高司令部經濟科學部申請ノ件」及昭和二十一年十二月二十八日附電書(トロノ)
ト「預金部資金並用ニ關スル許可申請ノ件」参照セラレ度シ

二 大臣、預金部資金並用ニ關スル許可申請ノ件、
テニ停止シ且現行及將來ノ運用可能資金ノ認テラ預金部へ預入スヘキコトヲ指ハス
ヘシ。

三 昭和二十一年三月三十一日ヲ以テ終了スル本合計年度残余明開キニ於テハ預金部

大、戦念保前、余必賃金ハ本公司部ヨリノ昭和二十一年一月二十一日附商元政府
一社スレ見寄シテの昭和二十一年一月二十一日附^{55/1}政府借入ニ因スル件ニ依
特、本社ヲレタルモノモ念メ本公司部ノ許可者及今後許可カルヘキ干支該行
只總行政府ノ一切ノ起債及履歴借入ヲ消化スルタメ可能ナル限り別当セラルヘシ
注 決定年、滿州國銀行社 興國貢ノ他如何ナル法人ニ対シテモ成融資ヲナスハカラ
入

該企が一様レホ該銀行ニ対スル響付乃至將來銀行債ノ買入ハ第三項ニ述ヘタル中失
政府及地方政府ノ草木ヨモ急ニタル機端、本於該企アル場合ニ取ラルヘシ

右ノ件該行ニ付スル扶融資ハ本公司部ヨリノ承認ナキ限り行フヘカラス

五 賽金押ニ於テ昭和二十一年三月三十日迄ノ三ヶ月間ニ附舊債券及小額附舊債券

該企償券ノア一四〇〇千円ヲ限リ取得スルコトヲ許可ス

陸續科長

陸量少將 W·F·マーフワント

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

Economic and Scientific Section

004 (29 Jan. 46) ESS/FI

APO 500
29 January 1946

Subject: Investment Plans of the Deposit Funds Management Bureau,
and Post Office Life Insurance, and Life Annuities Bureau.

To: Ministry of Finance, Hypothec Bank Building, Tokyo.

1. Reference your memorandum LO 113, 26 Dec. 45, subject,
"Request for approval of Investment Plan of Post Office Life In-
surance and Post Office Life Annuities Funds from 1 January to
31 March," and LO 121, 28 Dec. 45, subject, "Request for Approval
of Investment Plan of the Deposit Bureau."

2. You will direct the Post Office Life Insurance and Life
Annuities Bureau to terminate immediately all direct lending or
investment activities, except for loans to policy holders, and
to deposit with the Deposit Funds Management Bureau all funds
that are now or may later become available for investment.

3. For the remainder of the fiscal year ending 31 March 1946,
the available investment funds of both the Deposit Funds Manage-
ment Bureau and the post Office Life Insurance and Life Annuities
Bureau will be so allocated to the extent of the funds available,
as to absorb all bond issues and short term borrowings by national
and local governments that have been or may hereafter be approved
by this Headquarters, including specifically those authorized by
the Memorandum for the Imperial Japanese Government, this Head-
quarters, file AG 130 (21 Jan. 46) ESS/FI, dated 21 January 1946,
subject "Government Borrowing."

4. The Deposit Funds Management Bureau will make no further
investments in or advances to National policy companies, Control
Associations, Eidans, or any other corporations. Advances or loans
to, or the purchase of debentures of Special Banks by the Deposit
Funds after meeting the requirements of national and local
governments as set forth in paragraph 2 above. Such investments
in or advances to Special Banks will not be made except as authorized
by this Headquarters.

5. Approval is granted for the Deposit Funds Management Bureau
to acquire Savings Certificates and small savings bonds (Hokoku
bonds) up to ¥ 14,000,000 during the three months ending 31 March
1946.

W. F. MARQUAT,
Maj. Gen, U.S.A.
Chief, Econ. & Sc. Sec.

裏面白紙

21 November 1950

THE USE OF DEPOSIT FUNDS

The resources of the Deposit Bureau come from the savings, insurance and life accumulations of millions of Japanese people, and principally from postal savings deposits, post office life insurance and life and unemployment payments.

Deposited or paid in relatively small amounts of 100 Y., these funds are the security and the protection of a multitude of individual savers and owners of insurance.

If they should be on continuing principle in connection with the use of these funds, it should be that of providing absolute safety to the individual owners of the money.

The savings of the people of Japan accumulated in the Deposit Bureau have been protected by limiting their investment to national government and local government loans or securities. This should be a planned and not a conjunctive. It should be noted that complaints about this policy do not come from the depositors of these funds, but from those who try to use them of the money.

The demand for long-term investment purposes has favored us to contractions that these funds should be used to make direct loans to industry to provide for industrial expansion and improvements as for other similar purposes.

If such loans were made from the Deposit Bureau funds, it would extend the individuals who had the deposits to all of the risks of private investments in an environment straggling to cover and a habilitate its life subject to all the uncertainties of a very disturbed world situation which is particularly evident in the Far East.

The very fact that such a long-term fund of savings exists, that it is composed of personnel savings and that a normal use of part of such funds is investment in long-term securities, necessitates unusual demands and expectations. Certainly, industry and agriculture would like to reach directly into this large basket of money, either to finance some present burdens of debt or to acquire the financial means through which to further expand business or industrial project. But long-term securities of this kind would represent a great amount of risk, no matter how carefully selected, then such a fund should have.

It is sufficient that the uses of these funds, (both of the individual money and the corporate or body purchased by insurance) have selected this role for the money with the intention of obtaining safety. They could have made direct personal low debts in the securities of other institutions of business and industry. The very fact of this voluntary choice of safety is so to minimize the possibility to make it a.

On the other hand, these funds do represent the most substantial single accumulation of savings in the nation. A crisis of that, they usually are considered to partially appropriate a large part of the funds of a sound long-term security investments.

This conflict between the pension security nature of these funds and their possible use in creating an investment problem.

Recognizing the desirability of making a limited part of these deposit bureau funds available for long-term investment purposes, the Bureau has been asked to make up to the Bureau to accomplish this function, the Bureau has decided to do so. The Bureau has made the following plan:

Under the present circumstances the Deposit Bureau will be charged to the Trust Fund Bureau of the Ministry of Finance.

The Trust Fund Board will issue Trust Fund Certificates bearing a fixed interest rate for the moneys received by it. This Trust Fund is subject to all the usual investment of the supplementary conditions of funds that are concentrated in the Trust Fund Bureau.

The Trust Fund Bank will administer its investment of all of the money to type and will hold all present and future investments. It will maintain an account of short-term investments with which to meet any usual unusual cash payment requests of the supplemental money funds, which can be equipped by surrounding trust fund certificates to the Trust Fund Bureau.

The Trust Fund Bureau, as the government department of the banking accounting for, and investing the funds, will be current and up-to-date by its potential payment in 20 years of the new law. This will be done by the Trust Fund Bureau, and also by the supplemental money funds.

Thus, the Trust Fund Bureau becomes the bank, and the money bank accumulates in the Trust Fund Bureau. It will be used by the government to meet its funds will remain unimportant. As a result, the Trust Fund Bureau can be permitted to place part of its funds to serve and a productive use in the development of the economy.

This will be done by the regulation of a limited amount of bank liabilities. The amount of bank liabilities to be placed at the Trust Fund Bureau will be limited for each branch and in total amount not only such amount will be made available for this purpose as the accumulated funds of the government will permit, and no increase in the amount needed for the necessary, short-term funds and investments in nations, or local government obligations. The absorption of bank liabilities will provide a wide diversification of us and areas plus the protection of interest of the bank of the new financial risk and has the advantage of the funds being able to use through the normal channels of the private banking system.

A maximum of about \$100,000,000 that the investments of the Trust Fund Bureau be continually selected and limited by law. The investments of the funds cannot be influenced by the original source, and the funds cannot be permitted to go into vice for purposes that are more political than non-political, constructive, and safe.

The fundamental obligation of the Trust Fund Bureau is to protect the overall savings, opportunity to use, and security of these funds for their own business purposes and the financial system.

The combination of a government currency is agreed to by the government, and the new form of Trust Fund Certificates issued by the Trust Fund Bureau to the government, source of its funds should permit a wider use through bank documents, of the money's hereafter so accumulated in the deposit bureau with subsequent safety.

預金部資金の運用について

(昭和二五、一一、一一、ナミヤ氏電書)

預金部の資金原は、日本国民大衆の貯蓄、保険及び厚生のため蓄積、就中、郵便貯金、簡易生命保険、厚生保険及び失業保険の拂込金から成立してい。

比較的小額の預金や、拂込金から成立へ莫から見て、この資金は、多數の預金者や保険加入者の安全を保証し、これを保護するところも力である。

この資金の運用について、これを規制する一つの原則が重んじて置かれ、それは、個々の資金所有者に対して絶対的安全を計つてやうといふ原則である。

預金部に集積された日本国民の貯蓄は、その投資を、政府及び地方自

治体の借入金又は公債に限らずに、その保証されることは、このこ

とは實質上へきことである。決して不動産へきことはない。

この政策に対する不滿は、資金を調けた人上層からで甚多く、この金を使ひたがつていい人々下層から來るも事あることに注意しなければならぬ。

長期投資に対する希望が強いために、平素の施政方針は、それと並んで、かから寄付、直接償付を指すのが預金の資金からなりれたたまつて、復興復興のためにおかれており、又、特に極東において明瞭な如き、世界経済界において、私企業投資に伴う、もしゆる危険に個々の者に曝けだることになら

二回もうに多額の附當資金が存在するというこそ、又それが個人の附當から構成されていわといふこと、更に、こういう資金が一部は通常の運用方法は、長期有価証券に投資することであるといふこと、から事実が不合理な欲求や期待を誘発してい鬯のである。

明らかに、企業は、現在の債務を償りかえるために、或いは、何等かの事業計画を遂行するに必要な金融をへけらたり、直接、この多額の金にありつきたいと願つてゐる。然し、この種の償付或いは有価証券は、いかに注意深く選択を行つても、このよう空資金の性質にふさわしい過度のリスクを伴うものである。

この資金の所有者へ即ち、預金者、或いは、保険加入者が、空金を計り、という意図をもつて、附當市場として預金部を選んでという所で、深く考究せばならぬことより、銀行・菊工農銀・証券会社など

直ちに直接自分で投資することができたけれども、この自己意志を完全に達成したいの重宝が、その資金の安全と開拓の必要性との調和上、それなりに至

他了、二、前項の二の結果、この二の開拓のため、開拓の附當も云々類の事情で、既に、この問題に、この資金の健全な長期証券技術の確立が、特に遅れていた。通常考えられて、この

資金の所有者へ向ひの安全保証的性格と、その資金の利用の開拓の問題が矛盾する、投資について一つ問題を提供する。

この開拓資金の望みは、一括り、開拓久江地方債以外の健全目的に利用して、これが望ましいことを認め、この目的を達成したかに一の案が作り上げられ、總司令部は、これに同意した。

法律改正に必要な補足的詳細目について、追つてこれを立案する。

古當社定！なけれはならぬ。

案の骨子は次通りで下り、

去健久適当に改正し、預金部は大蔵省資金運用部に改められ
資金運用部は、その受け入れる資金に計して、一定の利率にて、其運用
部証券を發行する。この運用証券は、資金運用部に集めておき、不
足した額に相当する資金と同一の投資先だ。

資金運用部は、受け入れて、この資金の管理者であり、又投資者一
者にて、現在並びに将来に対する投資三掌握する。

資金運用部は、その従属資金から常時或いは不時手、如何なる資金
請求書に応ずるに足る相当の現金準備金、二種類の資金、即ち、
外洋不被需要金と運用証券と資金運用部に提出する、三十日、現金
支取の二種類である。

資金運用部は、資金の管理し、経理し、被荷する政府機關として、新
設する法律の規定に基き、承認すてて政府によつて補てんされ
ることにして、資金運用部が發行し、被需要金が保有する、運用相
手本據書、其の二種類である。

かくして、資金運用部は、日本一の預金部に集められたいた資金を
受託者となる、政府保証に付し裏付けられることになり、その資金を
保全されることはなり、また外洋證券資金運用部は、その資金と同一の、經
済の為めに貯蓄、寄附金、建設物等用途に使用することを許され
る事にて、公の資本の増加を図る方法により行われる、又
外洋不被需要金と、運用証券と、銀行毎に限度が設けられ、又
「預資金」の範囲内に、現金準備、短期投寄及び国債、地方債投資に

必要な金額を超えた部分に限られり。金融債の取得は、資金の用途及び範囲を広く余計し、又通常の金融上にナスツミ銀行が保障する。即ち、由間に於いて負担する事になら、又、資金が又所金融機関という通常ペルートを通じて活用されると、利典を有するより不利益。

大抵の安全性を確保する上に、資金運用部の投資用、法律に手引、債券に送定・限定期限にて、必要なり。資金の投資は、その源泉と併列するに左右されず以保証し、既存として建設的でない資金の目的不正等、政治的行員途に資金を運用する事は許され。

資金運用部の使命は、少額預金者に深謀、彼等に安全と保護を与え、二つ、大口預金者に、自己の事業の目的のための公取引利子の付ける債券、積金、定期預金等の種類のもの、法規に遵守する事が可能となれ。

資金運用部

本部は銀行の運営上、運用部が主と、之に從属資金部に対する債券の開設小委員会運用契証券といふ若しい形式上組合となり、従来、運営部に於ける、即ち、資金部、十今年安全性にて、金融債を用ひ、法規に遵守する事が可能となれ。

昭和二十六年三月十三日

日本開発銀行法案

3-15

日本開發銀行法

目次

- 第一章 憲制（第一條一第五九條）
- 第二章 役員及社員（第六條一第五十七條）
- 第三章 業務（第五十八條一第五二十一條）
- 第四章 会計（第五十二條一第五三十八條）
- 第五章 監督（第五十九條一第五四十一條）
- 第六章 財利（第五四十二条一第五四十九條）
- 第七章 総則（第五五十五條一第五五五條）

第一章 法則

(四四)

第一項 日本通商銀行は、優遇貸典の供給を行うことにより日本政府の
貿易及び通商の活性を促進するため、一定の金利減額が行う無理
を完結、又は努力することを目的とする。

(五八)

第二項 日本通商銀行は、公法上の法人とする。

(五九)

第三項 日本通商銀行は、主たる事務所を東京市に置く。

(六十)

第四項 日本通商銀行は、必要な場所に於ける事務官を置くことができる。

(資本金)

第五項 日本国通商銀行の資本金は、百億円とし、政府が米國日本通
商銀行の見返資本等勘定からその全額を出資する。

第六項 日本国通商銀行は、必要があるときは、大臣の認可を受けて、

1912年2月26日
1912年2月27日
40514

その資本金を増加することができる。

3 政府は、当時の想定により日本開發銀行がその資本金を増加する場合については、予算の範囲内で、日本開發銀行に出資することができる。但し、第五十三条第一項又は第二項の想定により一般会社からの出資があつたものとみなす場合はおいては、予算に定める金額によらざることができる。

(五款)

第五条 日本開發銀行は、定期をもつて、左の事項を規定しなければならない。

一 目的
二 各種
三 務務所の所在地
四 資本
五 後見を置する事項

六 業務及びその銀行に通する通貨

七 会計に通する通貨

八 公示の方法

2 日本勧業銀行は、定款を変更したときは、遅滞なく、その旨を

大或大至て届け出なければならぬ。

(登記)

六 案 日本勧業銀行は、改令で定めるところにより、登記をしなければならぬ。

2 同様の規定により登記を終了とする場合は、登記の後でなければ、これもつて三者に対流することができない。

(名跡の使用制限)

2 七 案 日本勧業銀行でない者は、日本勧業銀行という名跡又はこれに類する名跡を用いてはならない。

2 銀行法一四四二年法律二十一号(本省令第二章の規定は、日

本項記載行には適用しません。

(年数)

第八条　日本通商銀行の年数については、別に法律で定める。

2　日本通商銀行が年次して過言たるにて、その過余財産は、第一回
より一ヶ月及び二ヶ月の満足による出資の過言に亦じ、一度会計及
び次回以降の見返資本別会計で清算する。

(元入金する月数の倍数)

第13条　是云（昭和二十六年三月八十九号）当月十日未満の元入の
不支行過半力）、百五十（一法入の住居一戸及び百五十四元（一戸等
の代償額の割換）の規定は、日本通商銀行に準用する。

第二章 役員及び役員

(役員)

第十条 日本開発銀行は、役員として、總裁一人、副總裁一人、監
査七人以内、監査二人以内^{参考}理事五人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

- 第十一条 総裁は、日本開発銀行を代表し、その業務を總理する。
- 副總裁は、總裁の定めるところにより、日本開発銀行を代表し、總裁を補佐して日本開発銀行の業務を掌理し、總裁に事故があるときにはその業務を代理し、總裁が欠員のときはその業務を行ふ。
- 監査は、總裁の定めるところにより、日本開発銀行を代表し、總裁及び副總裁を補佐して日本開発銀行の業務を掌理し、總裁及
び副總裁に事故があるときには總裁の業務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときは總裁の業務を行う。

4 番号は、日本開発銀行の業務を監督する。

5 参与理事は、日本開発銀行の業務に関する事項につき總裁の諮詢に応じ、又は總裁に對し意見を述べることができる。

(役員の任命)

1 第十二条 総裁、副總裁及び監査は、内閣總理大臣が任命する。

2 逓報及び参与理事は、總裁が任命する。

(役員の任期)

第十三条 総裁、副總裁、監査及び参与理事の任期は、四年、参与理事の任期は三年とする。

2 総裁、副總裁、監査、番号及び参与理事は再任されることができる。

3 総裁、副總裁、監査、番号及び参与理事が欠員となつたときは、速
速なく補欠の役員を任命しなければならぬ。補欠の役員の任期は、前任者の兼任期間とする。

(代券権の制限)

日本通商銀行と通商、製糖業又は通運との利害が複数する事例については、これらの者は、代券権を有しない。この場合においては、監査が日本通商銀行を代理する。

(代理人の選任)

第十五條 諸裁、副裁及び監査は、日本通商銀行の職員のうちから、從事する事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十六條 日本通商銀行の職員は、當該が任命する。

(役員及び職員の地位)

第十七條 日本通商銀行の役員及び職員は、同法(明治四十年法律第國十五号)その他の刑罰の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 葉務

(葉務の範囲)

第十八條 日本開發銀行は、第一條に掲げる目的を達成するため、左の葉務を行う。

一 経済の再建及び産業の開発を促進するため必要な資金で、銀行その他の金融機關から供給を受けることが困難なものを融通すること。但し、その融通した資金の償還が確実と認められる場合に限る。

二 経済の再建及び産業の開発を促進するため必要な社債へ特別の法令によつて設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。一で、証券業者等により応募又は引き

受けられることが困難なものもあつて、又は引き受けること・預し、その返事又は引き受けた社債の償還が確実と認められる場合に限る。

三 債券を引受け、又は保証すること。但し、日本勧業銀行に
よりその債券を引き受けられ、又は保証される場合でなければ、
銀行その他の金融機関から経済の再建及び産業の開発を促進す
るため公金を資金の供給を受けることが困難な場合に限る。

四 前各号に附帯する債務

(融資利率)

第十九條 前項第一号の規定による融資金の利率は、当該利率に上り収入する融資金の利息が日本通商銀行の事務取扱費、業務委託費その他の諸費及び資産の運用損失を償うに足るよう、銀行の

融資利率を勘査して定めるものとする。

2 商業の融資利率は、融資の目的、融資金の償還期限、担保等においてその種類を同じくする資金の融資に対しても、同一でなければならぬ。

(業務方法書)

第二十条 日本通商銀行は、業務方法書を作成し、これに資金の融通の方法、税率及び期限、元利金の回収の方法その他の業務の方法並びに業務の委託の手續等を記載しなければならない。

(金融機關との競争禁止)

第二十一回 日本国通銀行は、馬一頭を擧げる目的でかんがみ、そ

の乗務の運営により、銀行そのものの金融機關と競争してはならな

。

機器費 合計

(千圓(一
年業年度)

第二十二回 日本国通銀行の事業年度は、毎年四月を過ぎり、翌年
三月を終る。

2 千圓(一
年業年度)日本通銀行は、毎年運転費の算定の基準により生ず
る収入及び支出の予算を作成し、これを大額大量に提出しなけれ
ばならぬ。

2 司庫の収入は、融資金利息、債務の引受けは保証料、その利息
の運用に係る収入及び財産収入とし、司員の支出は、債務取

微費、機務委託費、政府實付金潤子、附屬賃費及び資產の運用損失
金とする。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、
これを審討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければなら
ない。

4 内閣は、前項の規定による閣議の決定がもつたときは、その予
算を國会に提出しなければならない。

5 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の要領については、
大蔵大臣が定める。

(予算書)

第二十回 税 予見し確い理由による支出予算の不足を補うため、日
本開港銀行の予算に予算費を設けることができる。

(千車の議決)

二十五條 千車の國會の議決に關しては、此の千車の議決の所に
する。

(千車の通商)

二十六條 内閣は、日本通商銀行の千車が國會の議決を生じと
は、大藏大臣を理由して、直ちにその旨を日本通商銀行に通知す
るものとする。

2 日本通商銀行は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、
千車を実行することができない。

3 大藏大臣は、第一項の規定による通知がうつたときは、直ちに
その旨を内閣文書院で通知しなければならぬ。

(通票千葉及び千葉の修正)

二十七年 日本汽船銀行は、千葉作成後に生じた弊けることので
言ない理由により必便がある場合に限り、追加千葉を作成し、こ
れを大蔵大臣に提出することがである。

2 日本汽船銀行は、前項の場合を除く外、千葉の成立後に生じた
事由に就いて既に成立した千葉に変更を加える必便があるときは、
千葉を修正して、これを大蔵大臣に提出することができる。

3 第二十三條第二項から第五項まで及び前二項の規定は、前二項
の規定による通票千葉及び千葉の修正について準用する。

(暫定千尋)

昭二十八年 日本通商銀行は、必収に志じて、一季乗年産のうちの一
一定期間に係る暫定千尋を作成し、これを大穀大臣に提出するこ
とができる。

2 暫定二十萬兩 昭二月から昭五月まで、昭二十五年及び昭二十六年
の開足は、同額の開足による暫定千尋について準用する。

3 暫定千尋は、当該略乗半度の千尋が國家の難済を経たときは、
失効するものとし、暫定千尋に基く支用があるときは、これを当該
略乗半度の千尋に基づてなしたものとみなす。

(千尋の施行)

昭二十九年 日本通商銀行は、支出千尋については、当該千尋に定
める日程の外に適用してはならない。

第三十一条 日本勧業銀行は、予算で想定する経費の金額については、
大蔵大臣の承認を受けなければ、適用することができます。

2 大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検
査院に通知しなければならない。

第三十二条 日本勧業銀行は、予備費を使用するときは、直ちにそ
の旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による種類を受けたときは、直ちにそ
の旨を会計検査院に通知しなければならない。

（財務諸表）

第三十二條　日本開発銀行は、財産目録及び貸借対照表を毎月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、預金計算書をこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これらの書類（以下「財務諸表」という。）を大蔵大臣に提出出なければならない。

2　日本開発銀行は、前項の規定による財務諸表の提出をしたとすべきの財務諸表を公告し、且つ、各事務所に掲示置かなければならぬ。

（決算）

第三十三條　日本開発銀行は、事業年度の決算を翌事業年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

- 30 三十回目 日本は純運行は、決算完清額千尋の区分に従い、毎年
年次決算報告書を作成し、昭三十二年第1項の規定により大
臣に提出せし財務報告書を添え、議論なく、大臣に提出し
なければならぬ。
- 31 大臣大臣は、同様の規定により決算報告書及び財務報告書の提出
を受けたとき、これを内閣に交付しなければならぬ。
- 32 内閣は、同様の規定により決算報告書及び財務報告書の交付を受
けたときは、翌年次度の十一月三十日までにこれを審査院
に提出し、その検査を経て、其の認入提出の決算とともに、国会
に提出しなければならぬ。
- 33 逐一に決定する決算報告書の形式及び内容については、大臣
が定める。

(預金の部分)

三十五年 日本勧業銀行は、毎年幾年後の預蓄計算上利益金を生じたときは、預蓄金としてこれを積み立てなければならぬ。
2. 同様の場合は、損失の範囲でんに適てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

(資金の借入の制限)

三十六年 日本勧業銀行は、資金の借入をしてはならない。

(余裕金の運用)

三十七年 日本勧業銀行は、左の方針によるのみ、業務上の余裕金を運用してはならない。
一 國債の保有

- 二 大蔵省資金運用部への預金
- 三 日本銀行への預金

(会計検査院の検査)

第三十八條 会計検査院は、吟釈があると認うるときは、日本開港銀行からその業務の監査を受けた銀行につき、当該監査業務に係る会計を検査することができる。

第五章 檢査

(監査)
第三十九条 日本開港銀行は、大蔵大臣がこの法律の定めるところに従い監査する。

2 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、日本開港銀行からの報告又は第百十一條第一項の規定による検査の結果に基き、日本開港銀行に対して業務に關し審査上必要な命令をすることができる。

(役員の昇任)

第四十條 内閣總理大臣は、日本勸業銀行の總裁、副總裁及び監事が元の名号の一に該當するに至つたときは、これを昇任することができる。

一 この法規、この法規に添く政令又はこれらの法規に基いてする大臣大臣の命令に違反したとき。

二 刑事事件により官職の官職を免けたとき。

三 被監の旨旨を受けたとき。

2 内閣總理大臣は、日本勸業銀行の總裁又は副總裁が同員各号の一に該當するに至つたときは、總裁に対し当該總裁又は副總裁の兼任を命ずることがである。

(語言の徵収及び検査)

第十一條 大臣は、必要があると認めるときは、日本領事館
行に對して語言をさせ、又はその使員をして日本領事館、行の事務
所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件
を検査させ得る。

2 領事の規定により職員が立入検査をする場合においては、その
身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならぬ
い。

3 第一項の規定による報告の徵収及び立入検査の権限は、犯罪搜
査のために認められたものと解してはならない。

第六章 罰則

第四十二條 日本開発銀行の役員又は職員が、前條第一項の規定による報告すべき事實につき虚偽の報告をしたときは、三万円以下の罰金に処する。

第十三条 左の場合においては、その違反行為をした日本開発銀行の役員又は職員を三万円以下の懲罰に処する。

一 この法律により大蔵大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をしなかつたとき。

二 この法律により大蔵大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかつたとき。

三 第六條第一項の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

四 第十八条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行つたとき。

五 第三十六条の規定に違反して資金の借入をしたとき。

六 緒三十七條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき、

七 瑞三十九条第二項の規定による大蔵大臣の命令に違反したと
考へる。

第四十四條 第八項第一項の規定に違反して日本開発銀行といふ名
称又はこれに類する名稱を用いた者は、一万円以下の過料に処す
る。

第七章 罰則

(経営的規定)

第四十五條 大蔵大臣は、設立委員を命じて、日本開発銀行の設立
化に関する業務を処理させる。

第四十六條 設立委員は、定款を作成して大蔵大臣に届け出なけれ
ばならない。

第四十七條 設立委員は、前項の届出をしたときは、遅滞なく、政
府に対し資本金の払込の請求をしなければならない。

裏面白紙

- 第四十八条 資本金の払込があつた日（資本金が分割して払い込まれる場合においては、每一回の払込があつた日）において、設立委員は、その総務を日本開拓銀行の總裁に引き渡さなければならぬ。
- 2 総裁が開拓の事務の引渡しを行つた日において、總裁、副總裁、總務、監査及び参与通事の会員は、設立の登記をしなければならない。
- 3 日本開拓銀行は、設立の登記をすることに因り成立する。

裏面白紙

十九年復興金融金庫は、日本開発銀行の成立のときに解散するものとし、その権利義務及び債務は、日本開発銀行が承継する。

2 大藏大臣は、復興金融金庫の解散の登記を、その主たる事務所及び從たる事務所の登記所に嘱託しなければならない。

3 登記所は、油頂の嘱託を受けたときは、遅滞なく、その登記をしなければならない。

4 第一項の油頂の承認に関する変更登記及び油頂の登記については登録簿を譲さない。

（復興金融金庫の再改等の資本金）

昭五十一年復興金融金庫の算定にとどむける資本金の額は、復興金融金庫法（昭和二十一年法律第三十号）一月三日明著の規定による昭和二十五年度末にとける資本金の額から、未払込資本金額二十五億三千三百万円を控除した額とする。

昭五十一歳 日本国勧業銀行法（昭和十九年法律第一號）の規定により復興金融金庫から承認した債務のうち前項の資本金の額に相当する金額については、第三十六条の規定にかかるらず、日本勧業銀行又立行から貸し付けるものとみなす。

2 日本勧業銀行は、毎年修正後（昭和二十六年後を除く）同一額の政府賃付金に對し大富天皇の定める割合及び手続により補子を支払わなければならぬ。

(日本開発銀行の昭和二十六年度における利差金の回収額)

第十二条 日本開発銀行は、昭和二十六年度を限り、第三十五条
の規定にかかるらず、当該毎年度の利差金を、四十五億三千二
万八十万二千円を超えない範囲内で、國庫に納付しなければなら
ない。

(日本開発銀行の回収金等の納付)

第五十三条 日本国開発銀行は、毎年度に於いて回収金等（日本
開発銀行が復興金融会議から承認して権利のうちその通じて資
金に係る債権及びその債務の承認により取得した債権並びにその
償還を完全するため必要と認定で政令で定めるものに充當した資
金に係る債権）で國收したもののが金額及びその戻済又は引き受けた
社債で償還されたものの金額の合計額をいう。以下同じ。」を生
じたときは、第五十一條第一項の政府貸付金の返済に充てるため、

当該回収金等に相当する金額（当該金額に一圓円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）につて、当該毎業年度における毎業末期末に、國庫に納付したものとみなすし、当該國庫納付度に相当する金額について、同種類は三月の規定による一度或

きから出資がめつたものとみなす。

2 日本開発銀行は、昭和二十六年夏に限り、昭五十一業第一項の政府開河令の返済を完てるため、同一の規定にかかるらず、回収余額を、七十六萬一千九百六十三万三千円を超えない範囲内で、当該事業が實に合て國庫に納付するものとし、当該國庫納付額を超過する回収金等につては同一の規定を適用する。

（國庫納付金の計算及び納付の手続）

第五十條 第二項の規定による國庫納付金の計算及び納付の手続につては、政令で定める。

第五十老謙 この法律に規定するものの外、日本開発銀行の設立、日本開発銀行による復興金融金庫の業務の引継及び復興金融金庫の解散に關し、必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項から第八項までの規定は、日本開発銀行の成立のから施行する。
- 2 復興金融金庫法及び復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律一昭和二十四年法律第二百十四号一は、廃止する。
- 3 この法律施行後最初に任命される理事、監事及び参与理事の任期は、第三十條第一項の規定にかかわらず、理事のうち三人及び監事のうち一人について付、それぞれ専務又は内閣總理大臣の定めるところにより、二年、参与理事のうち二人については總裁の定めるところにより一年とする。
- 4 他の法令中「銀行」という場合には、日本開発銀行を含まないも

のとする。

5 大藏省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のよう文正する。

第十二条第一項官印号の二の次に次の「号を加える。

四の三 日本国勅令銀行を監督すること。

6 實金業等の取扱に関する法律（昭和二十四年法律第百七十号）の一部を次のよう文正する。

第二條第二号中「復興金融公庫」を削り、「日本输出銀行」の下に「日本勅令銀行」「を加える。

7 国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のよう文正する。

第一條第一項中「復興金融公庫」を削り、「日本输出銀行」の下に「日本勅令銀行」を加える。

8 手取執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十

二号」の一語を次のよう改正する。

第九項第一項甲「復興金融金庫」を削り、「日本输出銀行」の下に「日本開發銀行」を加える。

9 公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律(昭和二十二年三月二十七号)の一部を次のよう改正する。

8 一項甲「復興金融金庫」を削る。

10 所得税法(昭和二十二年法律二十七号)の一語を次のよう改正する。

8 三條第六号を次のよう改める。

六 日本開發銀行

11 法人税法(昭和二十二年法律二十八号)の一語を次のよう改正する。

8 二項第二号中「復興金融金庫」を「日本開發銀行」に改める。

登録権法(明治二十九年法律二十七号)の一部を次のよう改め

裏面白紙

正する。

十九年七月廿二日「復興金圓全章」を「日本開拓銀行」に、「復興金融金圓法」を「日本開拓銀行法」に改める。

13
同上
昭和三十二年五月廿四号の一語を次のよう又正する。

事五条第六号ノニノ四を次のように又ある。

六ノ二ノ四 日本開拓銀行ノ運営に關スル融資侵權

14
鶴方源云一昭和二十五年五月廿二日二十六号の一部を次のように又正する。

モ
昭和二十四年三月及び七月廿三日三月廿二日「復興金圓全章」

を「日本開拓銀行」に改める。

15
二十條から同頁までの規定は、昭和二十六年度に限つて適用があるものとし、昭和二十七年四月一日以後は、本人証法書及乗車二号、登記證書等十九年七月廿二日以後三月廿三日及び七月廿

百四十三號第三号中「日本通商銀行」を、並號法第十九至二七号
中「日本通商銀行」を削り、所用見返し及び相手見法の一部をそれ
ぞれ次のように改正する。

所得税法第十三號第六号を次のよう改める。

六 削除

印紙免法第五號第六号ノ二ノ四を次のよう改める。

六ノ二ノ四 削除

「鐵道事業会社の米國対日援助見返資金の借入金の相手に觸する
法單」（昭和二十五年法律第二百四十五号）の一部を次のよう改正
する。

第一條第二項「復興金融金庫」を「日本通商銀行」に改める。

「日本製鉄株式会社法改正法」（昭和二十五年法律第二百四十号）
の一節を次のように改正する。

附則第七号中「復興金融金庫」を「日本通商銀行」に改める。

裏面白紙

18

「資産再評価法」(昭和二十五年法律第百十五号)の一部を次の
くうに改訂する。

第五条第六号中「復興金融金庫」を「日本開発銀行」に改める。

673

昭和二十六年三月十三日

日本開発銀行法案

3-10

日本開発銀行法

目次

第一章	識別（第一條～第九條）
第二章	役員及び職員（第十條～第十七條）
第三章	業務（第十八條～第二十一條）
第四章	会計（第二十二條～第三十八條）
第五章	監督（第三十九條～第四十一條）
第六章	罰則（第四十二條～第四十四條）
第七章	総則（第四十五條～第五十五條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一條　日本開発銀行は、長期資金の供給を行い、又は一般の金融機関が行う長期資金の供給を容易ならしめることにより経済の再生及び産業の開発を促進するため、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。

（法人格）

第二條　日本開発銀行は、公法上の法人とする。

（事務所）

第三條　日本開発銀行は、主たる事務所を東京都に置く。

2　日本開発銀行は、必要な場に従たる事務所を置くことができる。
（資本金）

第四條　日本開発銀行の資本金は、政府の米国対日援助還資金等別会計からの出資金百億円と第五十三歳の規定により政府の一般

会計から出資があつたものとみなされた金額の合計額とする。

2. 國債の米国対日援助見返資金特別会計からの出資金は、昭和二十六年度において出資するものとする。

3. 日本開発銀行は、必要があるときは、大蔵大臣の認可を受けて、

その資本金を増加することができる。

4. 政府は、前項の規定により日本開発銀行がその資本金を増加する場合には、予算の範囲内で、日本開発銀行に出資することができる。

(定款)

第五條　日本開発銀行は、定款をもつて、左の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 務務所の所在地
- 四 資本金
- 五 役員に付する事項

六 廉價及びその銀行化する場合
七 合併して廃する場合

八 公告の方法

2 日本国勅令は、定期を廃止したときは、連号なく、その旨を大或大臣に届け出なければならない。

(登記)

第六条 日本国勅令は、命令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 期満の規定により登記を終了とする場合は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対流することができない。

(告示の使用制限)

第七条 日本国勅令でない者は、日本勅令銀行という名前又はこれに類する名称を用いてはならない。

2 銀行法(昭和二年法律第二十一号)第4条第1項の規定は、日

本開発銀行には適用しない。

(解散)

第八條 日本開発銀行の解散については、別に法律で定める。

2 日本開発銀行が解散した場合において、その残余財産は、一般会計及び米国対日援助見返資金等別会計からの出資の割合に応じ、これらの会計に帰属する。

(法人に関する規定の準用)

第九條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條（法人の不法行為能力）、第五十條（法人の住所）及び第五十四條（理事の代理権の制限）の規定は、日本開発銀行について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

当十張 日本開発銀行に、常員として、總裁一人、副總裁一人、監事七人以内、監事二人以内、監事五人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

- 第十一条 総裁は、日本開発銀行を代表し、その業務を管理する。
- 2 副總裁は、總裁の定めるところにより、日本開発銀行を代表し、總裁を補佐して日本開発銀行の業務を掌理し、總裁に事故があるときにはその職務を代理し、總裁が欠員のときにはその職務を行う。
- 3 監事は、總裁の定めるところにより、日本開発銀行を代表し、總裁及び副總裁を補佐して日本開発銀行の業務を掌理し、總裁及び副總裁に事故があるときには總裁の職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときには總裁の職務を行う。

4 議事は、日本開港銀行の業務を審査する。

5 毎年は、總裁の諮問に依り、日本開港銀行の總務に属する各職員
各自について意見を述べ、又は日本開港銀行の業務に關し、總裁
に對して隨時意見を述べることが出来る。

〔役員の任免〕

第十二条 總裁、副總裁及び董事は、内閣總理大臣が任命する。

2 理事及び会員は、總裁が任命する。

〔役員の任期〕

第十三条 總裁、副總裁、理事及び董事の任期は、四年、毎年の任期
は、二年とする。總裁、副總裁、理事、董事及び会員は、再任されることがで
きる。

3 總裁、副總裁、理事、董事及び会員が欠員となつたときは、選
擇なく、補欠の役員を任命しなければならぬ。補欠の役員の任
期は、前任者の残任期間とする。

(代理権の制限)

日本開発銀行と總裁、副總裁又は理場との権限が相反する事項については、これらの方は、代理権を有しない。この場合においては、監査が日本開発銀行を代理する。

(代理人の選任)

第十五條 総裁、副總裁及び監査は、日本開発銀行の職員のうちから、從たる事務所の業務に關し一切の裁量上又は裁量外の行為をする權限を有する代理人を選任することができます。

(役員の任命)

第十六條 日本開発銀行の職員は、總裁が任命する。

(役員及び職員の地位)

第十七條 日本開発銀行の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第45号)その他の國刑の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務の範囲)

第十八條 日本開発銀行は、第一條に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

一 経済の再建及び産業の開発を促進するため必要な資金へ以下本項中「開発資金」というて、銀行その他の金融機関から供給を受けることが困難なものを貸し可け、又はその資金を供給するため、手形の割引をすること。

二 経済の再建及び産業の開発を促進するため必要を社債へ特別の法律により設立された法人で会社でまいものの発行する債券を含む。以下同じ。一で、証券業者等が認募又は引受をすることが困難なものについて認募又は引受をすること。

三 債務の引受け又は保証をすること。日本開発銀行が債務を引き受け、又は保証する場合でなければ、銀行その他の金融機関から開発資金の供給を受けることが困難な場合にその債務の引受け又は保証をすること。

四 前各号の債務に附帯する義務

前項第一号から第三号までに規定する資金の貸付、手形の割引、社債の応募若しくは引受け又は債務の引受け若しくは保証は、当該貸付に係る資金の償還、当該割引に係る手形の支払、当該応募若しくは引受けに係る社債の償還又は当該債務の引受け若しくは保証の履行に因り取得する債権の取扱が確実であると認められる場合に限り、行うことができる。

卷之三

二十九
の貸付の利率及び手形の引取歩合及び社債の引受及び債務の
引受又は承認の手續等は、当該開室・歩合及び手續料率により
収入する實益余利泉、手形の引取料、社債の引受料及び債務の引受
又は承認の手續料並びに同額等に當る場合により亦然し又は引受
受けの社債の利子が日本通商銀行の業務報酬、業務委託費、通
五十二
手先を償うた足るよう、銀行の實益利率、手形の引取歩合、債務
引受又は承認の手續料率及び借款額の社債の引取料率を勘案
して定めるものとする。

前項の日本通商銀行の貸付利率、手形の引取歩合及び社債の引
受料は、貸付、手形の引取又は社債発行の目的、貸付金又は社債
の償還期日、物引に係る手形の支払額度、担保等においてその額
額を同じくする資金の實付、手形の開引及び社債の引受に對して

は、同一でなければならぬ。

（乗務方法書）

二十一條　日本通商銀行は、乗務方帳簿を准成し、これを乗組の實可又は半額の開引の方法、開率又は參合及び期限、運賃の取扱又は引足の方法、在庫の開支の手續年数、元利金の回収の方法その乗務の方帳及び乗務の乗組等を明記しなければならぬ。

（乗務の手續）

二十二條　日本通商銀行は、銀行以外の者に對しての乗務の手續として以下を定め。

2　銀行が日本通商銀行の乗務の手續を受けた場合においては、その乗務の手續を受取た銀行の支店及び被員での運送を受けた銀行にて運送するときは、その他の開通の道よりつては、云々とより公事に適用する規定とみなす。

(外債開港との管轄権)

二十二年 日本通商銀行は、第一として得ける目的たかんがみ、その債務の清算により、銀行、その他の金融機關と競争してはならない。

第三章 会計

(収支報告)

二十三年 日本通商銀行の収支年報は、毎年四月に予め、毎年三月に終る。

(予算)

二十一年 日本通商銀行は、毎年収支・収入及び支出の予算を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならぬ。

2. 取引の取扱い、手形割引手、社債の引受け手、社債の利子、債務の引受け又は保証料、その他の資産の運用による収入及び財源の収入とし、同額の支出は、債務取

摘要、機密等託付、政府貸付金附子、附屬賃貸及び資本の運用損失金とする。

3 大蔵大臣は、前一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要を調査を行い、閣議の決定を経なければならぬ。

4 内閣は、同項の規定による閣議の決定がうつたときは、その手渡を國安に提出しなければならない。

5 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の要領については、大蔵大臣が定める。

(平瀬賀)

二十四条 予見し難い事由による支出予算の不足を補うため、日本銀行の予算に予備費を設けることができる。

(千草の譲決)

二十五條 千草の國會の譲決に就しては、該の千草の譲決の事に
よる。

(千草の通商)

二十六條 内閣は、日本開港銀行の千草が西英の譲決を経たときは、大蔵大臣を經由して、直ちにその旨を日本開港銀行に通知す
るものとする。

2 日本開港銀行は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、
千草を実施することができない。

3 大蔵大臣は、第一項の規定による通知がもつてとまは、直ちに
その旨を会計監査院に通知しなければならぬ。

(通牒予審及び千葉の審正)

二十七年 日本国信銀行は、千葉作成後に生じた避けることのできない事由により必要がある場合に限り、通牒予審を作成し、これを大蔵大臣に提出することができる。

2 日本信託銀行は、同項の場合を除く外、千葉の成立後に生じた事由に起因して既に成立した千葉に變更を加える必要があるときは、千葉を修正して、これを大蔵大臣に提出することができる。

3 第二十三条第二項から第五項まで及び同一項の規定は、同二項の規定による通牒予審及び千葉の審正について準用する。

(暫定千尋)

昭二十八年 日本精銳銀行は、必要に応じて、一等銀年金のうちの一
定期預金に係る暫定千尋を作成し、これを大蔵大臣に提出するこ
とができる。

2 暫定二十選銀 昭二月から昭五月まで、三二十五年又び昭二十六年
の規定は、同質の規定による暫定千尋について準用する。

3 暫定千尋は、当該銀年金の千尋が國会の議決を経たときは、
失効するものとし、暫定千尋に差く支出があるときは、これを当該
銀年金の千尋に並んでなしたものとみなす。

(千尋の施行)

昭二十九年 日本精銳銀行は、支出千尋については、当該千尋に定
める目的の外に適用してはならない。

第三十條 日本勧業銀行は、予までのきする玉貸の金額については、
大蔵大臣の承認を受けなければ、借用することができない。
2 大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計檢
査院に通知しなければならない。

第三十一條 日本勧業銀行は、予備費を後援するとときは、直ちにそ
の旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにそ
の旨を会計検査院に通知しなければならない。

(財務諸表)

第三十二條 日本開発銀行は、財産目録及び貯蓄対照表を毎月から九月まで及ぶ十月から翌年三月までの半期ごとに、預金計算書をこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これらの書類（以下「財務諸表」という）を大蔵大臣に提出しなければならない。

2 日本国開発銀行は、前項の規定による財務諸表の提出をしたときはその財務諸表を公告し、且つ、各事務所に掲示せねばならぬ。

(決算)

第三十三條 日本国開発銀行は、事業年度の決算を翌事業年度の七月三十一日までに完結しなければならぬ。

- 34 日本信託銀行は、決算完結後予算の区分に従い、毎年
決算書を作成し、三十二年度一項の提出により大
臣に提出して財務省を添え、議會なく、大臣に提出し
なければならない。
- 2 大臣は、國庫の調定により決算報告書及び財務監査の提出
を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。
- 3 内閣は、國庫の調定により決算報告書及び財務監査の送付を受
けたときは、翌年二月三十日までにこれを審議院査院
に送りし、その見送を経て、当の認入認出の決算とともに、國会
に提出しなければならない。
- 4 二項に規定する決算報告書の形式及び内容については、大臣
が定める。

(開業年の部分)

第35条 日本通商銀行は、本年度の貢益計算上利潤金を生じたときは、普通金としてこれを積み立てなければならない。
2 期への積み金は、次次の期でなくしてある場合を除いては、取りくずしてはならない。

(資金の借入の制限)

第36条 日本通商銀行は、資本の借入をしてはならない。

(余裕金の運用)

第37条 日本通商銀行は、元の方針による以外、運営上の余裕金を運用してはならない。
1 國債の売買
2 大通商貿易銀行への預金
3 日本銀行への預金

(会計検査院の検査)

第三十八條 会計検査院は、必要があると認めるときは、日本通商銀行からその業務の委託を受けた銀行につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

(監督)

第三十九條 日本開発銀行は、大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、日本開発銀行からの報告又は第四十一條第一項の規定による検査の結果に基き、日本開発銀行に対して業務に関する監督を命ぜることができる。

(役員の選任)

第四十條 内閣總理大臣は、日本勧業銀行の總裁、副總裁及び監事が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを選任することができる。

- 一 この法律、この法律に添く政令又はこれらの法令に基いてする大蔵大臣の命令に違反したとき。
- 二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。
- 三 法廷の宣誓を受けたとき。

2 内閣總理大臣は、日本勧業銀行の總裁又は副總裁等が前項各号の一に該当するに至つたときは、總裁に対し当該總裁又は副總裁の下任を命ずることができる。

（運営の概要及び検査）

- 第十一條 大臣は、必要があると認めるときは、日本開発銀行
行に対して報告をさせ、又はその職員をして日本開発銀行の専務
所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件
を検査させることができる。
- 2 領事の規定により職員が立入検査をする場合においては、その
身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならな
い。
- 3 第一項の規定による報告の権限及び立入検査の権限は、犯罪捜
査のために認められたものと解してはならない。

第六章 罰則

第三十二条 日本国美銀行の役員又は職員が、前条第一項の規定による報告すべき事項につき虚偽の報告をしたときは、三万円以下の罰金を科する。

第三十三条 左の場合においては、その違反行為をした日本國美銀行の役員又は職員を三万円以下の懲罰に処する。

一 この法律により大臣大臣に届出をしなければならぬ場合において、その届出をしなかつたとき。

二 この法律により大臣大臣の申報を受けなければならぬ場合において、その申報を受けなかつたとき。

三 第六条第一項の規定に違反して登記をすることを省り、又は不実の登記をしたとき。

四 第十八条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行つたとき。

五 第三十六条の規定に違反して資金の借入をしたとき。

六 稽三十七條の規定に違反して業務上の余裕金を溝用したとき。

七 稽三十九條第二項の規定による大蔵大臣の命令に違反したと
考。

第八四〇條 第八條第一項の規定に違反して日本開発銀行といふ名
称又はこれに類する名稱を用いた者は、一万円以下の過料に処す
る。

第七章 條則

(経済的規定)

第八四五條 大蔵大臣は、設立委員を命じて、日本開発銀行の設立
に關する業務を處理させる。

第八四六條 設立委員は、定款を作成して大蔵大臣に呈け出なけれ
ばならない。

第八四七條 設立委員は、前項の提出をしたときは、速滞なく、政
府に対し資本金の払込の請求をしなければならない。

- 1 第四十八条 資本金の払込があつた日へ資本金が分割して払い込まれる場合においては、每一回の払込があつた日一において、設立委員は、その事務を日本開発銀行の總裁に引き継がなければならぬ。
- 2 総裁が前項の事務の引継を受けた日ににおいて、總裁、副總裁、總務、監査及び参与理事の全員は、設立の登記をしなければならぬ。
- 3 日本開発銀行は、設立の登記をすることに因り成立する。

裏面白紙

昭和十九年、復興金庫が設立され、日本通商銀行の成立のときに解散するものとし、その譲り受けた業務は、日本通商銀行が承継する。大蔵大臣は、復興金庫の解散の登記を、その主たる事務所又び近たる事務所の登記所に譲り受けなければならない。

3 登記所は、同項の譲り受けたときは、連絡なく、その登記をしなければならない。

4 第一項の譲り受けた業務する登記及び開設の登記については、登録課を認さない。

第五十條 復興金融会社は、日本開発銀行の設立の事に關するものとし、その権利義務へ政府の出資に係る義務を除く一項、日本開発銀行が承認する。

2 大蔵大臣は、復興金融会社の解散の登記を、その主たる事務所及び從たる事務所の登記所に嘱託しなければならない。

3 登記所は、前項の嘱託を受けたときは、遅滞なく、その登記をしなければならぬ。

4 前一項の適用の承認に關する登記及び前項の登記については登録税を課さない。

第五十一條 日本開発銀行は、前項第一項の規定により承認した債権及び債務については、前二項第一項の規定にかかるらず、その整理に關する業務を行うことができる。

(復興金融金庫の解散等の資本金)

第五十二条 復興金融金庫の解散の時に於ける資本金の額は、その時に於ける復興金融金庫の資本法の額から、昭和二十五年度分の復興金融金庫の預付額のうち復興金融金庫法(昭和二十一年法律第34号)第三条相場の規定により切捨てられた額と未

払込資本金額との合計額を控除した額とする。

第五十三条 復興金融金庫の解散の時に於ける政府の復興金融金庫に対する出資金は、第37条の規定にかかわらず、日本開発銀行の成立の時に政府の日本開発銀行に対する賃付金となつたものとみなし。

2 日本国開発銀行は、毎事業年度(昭和二十六年度を除く)、前項の政府の賃付金に於し政令で定める利率及び手続により利子を支払わなければならぬ。

裏面白紙

当該国収金等に相当する金額へ当該金額に一圓円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額へについて、当該事業年度ににおける支度未満額に割付したものとみなし、当該国庫納付費に相当する金額について、隔年率は三月の隔定による一爻式

2

日本開発銀行は、昭和二十六年春に限り、昭五十一春ままでの政府買付金の返済を完てるため、一月の隔定にかかるらず、回収金等を、七十六億一千九百六十三万三千円を超えない範囲内で、当該事業年度にさみて國庫に納付するものとし、当該回庫納付額を超過する回収金等につれて毎一年の隔定を適用する。

(国庫納付金の計算及び納付の手続)

第五十一条 第二項の規定による国庫納付金の計算及び納付の手続については、政令で定める。

オクナカ

2

第五十一条
この法律に規定するものの外、日本開発銀行の設立、日本開発銀行による復興金融金庫の業務の引継及び新復興金融金庫の解散に關し、必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項から第八項までの規定は、日本開発銀行の成立の日から施行する。
- 2 復興金融金庫法及び復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律第十昭和二十九年法律第二百二十四号は、廢止する。
- 3 この法律施行後最初に任命される理事、監事及び参与理事の任期は、第三十三條第一項の規定にかかわらず、理事のうち三人及び監事のうち一人については、それぞれ总裁又は内閣總理大臣の定めるところにより、二年、参与理事のうち二人については、总裁の定めるところにより、一年とする。
- 4 他の法令中「銀行」という場合には、日本開発銀行を含まないも

- のとする。
- 5 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次の如く改正する。
- 6 第十二條第一項第四号の二の次に次の一号を加える。
- 7 円の三 日本国發銀行を監督すること。
- 8 貨金業等の取扱に關する法律（昭和二十四年法律第百七十号）の一部を次の如く改正する。
- 9 第二條第二号中「復興金融公庫」を削り、「日本输出銀行」の下に「日本输出銀行」を加える。
- 10 国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次の如く改正する。
- 11 廉一様第一項中「復興金融公庫」を削り、「日本输出銀行」の下に「日本输出銀行」を加える。
- 12 千萬執行機関等の責任に關する法律（昭和二十五年法律第百七十号）

- 二号)の一項を次のように入正する。
昭九三六一月、「復興金融金庫」を創り、「日本输出銀行」の下
に「日本開發銀行」を加える。
9
公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律(昭和二十四年法律
法津第二十七号)の一項を次のように入正する。
第一項中「復興金融金庫」を削る。
10
所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように入
正する。
第一項第六号を次のように入める。
六
~~日本開発銀行~~
11
法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一項を次のように入
正する。
第一項第二号中「復興金融金庫」を「日本開發銀行」に改める。
登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように入
正する。

正する。

第十九条第七号中「復興金融金庫」を「日本開発銀行」に、「復興金融金庫法」を「日本開発銀行法」に更う。

13
印紙税法（明治三十二年云華五十五号）の一部を次のように入
正する。

三五第三六号ノニノ四を次のように入れる。

六ノ二 日本開発銀行ノ~~新日本開発~~スル融資銀等

14
地方税法（昭和二十五年云華五二百二十六号）の一部を次のよ
うに入正する。

15
モ 第二十四条第三号及び第七条第十三款第三号中「復興金融金庫」
を「日本開発銀行」に改める。

15
書十項から同項までの規定は、昭和二十六年廃止限つて適用があ
るものとし、昭和二十七年四月一日において、新入税法（昭和二
年）登記法（昭和十九年云華七号）、地方税法（昭和二十四年第三
号）及び第十七号、地方税法（昭和二十四年第三号）及び第十七

百四十三條第三号中「日本開發銀行」を「監理銀行法第十九条第七号中「日本開拓銀行法」を削り、所得税法及び利經稅法の一部をそれぞれ次のように改正する。

所得稅法第三条第六号を次のように改める。

六 削除

印紙法第五条第六号ノ二ノ四を次のよう改める。

六ノ二ノ四 削除

「電氣事業会社の米國対日援助見返資金の借入金の相手に關する法律」(昭和二十五年法律第二百四十五号)の一部を次のように改ます。

第一項第二項「復興金融金庫」を「日本開發銀行」に改める。
「日本製紙株式会社法廃止法」(昭和二十五年法律第二百四十号)の一項を次のように改正する。

附則第七号中「復興金融金庫」を「日本開發銀行」に改める。

裏面白紙

18

「資産再評価法」（昭和二十五年法律第百十五号）の一部を次の
よう改訂する。

第五條第六号中「復興金融公庫」を「日本開発銀行」に改める。

日本開発銀行法案要綱

二六・三・一八

一、目的

日本開発銀行は、長期資金の供給を行い、又は一般の金融機関が行う長期資金の供給を容易ならしめることにより経済の再建及び産業の開発を促進するため、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。

二、法人格

日本開発銀行は、公法上の法人とする。

三、資本金

資本金は、百億円とし、政府が昭和二十六年度において米國対日援助見返資金特別会計からその全額を出資するも、必要があるときは、大蔵大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

政府は、日本開発銀行がその資本金を増加する場合には、予算の範囲内で出資することができる。

四、定款

定款の作成及変更は、大蔵大臣へ届け出なければならない。

五、役員

役員は、総裁一人、副総裁一人、理事七人以内、監事一人以内、参与五人以内とする。総裁、副総裁及び監事は内閣総理大臣が任命し、理事及び参与は、総裁が任命する。任期は、総裁、副総裁、理事及び監事は四年、参与は二年とする。（但し理事のうち二人及監事のうち一人は二年、参与のうち二人は一年とする。）

六、役員の地位

役員は、法令により公務に従事する者とみなす。

七、業務の範囲

日本開発銀行は、に述べる目的を達成するため左の業務を行ふ。

- (一) 経済の再建及び産業の開発に寄与する設備の取得、改良又は補修に必要な資金（以下「開発資金」といふ）を銀行、又は他の金融機関から供給を受けることが困難なものを作成すること。
- (二) 前項資金の調達力により発行される社債（特別の法律により設立された

法人で会社でないものの発行する債券を含む。」で証券業者等が応募又は引受けをすることが困難なものについに応募又は引受けをすること。

(二) 銀行その他の金融機関が供給した用発資金の返済資金を償しければ、又はかかる返済資金調達の為発行される社債と証券業者等が応募又は引受けをする事な困難なものたる場合は引き受けること。

(四) 日本開発銀行が債務の保証をする場合でなければ、銀行その他の金融機関から用発資金の供給を受けることが困難な場合にその債券を保証すること。

(五) 前各号の業務に附帯する業務

なお、「から記載までの業務を行ふ場合には資金の償還又は債権の取立て確実であると認められる場合で、同一年以内のものに限る。

(四) の債務の償還の限界は、日本開発銀行の資本金及び政府からの貸付金の合計額から資金の貸付額を控除し、反対社債の応募又は引受けの現存額を控除した残額の一倍に相当する金額とする。

八 業務方法書

日本開発銀行は業務方法書を作成し、業務の方針等を記載しなければならない。

九 会計

(一) 予算は、事業年度（四月一翌年三月）の損益收支の予算を國会に提出して、その議決を求める。

(二) 決算は決算報告書を國会に提出する。

(三) 増益計算書との利益金は準備金として積み立ててある。但し昭和二十六年度においては復興金融会事が剰余金をもつて四十五億三千二百八十万二千円を國庫に納付するまでの間に日本開発銀行がこの権利義務を承継したときは四十五億三千二百八十万二千円に達するまでは日本開発銀行においてその利益金を國庫に納付し、その超過額に相当する金額を準備金として積み立てるものとする。

(四) 資金の借入

資金の借入は、禁止される。

一 余裕金の運用

余裕金の運用は、國債の保有、資金運用部及び日本銀行への預金に限られる。

二 監督

日本開発銀行は、大蔵大臣が監督する。

大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、日本開発銀行からの報告又は同行に対する検査の結果に基いて監督命令を出しうるものとする。

一三、役員の解任

内閣総理大臣は總裁、副總裁及び監事について左の事由が発生したときは、これを解任するものとする。

一、この法律、この法律に基く政令又はこれらの法令に基いてする大蔵大臣の命令に違反したとき。

二、刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。

三、破産の宣告を受けたとき。

四、心身の故障により職務を執ることができないとき。

なお、理事又は参与について同一の事由が発生したときは、内閣総理大臣は、總裁に対しこれを解任すべきことを命ずることができる。

一四、右のほか、報告、検査など所要の罰則規定をおく。

一五、雜則

(一) 復興金融金庫は、昭和二十一年度末までに政令で定める日に解散するものとし、その権利義務は、解散の時に日本開発銀行が承継する。

(二) 復興金融金庫の解散の時ににおける政府の復興金融金庫に対する出資金は日本開発銀行に対する貸付金となつたものとみなす。

(三) 日本開発銀行は毎事業年度政府の貸付金に対する利子を支拂うものとする。

(四) 日本開発銀行が復興金融金庫から承継した債権につき生じた回収金は、毎四半期末に出資金があつたものとみなす。

但し、昭和二十一年度^度においては、復興金融金庫が貸付回収金及び農中債償還金をもつて七十六億一千九百六十三万三千円を國庫に納付するまでの間に、日本開発銀行がその権利義務を承継したときは、七十六億一千九百六十三万三千円に達するまでの間は、日本開発銀行においてこれを納付し、その超過額に相当する金額について(四)と同じように政府の貸付金が返済されたものとみなし、その額に相当する金額の政府の出資金があつたものとみなす。

一六、附則には印紙税、法人税、登録税、印紙税及び附加価値税等に関する所要の規定をおく。

昭和二十六年三月

日本開発銀行法案

3-19

日本開發銀行法

目次

- 第一章 總則（第一條—第九條）
- 第二章 役員及び職員（第十條—第十七條）
- 第三章 税務（第十八條—第二十三條）
- 第四章 會計（第二十四條—第四十條）
- 第五章 監督（第四十一條—第四十三條）
- 第六章 罰則（第四十四條—第五十條）
- 第七章 罰則（第五十一條—第五十三條）

附則（一
1
33.）

第一章 総則

(目的)

第一條 日本開発銀行は、長期資金の供給を行い、又は一般の金融機關が行う長期資金の供給を容易ならしめることにより経済の再建及び産業の開発を促進するため、一般の金融機關が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。

(法人格)

第二條 日本開発銀行は、公法上の法人とする。

(事務所)

第三條 日本開発銀行は、主たる事務所を東京都に置く。
2 日本開発銀行は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四條　日本開發銀行の資本金は、政府の米國對日援助見返資金特別會計からの出資金百億圓と第五十^四年^又第一項の規定により政府の一般會計から出資があつたものとみなされた金額の合計額とする。

2. 前項の米國對日援助見返資金特別會計からの出資金は、昭和二十六年度において出資するものとする。

3. 日本開發銀行は、必要があるときは、大藏大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4. 政府は、前項の規定により日本開發銀行がその資本金を増加する場合には、該額の範圍内で、日本開發銀行に出資することができる。

(定款)

第五條 日本開発銀行は、定款をもつて、左の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

資本金

四 役員に關する事項

五 六 業務及びその執行に關する事項

七 会計に關する事項

八 公告の方法

2 日本国開発銀行は、定款を變更したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

(登記)

第六條 日本開発銀行は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七條 日本開発銀行でない者は、日本開発銀行という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

三 銀行法（昭和二年法律第二十一号）第四條第二項の規定は、日本開発銀行には適用しない。

本開發銀行には適用しない。

ハ解散、

第八條　日本開發銀行の解散については、別に法律で定める。

2　日本開發銀行が解散した場合において、別に法律で定めるところにより、その剰余財産は、鶴賀に歸属する。

(法人に歸する規定の適用)

第九條　民法(明治二十九年法律第八十九號)第四十四條(法人の不行行為能力)、第五十條(法人の住所)及び第五十四條(理事の代理権の制限)の規定は、日本開發銀行について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十條 日本開発銀行に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事七人以内、監事三人以内及び参与五人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

- 1 第十一條 総裁は、日本開発銀行を代表し、その業務を總理する。
- 2 副総裁は、総裁の定めるところにより、日本開発銀行を代表し、總裁を補佐して日本開発銀行の事務を掌理し、總裁に事故があるときにはその職務を代理し、總裁が欠員のときにはその職務を行う。
- 3 理事は、總裁の定めるところにより、日本開発銀行を代表し、總裁及び副総裁を補佐して日本開発銀行の事務を掌理し、總裁及び副総裁に事故があるときには總裁の職務を代理し、總裁及び副総裁が欠員のときには總裁の職務を行う。

監事は、日本開発銀行の業務を監査する。
5 参與は、總裁の諮問に應じ、日本開發銀行の業務に關する重要事項について意見を述べ、又は日本開發銀行の業務に關し、總裁に對して隨時意見を述べることができる。

(役員の任命)

- 第十二條 總裁、副總裁及び監事は、内閣總理大臣が任命する。
2 理事及び參與は、總裁が任命する。
(役員の任期)
第十三條 總裁、副總裁、理事及び監事の任期は、四年、參與の任期は、二年とする。
2 總裁、副總裁、理事、監事及び參與は、再任されることができる。
3 總裁、副總裁、理事、監事及び參與が缺員となつたときは、通常なく、補缺の役員を任命しなければならない。補缺の役員の任期は、前任者の就任期間とする。

(代表権の制限)

第十四條 日本開発銀行と總裁、副總裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が日本開発銀行を代表する。

(代理人の選任)

第十五條 総裁、副總裁及び理事は、日本開発銀行の職員のうちから、従たる事務所の業務に對し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十六條 日本開発銀行の職員は、總裁が任命する。

(役員及び職員の地位)

第十七條 日本開発銀行の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(東洋の範囲)

第十八條 日本開港銀行は、第一條に掲げた目的を達成するため、左の業務を行う。

- 一、經濟の再興及び産業の開發に寄與する設備（船舶及び車輛を含む）の取得、改良又は補修（補修に當るものは、該設備に價値の増加を蒙らすものに限る。）に必要な資金（以下本項中「開港資本」という。）で銀行その他の金融機関から供給を受けられことが困難なものに対し付けること。但し、その交付に係る付帯の償還期限は一年未満のものであつてはならない。
- 二、開港資本の調達のため必要な社債（特別の法律により設立された法人で會社でないものの發行する債券を含む。以下同じ。）で證券業者等が認めた又は引受けをすることが困難なものについて、認可又は引受けすること。但し、その認可又は引受けに係る社債

の償還期限は、一年未満のものであつてはならない。

三、銀行その他の金融機関の貸付に係る返済資金の返済に必要な
資金（以下本號中「返済資金」という）を貸し付け、又は返済
資金を譲達する爲めに發行される社債で證券業者等が譲り又は引
受をすることが困難なものにつて譲り又は引受をすること。
但し、その返済資金の貸付に係る交付金及びその譲り又は引受
に係る社債の償還期限は、一年未滿のものがあつてはならない。
四、銀行その他の金融機関が開後資金の貸付をする場合において、
日本開發銀行がその貸付を受けた者の債務を保証するのでなけ
れば、銀行その他の金融機関が開後資金の貸付を困難とすると
きに、その債務の保證をすること。但し、その債務の保證期限は
は、一年未滿のものであつてはならない。

前各號の業務に附帶する業務

著しくは引受又は債権の保證は、當該貸付に係る資金の償還、賃
額額率著しくは引受に係る社債の償還又は當該債券の保證の履行
に由り取急する債権の取立が遅延であると認められると當令に區
行うことができる。

(債務の保證の限度)

第十九條 前條第一項第四號の規定により行う債務の保證の保證額は資本金、準備金及び第四十七條に規定する政府の貸付金の残高の合計額から前條第一項第一號から第三號までの規定により行う貸付及び應募又は引受に係る貸付金の額及び社債の額面價格の合計額を控除した殘高の二倍を超えることとなつてはならない。
(貸付利率等)

第二十條 第十八條第一項第一號から第四號までの規定により行う資金の貸付の利率並びに社債の引受及び債務の保證の手數料率は、當該利率及び手數料率により收入する貸付金利息、社債の引受及び債務の保證の手數料並びに同條第二號及び第三號の規定により應募し又は引き受けた社債の利子が日本開發銀行の事務取扱費、業務委託費、第五十號第一項に規定する政府の貸付金、附屬費及び資産の運用損失を償うに足るよう、銀行の貸付利率及び債

裏面白紙

務の保証の手数料率並びに證券業者の社債の引受けの手数料率を勘定して定めるものとする。

2 前項の日本開發銀行の貸付利率並びに社債の引受け及び債務の保證の手数料率は、貸付、社債の発行又は保證に係る債務の起因となつた貸付の目的、貸付金又は社債の償還期限、債務の保證期限、擔保等においてその種類を同じくする資金の貸付、社債の引受け及び債務の保証に対しては、同一でなければならぬ。
(業務方法書)

第二十一條 日本開發銀行は、業務方法書を作成し、これに資金の貸付の方法、利率及び期限、社債の譲渡又は引受けの方法、社債の引受けの手数料率、債務の保証の方法及び債務の保證の手数料率、元利金の回収の方法その他業務の方法並びに業務の委託の要領等を記載しなければならない。
(同上)

(業務の委託)

第二十~~五~~條 日本開発銀行は、銀行以外の者に對して第十八條第一項化
表に掲げる業務を委託してはならない。

2 銀行が日本開発銀行の業務の委託を受けた場合においては、そ
の業務の委託を受けた銀行の役員及び職員でその委託を受けた業
務に從事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令に
より公然て從事する職員とみなす。

(金融機関との競争禁止)

第二十三條 日本開発銀行は、第一項に掲げる目的にかんがみ、そ
の業務の運営により、銀行、その他の金融機関と競争してはなら
ない。

第四章 会計

(事業年度)

第二十四條 日本開発銀行の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

(予算)

第二十五條 日本開発銀行は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2. 前項の収入は、貸付金利息、社債の引受手数料、社債の利子、債務の保證手数料その他資産の運用に係る収入及び附屬雑収入とし、同項の支出は、事務取

被費、整修委託費、政府貸付金利子及び附屬諸費とする。

3. 大蔵大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

4. 内閣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を國會に提出しなければならない。

5. 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手續については、大蔵大臣が定める。

(予備費)

第二十六條 予見し難い事由による支出予算の不足を補うため、日本開発銀行の予算に予備費を設けることができる。

(予算の議決)

第二十六條 日本開発銀行の予算の国会の議決に關しては、國の予算の議決の例による。

(予算の通知)

第二十九條 内閣は、日本開発銀行の予算が国会の議決を経たときは、大蔵大臣を経由して、直ちにその旨を日本開発銀行に通知するものとする。

2 日本開発銀行は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を実施することができない。

3 大蔵大臣は、第一項の規定による通知があつたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(追加予算及び予算の修正)

第二十九條　日本開発銀行は、予算作成後に生じた避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、これを大蔵大臣に提出することができる。

2　日本開発銀行は、前項の場合を除く外、予算の成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、予算を修正して、これを大蔵大臣に提出することができる。

3　第二十九條第二項から第五項まで及び前二條の規定は、前二項の規定による追加予算及び予算の修正について準用する。

(暫定予算)

第三十條 日本開発銀行は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期年に係る暫定予算を作成し、これを大蔵大臣に提出することができる。

2 第二十条第一項から五項まで、第二十九条及び第二十九条の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が国会の議決を経たときは、失効するものとし、暫定予算に基く支出があるときは、これを当該事業年度の予算に基いてなしたものとみなす。

(予算の執行)

第三十一条 日本開発銀行は、支出予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。

第三十一条 日本開発銀行は、手帳で指定する純資の金額については、

大蔵大臣の承認を受けなければ、流用することができない。

2 大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検

査院に通知しなければならない。

第三十三條 日本開発銀行は、予備費を使用するときは、直ちにそ

の旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定によると通知を受けたときは、直ちにそ

の旨を会計検査院に通知しなければならない。

(財務諸表)

第三十団條 日本開発銀行は、財産目録及び貸借対照表を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書をこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これらの書類（以下「財務諸表」という。）を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 日本開発銀行は、前項の規定による財務諸表の届出をしたときは、その財務諸表を公告し、且つ、各事務所に備え置かなければならない。

(決算)

第三十五回條 日本開発銀行は、毎事業年度の決算を翌事業年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

- 第三十九條　日本開発銀行は、決算完結後、予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書を作成し、第三項第一項の規定により大蔵大臣に届け出た財務諸表を添え、遅滞なく、大蔵大臣に提出しなければならない。
- 2　大蔵大臣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。
- 3　内閣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを会計検査院に送付し、その検査を経て、國の支入収出の決算とともに、國会に提出しなければならない。
- 4　第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、大臣が定める。

(利益金の処分)

第三十七条 日本開発銀行は、毎事業年度の損益計算上剰益金を生じたときは、準備金としてこれを積み立てなければならぬ。

2 前項の準備金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

(資金の借入の制度)

第三十九條 日本開発銀行は、資金の借入をしてはならない。

(余裕金の運用)

第三十九條 日本開発銀行は、左の方法によるの外、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債の保有
- 二 累益準備金の預貯金
- 三 日本銀行への預金

(会計検査院の検査)

第四十條 会計検査院は、必要があると認めるときは、日本開発銀行からその業務の委託を受けた銀行につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

第五章 監督

(監督)

第四十一條 日本開発銀行は、大蔵大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、日本開発銀行からの報告又は第四十三條第一項の規定による検査の結果に基き、日本開発銀行に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(役員の解任)

第四十二条 内閣総理大臣は、日本開発銀行の总裁、副总裁及び監事が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

- 一 この法律、この法律に基く政令又はこれらの法令に基いてする大蔵大臣の命令に違反したとき。
 - 二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。
 - 三 破産の宣告を受けたとき。
 - 四 心身の故障により職務を執ることができないとき。
- 2 内閣総理大臣は、日本開発銀行の理事又は参与が前項各号の一に該当するに至つたときは、总裁に対し当該理事又は参与の解任を命ずることができる。

(報告の徴取及び検査)

- 第四十三條 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、日本開発銀行に対し報告をさせ、又はその職員をして日本開発銀行の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。
- 3 第一項の規定による報告の徴取及び立入検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。

第六章 附則

(復興金融金庫の解散)

第四十四條 復興金融金庫は、昭和二十七年三月三十日までの間ににおいて完全で定める日に解散し、その権利義務へ政府の出資に係るものと保く。」は、日本開発銀行が當該日迄において承継するものとする。

2 ② 復興金融金庫の解散の時ににおける積立て金は、その時に於いて第三十一条の規定により積立てられた準備金とみなす。

(復興金融金庫から承継した債権債務の整理に関する業務)

第四十五条 日本開發銀行は、前條第一項の規定により承継した債権及び債務については、第十八條第一項各號に掲げる業務の外、その整頓に関する業務を行うことができる。

2 日本開発銀行は、該行及び四工組合中央金庫以外の者に對して

3

第二十二節第二項の規定は、兩工場不完全爐が第一項に規定する製造の要をとせた場合について適用する。

（復興金融金庫の解散時の会員金）

第四十六條復興金融金庫の解散の際における資本金の額は、復興金融金庫の昭和二十五年度末における資本金の額から、昭和二十五年度分の復興金融金庫の四月納付金の納付額のうち復興金融金庫法（昭和二十一年法律第三十四號）第三項海蓄の規定により切捨てられた額（昭和二十六年度において復興金融金庫がその解散の時までに復興金融金庫に對する政府出資等に關する法律（昭和二十四年法律第百四十號）第三條又は復興金融金庫に對する政府出資等に關する法律の一項を改正する法律（昭和二十六年法律第百三十號）の規定により同爐に割りした國庫納付金の額を算入する）の額より同爐に割りした國庫納付金の額を控除して算出する。

(政府貸付金)

第四十七條 復興金融金庫の解散の時ににおける政府の復興金融金庫に対する出資金は、第三十八條の規定にかかわらず、日本開發銀行の成立の時に政府の日本開發銀行に対する貸付金となつたものとみなす。

2. 日本開發銀行は、毎事業年度（昭和二十六年度を除く。）、前項の政府の貸付金に對し政令で定める利率及び手續により利子を支拂わなければならぬ。

（みなし出資）

第四十八條 日本開發銀行において、毎四半期（昭和二十六年度の四半期を除く。）、日本開發銀行が復興金融金庫から承繼した権利のうちその超過した資金に係る債権、その債務の保證の履行に因り取得した債権及びその債権を保全するため必要な經費で政令で定めるものに充當した資金に係る債権で回収したもの

の（以下「復興金融金庫關係同收金」という。）を生じたときは、當該四半期末において、當該復興金融金庫關係同收金の額に相當する額の第四十七條第一項に規定する政府の貸付金が返済されたものとみなし、その返済されたものとみなされた政府の貸付金の額に相當する金額が、當該四半期末において、政府の一般會計から日本開發銀行に對し出資されたものとみなす。

裏面白紙

2

日本開拓銀行は、昭和二十六年度に至り、第四十七條第一項の政府の貸付金の返済に充てるため、第四十四條第一項の規定により承認したものの中復興金融庫に對する政府出資等に關する法律第三條に規定する回収金で復興金融庫に對する政府出資等に關する法律の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二號）附則第四項の規定により昭和二十五年度において國庫に納付することを要しなかつたもの（同法附則第五項に規定する森林債券の償還金及び當該森林平賃における復興金融庫所係回収金以下本款中「復興金融庫所係回収金等」と稱する。）を、七十六億一千九百六十三萬三千圓（後興金融庫に對する政府出資等に關する法律第三條及び復興金融庫に對する政府出資等に關する法律の一部を改正する法律附則第五項の規定により復興金融庫が昭和二十六年度においてその解散の時までに國庫に納付しきりかかるときは、その金額を限度とした額）を限度として、

昭和二十七年四月三十日までに納付の届けしなければならない。

3 昭和二十六年度において高銀の賃金附金並び係回収金等が七十六億一千九百六十億三千圓をこえる場合は、當該超過金額に相當する金額の第百十七條第一項に規定する賃金の賃符金が昭和二十七年三月三十一日において支拂われたものとみなし、その支拂されたものとみなされた政府の賃付金の額に相当する金額が、同日において、政府の一括会計から日本銀行に調し出資されたものとみなしす。

(國庫納付金の収入の年度区分及び算定の手續)

第四十九條 前條第二項の規定による国庫納付金は、一括会計の昭和二十六年度の収入とする。

2 前項に規定する額は納付金の手帳の取扱い命令で定める。

(業務の引継ぎに関する項目)

第五十條 この法律が施行するるまことに日本勧業銀行による後收金の領取の事は、**總務課**に屬し必须なる事は、命令で定める。

第七章 嘲則

第五十一條 日本開發銀行の役員又は職員が、第四十三條第一項の規定による報告すべき事項につき虚偽の報告をしたときは、三万圓以下の罰金に處する。

第五十二條 在の場合は、その違反行為をした日本開發銀行の役員又は職員を三万圓以下の過料に處する。

一、この法律により大藏大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をしなかつたとき。

二、この法律により大藏大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかつたとき。

三、第六條第一項の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不實の登記をしたとき。

四、第十八條第一項各號に掲げる義務及び第四十五條第一項に規定する義務以外の義務を行つたとき。

裏面白紙

五 第十九條に規定する債務の保証の根拠を越えて債務の保證をしたとき。
六 第二十二條第一項の規定に違反して業務の委託をしたとき。
七 第三十八條の規定に違反して資金の借入をしたとき。
八 第三十九條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
九 第四十一條第二項の規定による不穎大臣の命令に違反したとき。
第五十三條 第七條第一項の規定に違反した者は、一万圓以下の過料に處する。

附 则

1 この法律中付属二項、第十一項、第二十五項、第三十項及び
第三十四項以外の規定は、公布の日から施行し、附則第二項、第二
十一項、第二十五項、第三十七項及び第三十八項の規定は、復興金融
金庫の解散の日から施行する。

2 左に掲げる法律は、廃止する。

復興金融金庫法

復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律

復興金融金庫法

3 大蔵大臣は、設立委員を命じた、日本勧業銀行の設立に關する事
務を委託させる。

4 設立委員は、定款を作成して大蔵大臣に届け出なければならぬ。
5 設立委員は、前項の届出をしたときは、遅滞なく、政府に対し米
國對日援助見返資金等別会計からの資本金の勘定の請求をしなけれ
ばならない。

裏面白紙

6 前項に規定する資本金の払込があつた日（資本金が分割して払い込まれる場合においては、第一次の払込のあつた日）において、設立委員は、その事務を日本開発銀行の業務に引き継がなければならぬ。

7 経営が前項の事務の引継を受けた日において、總裁、副總裁、監事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならない。

8 日本開発銀行は、設立の登記をすることにより成立する。

9 この法律施行後最初に任命される監事、監理及び審査の任期は、第十三條每一項の規定にかかわらず、監事らうち三人及び監事のうち一人については、それぞれ總裁又は内閣總理大臣の定めるところにより、二年、監事のうち二人については、總裁の定めるところにより、一年とする。

10 日本国開發銀行は、昭和二十六年度に限り、左の各号に掲げるものを、四十五億三千二百八十万二千円（復興金融公庫に対する政府出

裏面白紙

資等に關する法律等二種の規定により、復興金融公庫が昭和二十六年度において、その年次改定の時までに政府に納付した金額があるときは、その余額を控除した金額一を限度として、昭和二十七年四月三十日までに國庫に納付しなければならぬ。但し、その納付の順序は、各号別記の順序に従うものとする。

一 第四十四條第一項の規定による復興金融公庫の権利義務の承認により日本開發銀行の設立の時ににおける貯蓄活用券に利害会として計上すべき金額に相当する金額

二 昭和二十六年度の損益計算上の剰余金

十三 第三十七條第一項の規定は、前項の規定により國庫に納付した昭和二十六年度の損益計算上の剰余金については適用しない。
第十九條の規定は、附則第十項の規定による國庫納付金について準用する。

附則第十項の規定により日本開發銀行が國庫に納付した金額は、

法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の規定によるその納付した事業年度の所得の計算上損金に算入する。

14
15
16
17
地方税法（昭和二十五年法律第百七十五号）の規定により附加額額を課する場合において、同法の規定により附加額額を算定するとき、又は同法の規定により附加額額を事業税に相当する額により算出するときにおけるその納付した事業年度の所得の計算上、損金に算入し。又地方税法により控除法によつて附加額額を算定するときにかかる特定期の支出金額に算入する。

大蔵大臣は、復興金融公庫の専政の登記を、その主たる事務所及び従たる事務所の登記官に預託しなければならない。

登記官は、前項の旨を受けてときは、速速なく、その登記をしなければならない。

第一項の権利の本旨に關する変更登記及び割減の登記については

裏面白紙

19 18
登録税を課さない。
他の法令中「銀行」という場合には、日本開発銀行を含まない
ものとす。
登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のよう
に改正する。

登録税を課さない。
他の法令中「銀行」という場合には、日本開発銀行を含まない
ものとする。
登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のよう
に
改正する。
第十九條第七号中「復興金融金庫」を「日本输出銀行、日本開
發銀行」に、「復興金融金庫法」を「日本输出銀行法、日本開發
銀行法」に改め、同條第十八号中「・復興金融金庫」を「日本輸
出銀行、日本開發銀行」に改める。
印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のよう
に
改正する。

第五條等六号ハニを次の五ナに改め
六ノ二 日本输出银行ノスル証書帳簿
同上六号ノ七の次に次の一号を加える。
六ノ八 日本输出银行ノスル証書帳簿
所得税法(昭和二十二年法律二十七号)の一節を次のように

改正する。

第三條第六号西次のように入める。

六 削除

22 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のよう

改正する。

簿記法第二号中「、住宅金融公庫及び復興金融金庫」を「及び
住宅金融公庫」に改める。

23 産業復興公团法（昭和二十二年法律第五十七号）の一部を次の

ように改正する。

第三條第三項を削る。

24 公團等の予算及び決算の認定権等に関する法律（昭和二十四年
法律第二十七号）の一部を次のよう改正する。

第一項中「復興金融金庫」を削る。

25

大蔵省設置法（昭和二十九年法律百四十九号）の一部を次の
よう文正する。

第二十二条第一項第四号中「復興金融会庫」「を削り、同項第四
号の二を次のように改める。

四の二、日本输出銀行又は日本開發銀行を監督すること。
貸金業等の取締に關する法律（昭和二十四年法律百七十九号）
の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「復興金融会庫」「日本開發銀行」に改める。
國庫出資金等端業等（昭和二十五年法律六十一号）の一部
を次のように改正する。

第一條第一項中「復興金融会庫」「を「日本開發銀行」に改める。
「資產再評価法」（昭和二十五年法律百十五号）の一部を次
のように改正する。

第五條第六号を次のように改める。

28

27

26

六 削除

29

電気事業会社の米国対日援助見返資金の借入金を担保に觸する法律（昭和二十五年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

30

第一條第二項「復興金融金庫」を「日本開發行銀」に改める。予算執行費等の責任に觸する法律（昭和二十五年法律第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二項中「復興金融金庫」を「日本開發行銀」に改め

る。

地方税法の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号及び第七百四十三條第三号中「復興金融金庫」を削る。

「日本製鐵株式會社廢止法」（昭和二十五年法律第二百四十号）の一部を次のよう改める。

31

「日本製鐵株式會社廢止法」（昭和二十五年法律第二百四十号）の一部を次のよう改める。

32

「日本製鐵株式會社廢止法」（昭和二十五年法律第二百四十号）の一部を次のよう改める。

附則第七項中「復興金融金庫」を「日本銀行発行部」に改める。
「金融緊急措置令」（昭和二十一年勅令第八十三号）の一部を

次のよう改正する。

第八條中「恩給金庫、庶民金庫、国民再生金庫、復興金融金庫」
を削る。

改正前の登録税法第十九条第七号及び第十八号、改正前の印紙
税法第五条第六号ノ二、改正前の法人税法第四条等二号、改正前
の大藏省設置法等十二條等一項等並びに改正前の官金券の取締に
関する法律第二条第二号、改正前の国債出納金等端数計算法等一
條第一項、改正前の電気事業会社の米国対日援助見返資金の借入
金の担保に関する法律第一條等二頁、改正前の予算執行、職員等の
責任に關する法律第九条第一項及び改正前の地方税法第二十四條
第三号及び第七百四十三條第三号の規定は、復興金融金庫について
ては、これらの規定に係る改正規定施行後も復興金融金庫の解散
の日まで、なお、その効力を有つ。

裏面白紙

昭和二十六年三月

日本開發銀行法案

日本勅定銀行法

目次

第一章 總則（第一條—第九條）

第二章 役員及職員（第十條—第十七條）

第三章 業務（第十八條—第二十^二條）

第四章 會計（第二十一^三條—第二十九^二條）

第五章 監督（第四十七條—第四十^二條）

第六章 補則（第四十四^三條—第四十九^二條）

第七章 罰則（第五十^一條—第五十五^二條）

附則

(目的)

第一條 日本国開発銀行は、長期資金の供給を行い、又は一般の金融機関が行う長期資金の供給を容易ならしめることにより経済の再建及び産業の開発を促進するため、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励する「ことを目的とする。

(法人格)

第二條 日本国開発銀行は、公法上の法人とする。

(事務所)

第三條 日本国開発銀行は、上記の事務所を東京都に置く。

2 日本国開発銀行は、必要に応じて支那の事務所を置くことができる。

(資本金)

第四條 日本国開発銀行の資本金は、政府の米國対日援助見返資金特別会計からの出資金百億圓と第4十七條第一項又は第三項の規定による政府の一般会計から出資があったものとされた金額との合計額とする。

2. 前項の米國対日援助見返資金特別会計からの出資金は、昭和二十六年度において出資するものとする。
3. 日本国開発銀行は、必要があるときは、大蔵大臣の認可を受けて、その資本金を増加することとする。
4. 政府は、前項の規定により日本開発銀行が上の資本金を増加する場合においては、予算の範囲内と、日本開発銀行に出資する。

とがざる。

5. 政府以外の者は、日本開発銀行に出資することができない。

(定款)

第五條 日本開發銀行は、定款をもつて、左の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金

五 役員に與する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 会計に関する事項

八 公告の方法

ス 日本開發銀行は、定款を変更したときは、遅滞なく、その旨を大藏大臣に届け出なければならぬ。

(登記)

第六條 日本開發銀行は、政令で定めるところにより、登記をしないければならない。

ス 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七條 日本開發銀行でない者は、日本開發銀行という名称又は(

れに類する名稱を用いてはならない。

又 銀行法（昭和二年法律第二十一号）第四條第二項の規定は、日本開発銀行には適用しない。

（解散）

第八條 日本開発銀行の解散については、別に法律で定める。
又 日本開発銀行が解散した場合において、その残余財産は、別に法律で定めるところにより、国庫に歸属する。

（法人に関する規定の準用）

第九條 民法（明治二十一年法律第八十九号）第四十四條（法人の不法行為能力）、第五十條（法人の住所）及び第五十四條（理事の代表権の制限）の規定は、日本開発銀行について準用する。

（役員）

第二章 役員及び取扱員

第十條 日本開発銀行に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事七人以内、監事二人以内及び参与五人以内を置く。

（役員の取扱及び権限）

第十一條 総裁は、日本開発銀行を代表し、その業務を總理する。
又 副総裁は、総裁の定めるところにより、日本開発銀行を代表し、總裁を補佐して日本開発銀行の事務を掌理し、總裁に事故があるときはその事務を代理し、總裁が欠員のときはその事務を行う。

又 理事は、総裁の定めるところにより、日本開発銀行を代表し、

総裁及び副総裁を補佐して日本開発銀行の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときは総裁の職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときは総裁の職務を行う。

4 監事は、日本開発銀行の業務を監査する。

5 参与は、総裁の諮問に應じ、日本開発銀行の業務に関する重要事項について意見を述べ、又は日本開発銀行の業務に関する、總裁に対して隨時意見を述べることが出来る。

（役員の任命）

第十二条 総裁、副総裁及び監事は、内閣總理大臣が任命する。
乙 理事及び参与は、總裁が任命する。

（役員の任期）

第十三条 総裁、副総裁、理事及び監事の任期は、四年、參與の任期は、二年とする。

2、総裁、副総裁、理事、監事及び參與は、再任されることができる。

3、総裁、副総裁、理事、監事及び參與が欠員となつたときは、連帶なく、補欠の役員を任命しなければならぬ。補欠の役員の任期は、前任者の殘任期間とする。

（代表権の制限）、

第十四条 日本開発銀行と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が日本開発銀行を代表する。

(代理人の選任)

第十五條 総裁、副総裁及び理事は、日本開発銀行の職員のうちから、從たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする權限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十六條 日本開発銀行の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の地位)

第十七條 日本開発銀行の役員及び職員は、刑法へ明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十八條 日本開発銀行は、第一條に掲げる目的を達成するため、左の業務を行つ。

- 一 経済の再建又は産業の開發に寄與する設備(船舶及び車輛を含む。)の取得、改良又は補修(補修にあつては、当該設備に價值の増加さもたらすものに限る。)に必要な資金(以下本項中「開発資金」という。)で銀行その他の金融機関から供給を受けることが困難なもの貸し付けること。但し、その貸付に係る貸付金の償還期限は、一年未満のものであつてはならない。
- 二 開発資金の調達のために発行される社債(特別の法律により設立された法人で会社でないもの、発行する債券を含む。以下

同じ。)で證券業者等が応募又は引受けをすることが困難なものに応募すること、但し その応募に係る社債の償還期限は、一年未満のものであつてはならない。

三 銀行その他金紙機關の貸付に係る開発資金の返済に必要な資金(以下本號中「返済資金」という。)を貸し付け、又は返済資金を調達するために発行される社債で證券業者等が応募又は引受けをすることが困難なものに応募すること。

但し、その返済資金の貸付に係る貸付金及びその応募に係る社債の償還期限は、一年未満のものであつてはならない。

四 前各号の業務に附帯する業務

2 前項第一号から第三号までに規定する資金の貸付又は社債の応

募は、当該貸付に係る資金の償還又は当該応募に係る社債の償還が確定であると認められる場合に限り、行うこととする。
(貸付利率)

第十九條 第十八條第一項第一号から第三号までの規定により行う資金の貸付の利率は、当該利率により收入する貸付金利息及び同條第二号又は第三号の規定により応募した社債の利子が日本開発銀行の事務取扱費、業務委託費、第四十六條第一項に規定する政府の貸付金の利子、附屬諸費及資産の運用損失を償うに足るよう、銀行の貸付利率を勘案して定めるものとする。

2 前項の日本開発銀行の貸付利率は、貸付の目的、貸付金の償還期限、擔保等においてその種類を同じくする資金の貸付に對して

は、同一でなければならぬ。

(業務方法書)

第二十條　日本開発銀行は、業務方法書を作成し、これに資金の貸付の方法、利率及び期限、社債の応募の方法、元利金の回収の方法その他業務の方法並びに業務の委託の要領等を記載しなければならない。

(業務の委託)

第二十一條　日本開発銀行は、銀行以外の者に対して第十八條第一項各号に掲げる業務を委託してはならない。

2　銀行が日本開発銀行の業務の委託を受けた場合においては、その業務の委託を受けた銀行の役員及び職員でその委託を受けた業

務に従事するものは、刑法その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(金融機関との競争禁止)

第二十二條　日本開発銀行は、第一條に掲げる目的にかんがみ、その業務の運営により、銀行その他の金融機関と競争してはならぬ。

(事業年度)

第二十三條　日本開発銀行の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

(予算)

第四章 会計

第二十四條 日本開発銀行は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 前項の収入は、貸付金利息、社債の利子その他資産の運用による收入及び附屬雜收入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、第四十六條第一項に規定する政府の貸付金の利子及び附屬諸費とする。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならぬ。

4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を国會に提出しなければならない。

5 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手続については、大蔵大臣が定める。

(予算費)

第二十五條 予算に難い事由による支出予算の不足を補うため、日本開発銀行の予算に予備費を設けることが出来る。

(予算の議決)

第二十六條 日本開発銀行の予算の国会の議決に關することは、国の予算の議決の同一である。

(予算の通知)

第二十七條 内閣は、日本開発銀行の予算が国会の議決を経たときは、國の予算の議決の同一である。

るものとする。

2 日本開発銀行は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を執行することができない。

3 大蔵大臣は、第一項の規定による通知があつたと認ひ、直ちにその面を財務省検査院に通知しなければならぬ。

(追加予算及び予算の修正)

第二十八條 日本国開発銀行は、予算作成後(生じた)避けることので、モニタリ事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、これを大蔵大臣に提出することができる。

2 日本国開発銀行は、前項の場合を除く外、予算の成立後に至った事由に基いて既に成立した予算に変更を加える必要があるとモニタリ

予算を修正し、これを大蔵大臣に提出することができる。

3 第二十九條第二項から第五項まで及び前二條の規定は、前二項の規定による追加予算及び予算の修正について準用する。

(暫定予算)

第二十九條 日本開発銀行は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを大蔵大臣に提出する」とがてモニタリ。

2 第二十条第一項から第五項まで、第二十六條及び第二十七條の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が国会の議決を経たときは、失効するものとし、暫定予算に基く支出があるときは、これを基

該事業年度の予算に基いて、じきものとみます。

(予算の執行)

第三十條 日本開発銀行は、支出し、費について、当該予算に定める用印の外に使用してはならない。

第三十一條 日本開発銀行は、予算で規定する経費の「預金」について、
1 大藏大臣の承認を受てなければ、流用することができない。

2 大藏大臣は、前項の承認をしてとくには、直ちにその旨を会計係
監査に通知しなければならぬ。

第三十二條 日本開発銀行は、予備費を使用するときは、直ちにそ
の旨を大藏大臣に通知しなければならない。

3 大藏大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにそ

の旨を会計検査院に通知しなければならない。

(賤務諸表)

第三十三條 日本開発銀行は、財産目録及び貸借対照表を四月から
九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書を
これらの半期及び事業年度ごとに作成し、当該半期又は当該事業
年度経過後二月以内に、これらの書類（以下「賤務諸表」という。）
を大藏大臣に届け出なければならない。

2 日本開発銀行は、前項の規定による賤務諸表の届出をしたとき
は、その賤務諸表を公告し、且つ、各事務所に備え置かなければ
ならない。

(決算)

第三十四條 日本国發銀行は、毎事業年度の決算を翌事業年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

第三十五條 日本国發銀行は、決算完結後、予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書を作成し、第三十三條第一項の規定により大蔵大臣に届け出た財務諸表を添え、遅滞なく、大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3 内閣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを会計検査院に送付し、その検査を経て、國の歳入歳出の決算とともに、國会

に提出しなければならない。

4 第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、大臣が定める。

(利益金の処分)

第三十六條 日本国發銀行は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、準備金としてこれを積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取りくまにしてはならない。

(資金の借入の制限)

第三十七條 日本国發銀行は、資金の借入をしてはならない。

(余裕金の運用)

第三十一条 日本国開発銀行は、左の方法によるのみ外、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 國債の保有
- 二 資金運用部への預託金
- 三 日本銀行への預金

(会計検査院の検査)

第三十九條 会計検査院は、必要であると認めたときは、日本開発銀行からその業務の委託を受けた銀行につき、当該委託業務に係る会計を検査することがことなる。

第五章 監督

(監督)

第四十条 日本国開発銀行は、大蔵大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めたときは、日本開発銀行からの報告又は第四十二條第一項の規定による検査の結果に基き、日本開発銀行に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(役員の解任)

第四十一條 内閣総理大臣は、日本開発銀行の总裁、副总裁及び監事が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律、この法律に基く政令又はこれらの法令に基いてす

る大蔵大臣の命令に違反したとき。

- 二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。
- 三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。
2 内閣総理大臣は、日本開発銀行の理事又は參與が前項各号の一に該当するに至つたときは、总裁に対し当該理事又は参与の解任を命ずることができる。

(報告の徵収及び検査)

第四十二条 大蔵大臣は、必要があると認わるとときは、日本開発銀行に對して報告をさせ、又はその職員をして日本開発銀行の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件

を検査させることができる。

又 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による報告の徵取及び立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 補則

(復興金融金庫の解散)

第四十三條 復興金融金庫は、昭和二十七年三月三十一日までの間に於て政令で定める日に解散し、その権利義務（政府の出資に係るもの）を除くことは、日本開発銀行がその日において承継するも

のとする。

2、復興金融金庫の解散の時にあける預立金は、その時において第三十六條の規定により積立てられた準備金とみなす。

卷之三

（復興金融金庫から承継した債権債務の整理に関する業務）

第四十四條 日本開発銀行は、前條第一項の規定により承継した債權及び債務については、第十八條第一項各号に掲げる業務の外、その整理に関する業務を行ふこととする。

田元開多金行田
金行田石在三経合口身外

前項に規定する業務を委託してはならない。

復興金融金庫の解散時の資本金

五項の規定により国庫に納付した西暦及び金の額及び未拂込資本
金額の合計額を控除した額とする。

(政府貸付金)

第四十六條 復興金融金庫の解散の時における政府の復興金融金庫
に対する出資金は、第三十七條の規定にかかる、日本開発銀
行の成立の時に政府の日本開発銀行に対する貸付金となつたもの
とする。

2 日本開発銀行は、毎事業年度（昭和二十六年度を除く。）前項
の政府の貸付金に対し、政令で定める利率 計算の方法及び手続
により、利子を支拂わなければならぬ。

(法定出資)

第四十七條 日本開発銀行において、毎回半期（昭和二十六年度の
四半期を除く。）日本開発銀行が復興金融金庫から承継した権利
のうち、その融通した資金に係る債権、その債務の保証の履行に
因り取得した債権及びその債権を保全するため必要な経費で政令
で定めるものに充当した資金に係る債権で回収したもの（以下「
復興金融金庫関係回収金」という。）を生じたときは、当該四半期
末において、当該復興金融金庫関係回収金の額に相当する額の第
四十六條第一項に規定する政府の貸付金が返済されたものとみな
し、その返されたものとみなされた政府の貸付金の額に相当する
金額が、当該四半期末において、政府の一般会計から日本開発銀
行に対し出資されたものとする。

2 日本国開発銀行は、昭和二十九年四月一日起り、第四十六條第一項に規定する政府の負付金、返済による元でこれをたれ、第四十二條第一項の規定により承継したものの方を「第一号から第三号までに掲げるもの及び第四号に掲げるもの」以下本條並びに復興金融金庫關係回収金第」と統稱する。至、七十八億一千九百六十三万三千円(政府出資等に関する法律第三條又は昭和二十六年第 号附則第四項若しくは第五項の規定により復興金融金庫が昭和二十六年度においてその解散の時までに國庫に納付した金額があるときは、その金額を控除した額。以下同じ)を限度として、昭和二十七年四月三十日までに國庫に納付しなければならぬ。

一 政府出資等に関する法律第三條に規定する回収金で昭和二十

六年法律第 号附則第四項の規定により昭和二十五年度にありて國庫に納付することを要しなかつたもの。

二 昭和二十六年法律第 号附則第五項に規定する農林債券の

償還金

三 復興金融金庫の昭和二十六年度における政府出資等に関する法律第三條に規定する回収金

四 昭和二十六年度における復興金融金庫關係回収金

3. 昭和二十六年度において前項の復興金融金庫關係回収金等が七十六億一千九百六十三万三千円をこえる場合には、当該超過金額に相当する金額の第四十六條第一項に規定する政府の貸付金が昭和二十七年三月三十一日において返済されたものとみなし、

その返済されたものとみなされた政府の負付金の額に相当する金額が、同日において、政府の一級会計から日本勧業銀行に交付し出資されたものとする。

(国庫納付金の歳への年度所属区分及び納付の手続)

第四十八條 前條第三項の規定による国庫納付金は、一般会計の昭和二十六年度の歳入とする。

2 計画に規定する国庫納付金の納付の手続は、政令で定める。(業務の引継に関する細目)

第四十九條 この法律に規定するものを除く外、日本勧業銀行による復興金融全庫の業務の引継に際し必要な手續は、政令で定める。

第五十條 日本国發銀行の役員又は職員が、第四十二條第一項の規定による報告すべき事項につき虚偽の報告をしたときは、三万円以下の罰金に処する。

第五十一條 左の場合においては、その違反行為をした日本國發銀行の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により大藏大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をしなかつたとき。

二 この法律により大藏大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかつたとき。

三 第六條第一項の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

四 第十八條第一項各号に掲げる業務及び第四十四條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

五 第二十一條第一項又は第四十四條第二項の規定に違反して業務の委託をしたとき。

六 第三十七條の規定に違反して資金の借入をしたとき。

七 第三十八條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

八 第四十條第二項の規定による大藏大臣の命令に違反したとき。

第五十二條 第七條第一項の規定に違反した者は、一万圓以下の過料に処する。

附 則

1 この法律中附則第二項、第二十一項、第二十二項、第二十四項

第二十八項、第三十一項及び第三十三項以外の規定は、公布の日から、附則第二項、第二十一項、第二十二項、第二十四項、第二十日頃、第二十八項、第三十一項及び第三十三項の規定は、復興金融金庫の解散の日から施行する。

2 左に掲げる法律は、廃止する。

復興金融金庫法

復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律

3 大藏大臣は、設立委員を命じて、日本開発銀行の設立に関する事務を処理させる。

4 設立委員は、定款を作成して大藏大臣に届け出なければならぬ。

5 設立委員は、前項の届出をしたときは、遅滞なく、政府に対し

米国対日援助監督團特別会計からの上資金の払込の請求をしなければならない。

6 前項に規定する上資金の払込(以下この項へ出資金が分割して払はれる場合を除いては、第一回り払込みあつた日)において、設立委員は、この事務を日本開発銀行の代裁に引き継がなければならぬ。

7 総裁が前項の事務の引継を受けた日において、総裁、副総裁、理事及び監事の全員は、設立の登記をしてはならぬ。

日本開発銀行は、設立の登記をすることに因り成立する。

8 この法律施行後最初に任命される理事、監事及び参与の任期は、第十三條第一項の規定にかかわらず、理事のうち三人及び監事の

うち一ヶ月のことは、それが出来た後は、毎月の運営費と
しては、一年、必ずつち二ヶ月につけては、総裁の定めると
ころより、一年、必ずつち二ヶ月につけては、総裁の定めると

卷之三

日本開発銀行は、昭和二十六年暮に限り、左の各号に掲げるものにて、六十五億三千一百八十億一千五百億圓合融金庫に対する政
府本利等に係る支拂未済額、又は該額に付する利息を算定する爲めに、同額合融金庫が昭和二
十六年暮に於けるこの解散時までに政府に納付した金額がある
こと、又はその全額を政府に返済したこと、昭和二十七年
四月三十日モアリハ西暦にてては、日本銀行は、但し、その納
付の順序は、以下に示す如きである。

第四十三章 樹木の種類と育成法

前により日本開拓銀行の成立の時に面ける貸借対照表に利益金

第三十九回
西行の行はるに一過雨。此處に國庫に納付した

3 附則第十項の規定により日本開金銀行が国庫に納付した金額は
法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の規定によるその納付
した事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

附則第十項の規定により日本開発銀行が国庫に納付した金額は

地方税法（昭和二十五年法律第十五号）の規定により附加価値税を課する場合において、同法の規定により加算法によつて附加価値税を算定するとき又は同法の規定によつて附加価値税額を事業税に相等する額によつて算定する場合におけるその納付した事業年度の所得の計算上、減免の計算ノリ、又は地方税法により控除法によつて附加価値税を算定する場合における特定の支出金額に算入する。

15 大蔵大臣は、復興金融公庫の経営に全般に亘る主たる事務所及び他の各務所の登記所に登記しなければならぬ。

16 会社法上、同様の権利を受けるときは、運送なく、その登記をしなければならぬ。

7 同法開設が銀行の専業第一項の規定による承認した機関に

ついてする権利の取得及び所有権の保存の登記並びに前項の登記につきしては登録税を課さない。

18 他の法令中「銀行」という場合に日本開発銀行を含まないものとする。

19 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「復興金融金庫」を「日本輸出銀行、日本開発銀行」に、「復興金融金庫法」を「日本輸出銀行法、日本開發銀行法」に改め、同條第十八号中「復興金融金庫」を「日本輸出銀行、日本開發銀行」に改める。

20 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように

改正する。

第五條第六号の一を次のよう改める。

六、二、日本輸出銀行ノ全スル証書帳簿
同條第六号ハ次の次の一号を加える。

六、九、日本開発銀行ノ発スル証書帳簿

21 所得税法（昭和二十一年法律第二十七号）の一部を次のよう
改正する。

第三條第六号を次のよう改める。

六、削除

22 法人税法（昭和二十一年法律第二十八号）の一部を次のよう
改正する。

第四條第一号中「住民年譜公庫及び復興金庫」を「及び
田畠地主公庫」に改める。

23 住民年譜公庫法（昭和二十一年法律第五十一号）の一部を次の
よう改める。

第三條第三項を削る。

24 同等の予算及び決算の體充當額にに関する法律（昭和二十四年
三月三十日附）の一部を次のよう改める。

第一條中「復興金庫」を削る。

25 大蔵省設置法（昭和二十四年大蔵省令第十四号）の一部を次の
よう改める。

第十二條第一項第一号中「復興金庫」を削り、同項第一

号の二を次のように改める。

四の二 日本輸出銀行及び日本開発銀行を監督すること。

26 貸金業等の取締に関する法律（昭和二十四年法律第六百七十号）²⁶の一部を次のように改正する。

27 第二條第二号中「復興金融金庫」を「日本開発銀行」に改める。
國庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）²⁷の一部を次のように改正する。

28 第一條第一項中「復興金融金庫」を「日本開発銀行」に改める。
資産再評価法（昭和二十五年法律第六十五号）²⁸の一部を次のように改正する。

第五條第六号を次のように改める。

六 削除

29 電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律（昭和十五年法律第二百四十五号）²⁹の一部を次のように改正する。

正する。

第一條第二項「復興金融金庫」を「日本開発銀行」に改める。

30 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第二百七
十二号）³⁰の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「復興金融金庫」を「日本開発銀行」に改める。
地方税法の一部を次のように改正する。

31 第二十四條第三号及び第百四十三條第三号中「復興金融金庫」
を削る。

32 日本製鉄株式会社法廃止法(昭和二十五年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「復興金融金庫」を「日本勧業銀行」に改める。

33 金融緊急措置令(昭和二十一年勅令第八十三号。)の一項を次のようにより改正する。

第八條中「恩賜金庫、庶民金庫、国民更生金庫、復興金融金庫」を削る。

34 改正前の登録税法第十九條第七号及び第八号、改正前の印紙

税法第五條第六号ノニ、改正前の大藏省設置法第十二條第一項第四号、改正前の貸金業の取締に付する法律第二條第二号、改正前の国庫出納金等端数計算法第一條第一項、改正前の電気事業会社

の米国材日後助見返資金等の借入金の担保に付する法律第一條第二項、改正前の予算執行職員等の責任に付する法律第九條第一項及び改正前の日本製鉄株式会社法廃止法附則第七項の規定は、復興金融金庫については、これらの規定に係る改正規定施行後も、復興金融金庫の解散の日まで、なお、その効力を有する。



府政日本

日本開発銀行の運営に関する瞭解事項

日本開発銀行の運営については、同行が我が國の経済の自立・商業の開発等今後の重要な經濟政策を推進するため必要な事業資金供給上に占める重要性及び政府金融機關としての使命にかんがみ、政府の事業・交通及び金融に関する総合的な政策及びこれに基く基本計画に取組せしめるものとする。

(参考) 日本開発銀行の宗旨に右の趣旨を規定をおかしめるよう掲載するものとする。

3-21
省 藏 大

昭和二十六年二月
第十回

想定問題

(日本開発銀行關係)

銀 行 局

- 一、日本開發銀行の業務運営は、甚く方針如何。
- 二、日本開發銀行について、大臣の監督権を少く、政府の意志あるいは産業政策との調整をいかにしてよいか。
- 三、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励するとは如何なる意味か。これは「長期資金を供給する」とあるのは、どの程度の意味のものをいうか。
- 四、日本開發銀行の法人格は、「公法上の法人」といふが、果して如何。
- 五、審議会、設置は、より程度を予定しているか。
- 六、資本金の額（第四條第一項）と増資の規定（第四條第三項）と其關係はどうなるか。
- 七、政府出資金に対する配当はいかに考えるか。
- 八、理事の任命を總裁に一任した理由如何。
- 九、參與とはいかなるものか。
- 一〇、役職員を國家公務員となかつた理由如何。

- 一一、第十八條に「経済の再建及び産業の開発に寄與する」とあるが、いかなる意味か、又具体的に本銀行の業務の対象業種はどの程度のものと予定しているか（第十八條）
- 一二、「設備の整備、改良、人は補修して、これが範囲を含むか。（第十八條第一項第一号）
- 一三、運転資金の貸付を行なった。
- 一四、第十八條第一項第二三号の通常資金の貸付、いわゆる市中銀行融資の「肩書き」と考えてよい。
- 一五、第十八條第一号、確実であると認められた場合に限つて、業務を行うことを主旨とする。
- 一六、融資の方法は協調融資か、又社債の応募は、直接企業に対して行うかか一七、銀行利率は、具体的にどの程度となるか。（第十八條）（第十八條）
- 一八、業務の委託は、どの程度に行うか。（第二十一條）
- 一九、日本開発銀行の融資危険はどの程度に考えていいのか又その危険はどうぞ避離せよ。
- 二〇、予算と事業へと述べた預金收支に限定した主旨如何。
- 二一、利益金の交付は一切積立てとした主旨如何（第三十六條）
- 二二、もつと詳しく述べられ、これは、運用資産は政府出資のみとなるのか又外資導入によるか、自から借入は考えていいのか。
- 二三、政府の出資額は、毎年三十日は政令で定めることとなつていて、これより可日か。
- 二四、扶利義務を包括承継しなから、政府の出資に係る土木を除くとしている主旨如何。
- 二五、復金の解消時の資本金は、どの程度か。（第四十三條第二項）
- 二六、日本開発銀行は、昭和二十一年度における剰余金による回庫納付至四十五千円を限度としている主旨如何。（第四十三條第二項）
- 附則第十項
- 二七、復金の解散時の資本金は簡単にいうことになるか。
- 二八、復金に対する政府出資金は日本開発銀行に対する償付金にふりかえた主旨如何及びその利率は、程度か（第一四十六條）
- 二九、「法定出資」とあつて、復金償付の回収金が自動的に日本開発銀行の資本金になることを定めているが、簡單にいえば、どういうことか。（第四十七條）

裏面白紙

- 三〇、復金の権利義務を包括的に承継するというが、その損失まで承認するのか。
（才四十三條）
- 三一、復金から承認した権利義務は、日本開発銀行の新勘定と分離して別途区分管理する必要はないか。
- 三二、復興金融庫関係参考資料。

二

日本勧業銀行の業務運営の基本方針如何

日本勧業銀行は、全く政府廿四であり、その社員も公事上の法人と規定されているが、その業務については、日本勧業銀行に準じ、既うかぎり政府の直営の統制から独立したものとして運営せしめることとしている。

(一) これがため、左のような措置を講じてある。

(1) 政員の人選及び役員の独立

(1) 諸裁、補佐職又び監査は、内閣より大臣の任命となつて、いるが、監査及び添手の任命は、一切總裁に委せてある。
(2) 公庫は、通常、諸裁及び監査については内閣の承認をうけて主務大臣が任命し、監査については、總裁が主務大臣の認可をうけて任命することとなつてある。従つて、本銀行は、むしろ公共企業体たる国有株式会社に類似してい

る。

(2) 政員の地位は、他の公庫と異り、國家公務員法による

請酬銀を拝受するため、國家公務員とせず法令により公務に従事する役員ということになつてゐる。

(この点完全・日銀に同じ。)

(2) 許可規定の整理

去事上の許可審査は、一切ない。例えば、定期の作成及び変更、財務請費の乍え及び公債のこときも單に大蔵大臣からの届出をもつて足りることとし、事務官の設置のことき銀行の開設に関する重要な事項についても、大蔵大臣の認可を要しないこととなつてゐる。業務運営の基準を定める業務万法書についても、ただ作成すればよいこととなつてゐる。

(3) 特權による拘束の緩和

日本勧業銀行は、金額較小出資である点において他の公庫

ところはよほが、予承は、雖然たる眞理眞文の手承へ不動
無理入道を發くべしもつて足りることとしてゐる。こと次第
審議年会の開催には、すべてこれを委み立てることとし、總務會
を行ひ度いことは、議會の自主性を盡んじた端的な表現である。
なほ、古の外千諱の施行の面においても云々云々はこれに類
する可さ、な則限を擰け、專死公社主のみの目内は運営を留めること
としている。

従つて、日本開港銀行の業務運営は日本方固は、總裁の總論に信
頼し、政府の総制又は干涉を可もなく排除することにゐるものと
いうべく、その種々の體質に政府の勢力が介入しないことは勿論の
ことである。

二

日本開港銀行については、大臣大臣の監督も少く、政府の意志
のものは産業政策との連携といふことですらなり。

實立の企畫公債を立てし、これに何等の役員せ任せした以上
これに責任をもつて政府資金をとりのつかうすることが大前提とす
る。

遂つて、運営企畫企畫におけるごとく、日本開港銀行を名商人と
する國債債権、投資方針、施設開発等を政府は監督しくは監督
誠請たる事員や等議会が提出し、これにてして賛成すべき旨の
御旨、政府資本を並用する政府は監督せしる以上、その上に付
おのづからなる上級的建議にしたがうべきものであり、これがため
國債了承書として、その其書について、政府の監督、交換文書
全國に傳する等の御請文びこれに甚く遠く及ばずと自認せしめる

よう逍遙するものとしてへる。ここで「総合的審議」といふ、「基本計画」というのは、あくまで一般的な政策であり、基本的な計画であり、日本開発銀行のみを対象として産業、交渉、金融に關する政策が決定され、又基本計画が策定されるものでないしかも、その順序の仕方は、あくまで、日本開発銀行の目發的意図を基準とするものであり、例えば、産業界はじめ各界の意見を反映するため必ずしも制度及び意見をしんしゃく、尊重するがときには、その一つの方法であろう。

「一文の金額範囲が行う全額を補完し、又は奨励する」とは、かかる意味か、又は長期資金の供給」とあるのは、どの程度のものをいうか。(第一案)

日本銀行は、その業務運営において、各行その逐一その金融機関と競争してはならないこととなつてゐるので(考二十二点)、そのことを異つた意見をとつて差わすならば、「補完し、又は奨励する」ということとなる。

「補完」といふ「奨励」というも、別段異つたことを表わしてはゐないが、冒頭資金の貸付又は専門資金の調達のために発行される社債の返済へ(考十八点等)、(考等)一號及び二號のとき、おしろ「補完」であり、銀行その他の企團機關からの専門資金の借入金を返済するために必要な資金の貸付へ(考等)買取り(考等)ときは、おしろ「奨励」というべきであらう。

次に、「漫用資金」とはどの程度のものか、もうとまうと明用一年以上のものをいうことになつてゐる。これにて資金の御すの、明用及び暗用した社員の貰得明帳の次方につけて引ことをつてゐる一月十八日寄一月各手一。

日本で発行の云人合は、「公云上の云人」にうが、渠して

可をもつて公云上の云人とのうがといふこと。必ずしもハツテリしているとは云は無いが、当役云人の有する冬月の賃生を分

解除しで、これを付附すべきものと見える。

このよう意見を立つて、日本書籍発行の主に管ける各種の書

の本はところと云うことである。

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

(7)

(8)

(9)

(10)

(11)

(12)

(13)

(14)

(15)

(16)

(17)

(18)

(19)

(20)

(21)

(22)

(23)

(24)

(25)

(26)

(27)

(28)

(29)

(30)

(31)

(32)

(33)

(34)

(35)

(36)

(37)

(38)

(39)

(40)

(41)

(42)

(43)

(44)

(45)

(46)

(47)

(48)

(49)

(50)

(51)

(52)

(53)

(54)

(55)

(56)

(57)

(58)

(59)

(60)

(61)

(62)

(63)

(64)

(65)

(66)

(67)

(68)

(69)

(70)

(71)

(72)

(73)

(74)

(75)

(76)

(77)

(78)

(79)

(80)

(81)

(82)

(83)

(84)

(85)

(86)

(87)

(88)

(89)

(90)

(91)

(92)

(93)

(94)

(95)

(96)

(97)

(98)

(99)

(100)

(101)

(102)

(103)

(104)

(105)

(106)

(107)

(108)

(109)

(110)

(111)

(112)

(113)

(114)

(115)

(116)

(117)

(118)

(119)

(120)

(121)

(122)

(123)

(124)

(125)

(126)

(127)

(128)

(129)

(130)

(131)

(132)

(133)

(134)

(135)

(136)

(137)

(138)

(139)

(140)

(141)

(142)

(143)

(144)

(145)

(146)

(147)

(148)

(149)

(150)

(151)

(152)

(153)

(154)

(155)

(156)

(157)

(158)

(159)

(160)

(161)

(162)

(163)

(164)

(165)

(166)

(167)

(168)

(169)

(170)

(171)

(172)

(173)

(174)

(175)

(176)

(177)

(178)

(179)

(180)

(181)

(182)

(183)

(184)

(185)

(186)

(187)

(188)

(189)

(190)

(191)

(192)

(193)

(194)

(195)

(196)

(197)

(198)

(199)

(200)

(201)

(202)

(203)

(204)

(205)

(206)

(207)

(208)

(209)

(210)

(211)

(212)

(213)

(214)

(215)

(216)

(217)

(218)

(219)

(220)

(221)

(222)

(223)

(224)

(225)

(6) 決算報告書よりは、漢文の摘要を原文に提出して、その摘要をうけるとともに、決算報告書を原文に提出する。

事務所の設置は、どの程度を予定してゐるか。(一第三表)
昭和二十六年度予算について、大坂、名古屋、福岡の三ヶ所を予定している。ただ、博大復興全般会計の監査課務を終了した場合には、その監査分まで承じ、さらに全国沿岸港にて支店をおく必要があろう。

資本金の額（一等四百萬圓）と、資の額（一等四百三十萬圓）との關係はどうなるか。

資本金の額は、想とするものは、見返資金からの百億円の出資であり、それに日本二十六社が支払うに二千七年度以降の各年乗車費の半額半額未だとして一千九百四十萬圓が定めたものとされるもの（去定出資）が想つたものとされてゐる（第一項）。従つて、法華上院的分明示された資本金の額は確定してゐる。ただ、右の去定出資を正つておらず、（假想）用する資本金は、別段轉り乗車料の規定により六萬六千の権利をうけるべき資本とは、考案らねども、ここではうち乗車料は、駅が、米國財政援助見返資金特別委員會又は一委員會から場合にこつてあらたに出資する場合をひうのである。去定出資のごとく、法華の規定により現金を授せずして、当然出資となるものは含まれていまじ。

四 政府出資金に対する當はいかに考えるか（第九条及び第十
六条）

話題と考える。法華の本筋として云々乗車料を生じたときは、これを一切實立て、喪失せしもの場合を除いて又り崩し得ないことをなつてゐるので当然とふんこく申し、日本汽船銀行の予放めたづける余財産たつては、則ち云々誰で起めるところなり、國庫にさすることとなつてゐる。従つて、それぞれ一委員會及び米國財政援助見返資金特別委員會が起手である。するとこととなるが、その場合は早速に國する元請であるらしくと考へよう。

八
西の王を主導に、主した理由何ぞ。(第十二章二三)
さて何等の人才を出て、その責任において主導を行わしめる
ためには、西の王がそこで一王することが適當と考えられる
からであら。

ナメとはいかえらものかへうてお、三十一水
ナメコは、おのれの主牛ととして現行月にさかくるが、これでは
全農業にかぎらず農業をはじめ各々の弓矢をもつてめること
と云ふ。

すまつて、ふうの間こそ止て古用することにてり。或は坐樂
金の中よりも面を占むる日は開鑿。行の事が各地行ふつて支
持された延しひうとまるでらう。

一〇

又諸事を一々公事としあつた是可。一等十七年

又諸事を一々公事としあつた是可。合之、身分關係その他の所
において多才の入才を養め奉ることとあるので、これを去
令たより公事に従事する所とみますに附めた。

一一、二十八年、「ミサの博達文ひ能解の口説に寄る」とゆる
が、いかなる能解か、又是解明に本義行の豪傑の対う能解はどの
能解のものをぞをしてはらか（二十八年）

以車上は、あくまで是の能解はどのとぞてはら、是の能解はどの
能解の能解を下すするかは、實金言との通解なり、今ただちに
決定することとぞ、であるが、能刀、毎正、石火、英、肥料など
どのごととは、まづ何うとまるとひつてこへ、只そのよて、非能
能者、石火、すそせき、豆日など云々としてはらかどうかの問
題があり、又、能刀、もとについては、必然として是の能解の直
身度がヨコ二十六半度も云々して行われることをえれば、能
能のヨリの二〇カ分、すなわち印中銀貯金所定分の一品を本銀
行でやるかどうか、ゆるは、能刀については、見習資金の投資
百五十萬円の外にどの能解の余額が付加されるのは頃口法金などで

まが違うらかは、算評、料金支計の清算などもからんでおり、本支行が手をすらにすきとして、どのまわり印字をおこなうかは、まだ未決の事とひうべきでつろう。

一二 「支店の没予、支度、又は通帳」とは、どの範囲を含むか（第十八回第一頁三一等）。

「又見」とは、仮況な資本をもつてゐる、すなわち、支店の建設新設、貿易、輸送、販賣などのすべてを包括してゐる。並つて、正書書類の場合は、そのほかに含まれる。

「又見」とは、支店の達成にまでいたらないが、支店に又見、支店を用意することにててつて、その運営を著しく早めずも場合を言している。従つて、又見して直前の減少する場合は含まれぬ。ただ、又見のときは一時当該又見の目的には登記のまことを予感してゐる。

「貯蓄」は、括弧内に明記してあるように、通書延賞で延賞する事務の発生の時は毎年の成り積み分に相当する程度の場合は、含まれるので、いわゆる大過帳に記つてゐる。それでよりその設置の

額度が増加し、耐用年数が延びるような場合のみを対象としている。ただ、具体的な見立ては、まだ当つて若干困難な場合もある。

一、還暦資金の貸付は行わないか(第十八條)。

行わない。受取資金の貸付に限つては、

受取資金の貸付に限つては、

長期還暦資金について、市中銀行の資金、或いは債券発行銀行の資金を活用し、又資本設備の償出に必要な特権を還暦資金は、日本输出銀行が供給し、将来日本输出銀行を浦出入銀行に改組したためかつきには、輸入用長期資金の供給も行いうることとなる。

一八 第十八條第一項三号の返済資金の貸付、いわゆる市中銀行の
融資の「肩替り」と考えてよいか。
然り、ただ「肩替り」の方法としては、返済資金の貸付の方法を
とつたまでである。実際の運用としては、発行資金の貸付をおこな
つてある市中銀行とその貸付をうけてある企業との申出により、日
本開発銀行が返済資金の貸付をおこなう場合が多いであろうから、
実質的には通常の肩替りと同じ効果をもつであらう。

一九 第十八條第二項に「確実であると認められる場合に限つて」を
削除するところは、河内第十八條第二項。

これは、発行資金の貸付にしても、発行資金の調達のために発行
される社債の発行にしても、いづれも市中銀行なり、証券業者等な
りが買取又は引き若しくは心募することが困難な場合に、これを行
うことになつてゐるので、日本開発銀行といえども、その償還に不
足のため不完全な貸付等を行つてはならぬことをめらわしたもの
である。このことは、返済資金の貸付の場合でも全く同様である。

一大 融資の方法は協調融資か、又社債の応募は、直済企業に対する行うのか（第十八條）

あ用融資の方法は、一つの方法であり、全額融資も行わられるであらう。社債の応募は、証券業者を通せず、直接行う場合もあらう。しかし、その場合も、社債の利子その他の條件は、第十九條の精神もしんしゃくし、原則として所持出回り分と同程度とすべきである。

一四 賃付利率は、具体的にどの程度となるか（第十九條）

賃付金利は、理論的には、裁判が業務方法書の作成に当つてきめるにあらう。ただ、復水融資金率の平均賃付利率は、年九分九厘であるので、復水融資金率との賃付償還を引きついだ場合におけるこれら賃付率とのつり合いを考慮し、年九分九厘程度でさまることが一、逐ぞ想される。

一五 このうえ、周十五億円に相当する見込資金の一、私企業改修が毎年二十六年ごとにおひて行われたまらば、年七分五厘で賃付をうす、年ににもかかわらず、本銀行となつたため高くなることは不可避だといふう道得と日本输出銀行の賃付利率が七年五厘であるとの主張はどうであるかの問題がめることが予想される。然に、復水融資の改メタルを日本输出銀行の立候に行なはず、当初は、明らかに別個の組織として活躍するため、復水金利との差額等は、やや苦しいかもしける。

一八 業務の委託は、どの程度に行うか（第二十一條）

日本開発銀行は、業務の委託を行うのは、例外的場合と考えていふことに、代理店制度を設けて、融資の申込、調査、審査、貸付及び督促の一切を代理せしめるることは原則として、考えていない。

一九 日本開発銀行の融資の成績はどの程度に考えているか又その向
けはどのように処理するか

日本開発銀行の融資は、市中銀行その他の金融機関の行い尋ねるものを作成するので、商業ベースに乗る通常の金融に比し、若干の高利がともなうことはやむを得ない。しかしながら、その融資に当つては、十分な人員をもつて相手方の個々の企業につき調査・審査を慎重に行うとともに、担保その他の債権の確保に万全の策を講じ、いやしくも政府資金の取扱が粗略になるようなおそれがないようには措置させるつもりである。本銀行の融資につき資金計画などを政府が審査するがごとき措置を回避することとした主旨も、それによつて本銀行の融資の対象又は決定が不当に拘束されるのをおそれたからである。

勿論、このような各種措置によつて融資をした後において、情勢の変化その他の事情によつて融資の回収が困難であるとの最終

的判定がついた場合には、償却等の適当な措置を講ずることとしている。これがため利害会は全額損失補てんのための準備金として積み立てることとし、損失補てんにあてる場合そのぞいてはこれをとりくづしてはならぬこととなつてゐる。(第三十六條)。

二〇

予算を事業収支を除いた損益収支に限定した主旨如何

(第二十四條)

事業収支全体を掲げることは、日本通商銀行の能率的運営の元地から好ましくないばかりでなく、政府資金の運用の適正を期するという意味においては、損益のみを予算として国会の議決をうけることとすれば、その目的を達成せられるものといえるからである。なお、予算全般に対する規定は、日本输出銀行と遙ね同じである。

二一、積金の過分を一切横立てとした主旨(同上)「第三十条」。
利潤金を国庫納付することは、それだけ日本開發銀行の独立的性質を認めることとなるばかりでなく、これを損失補てんのためののみ復り崩さることを證件として横立てさせ、将来損失の少いことが判明し、余裕あることが明らかとなつたときは、適当な税会に何等かの方法によつて資本充實に充てさせることとなるれば、きわめて得策である。かりに、そのような方法がとり得ないとすれば、解散時の資産として國庫に帰属することとなるので、年々國庫に納付するか、解散時に納付するかの相違に著するのである。

この点と関連し、所得税・法人税・地方税の発達は、昭和二十七年度以降、とりやめることとなつた。

二二、資金の借入は不可とすれば、専用資産は政府出資のみとなるのか又外資導入機關として外國からの借入は考えていいのか、資金の借入は、今のところ一切不可となつてゐる。

本銀行が、将来外資導入機關として外國から借入をうけうることとすることは、可能かつ適当なこととも考えられるが、目下のところこれを将来の問題として残している。

二三、復金の権利義務を承認する日は政令で定めることとなつてゐるが、これは何日か（一等四十三年）

未定である。ただ、昭和二十六年三月三十日までに政令でその日が指定されることは、法事の定めるところである。

二十四、権利義務を承認せながら「政府の出資に係るものと除く」としていはる主旨（同上、一等四十三年）

権利義務の主務の場合に、その義務のうちから政府出資相当分を除き、それに相当する金額が権利義務を承認した日本開發銀行に対するめらたな賃付金とされたものとしたものである（一等四十七年第一項）

二五

復金の解散時の積立金は、どの程度か（第四十三表第二頁）現正復全の貸借対照表には積立金として十七億三千万円が計上されているが、これに見合う資本としては、超過納付金三十三億九千七百九十二万五千円が計上されているので、実質的な積立金は、三億三千三百七万五千円に過ぎない。この超過納付金は、昭和二十四年度において、夏金の企業会計方式によつて計算された利差金をこえて三十三億九千七百九十二万五千円を内附させられたからである。すなわち、国庫内付金は、収入支出の現金差額となるため、企業会計の利益と合算しないことをやるのである。一その祖述の原団は、昭和二十四年度における復金償利息の超過分を復金にたてるが（企業会計）たてないか（国庫会計）の補遺にある。

二六 日本開発銀行の昭和二十六年度における賃余金による国庫内付金を四十五億三千二百八十万二千円を限度としている主旨如何（第四十三條第二項・附則第十四項）。

復金融資金庫の昭和二十六年度における賃余金による国庫内付金として一枚会計の歳入に計上すべき金額は、四十五億三千二百八十万二千円となつてゐる。従つて、昭和二十六年度中において、復金及び積立金を通じて、この四十五億円は國庫に納付する必要が財政全体の立場からあるわけである。

そこで、第四十三條第二項においては、復金が解散するときまでに昭和二十六年度分の賃余金として昭和二十六年度に繰り越したもの（これは、十七億円程度になるものと予想される。）との旨計額が四十五億円をこえたときは、その超過額は、日本開発銀行に夏金の権利債務を承認した日に、日本開発銀行の準備金として積み立てられたものとし、資本元本をはかることとしている。

附則第十項の主旨は、昭和二十六年度に限つて、右の四十五億円の内寸の差額を規定しているが、第一に、その順序として、復金から引きついだ利益全額を元きに引め、次ぎに日本開発銀行の固有の利益をおさめることとしている。その主旨は、若しかりに復金の利益金が四十億円までめり、日本開発銀行の利益金が二十億円、合計六十億円あつたとしたときだ。元きに日本開発銀行の利益全額を規定してしまうと、復金の利益全額のうち十五億円は、第三十六条等一項の規定によつて積み立てがでまくなくなつててしまうからである。

附則第十項の括弧内の主旨は、復金が引締時までに昭和二十六年度分の利益全額と昭和二十五年度分の利益全額で昭和二十六年度に乗り越して納めた全額とがあると言は。その合計額を控除した残りの金額だけを日本開発銀行は納めればよいという主旨である。

このようにして、日本開発銀行が國庫に納めた金額があるときは、

その金額は免税しないと四十五億円の目標達成が不可能になるので、この分は、法人税・地方税の負担を規定している（附則第十三・第十四項）。

（二）日本開発銀行の資本構成
（三）日本開発銀行の監査

二で復金の算数時の資本金は簡単にどういうことにまるか一括四十五年一

その計算方式は次のとおり。

昭和二十五年度末資本金へ九百五十三億七千三百万円——
減資額の端数（一九千万円）——昭和二十六年度回収金國庫内付額
一昭和二十五年度分回収金の昭和二十六年度における國庫内付額
（一繩越額一二十八億円前後と予想される）——幾中債償還金
の国庫内付額（未払込資本金額一二十五億三千三百万円）

二

二八 復金に対する政府出資金を日本勧業銀行に対する貸付金に
ふりかえた主たる如何及びその利子はどの程度か（第一十六條）
復金に対する政府出資金をそのまま引き受けと、日本勧業銀
行の資本金が余り巨額になり、しかも初年度からすなわち昭和
二十六年度においてすでに國庫納付額に相当する積資をおこな
わなければならないこととなる。

これは、いろいろな点からみて明白くないので、これを貸付
金とし、これに対し一定の利率で利子を支払うこととしたもの
である。利率は、毎年五分五厘程度とあるが、得采の確
の情勢で、これを上下しうることとをろう。

昭和二十六年度に實付利子の支払をしない理由としては、毎
十五億円の利息金を國庫内付するための現金を支拂うる余裕が毫
のからでめつて、得采は、この利子の回収を實際にてつて上下す
ることにくつて、利子金の積立を起算し、損失見込の増減に対
應することもできよう。

二九 「法定出資」とあつて、復金債権の回収金が自動的に日本開発銀行の手にかかることを定めてゐるが、簡便にいえば、どういうことかへ等(四十七年一月)

これは、昭和二十七年後以降の原則と昭和二十六年度の過渡的措置とを分けて考えるべきがゆう。

一 昭和二十七年三月以後(一月十七日等一月)

資金から減じた債務につれて国庫全が庄じたときは、それを半まで政庫からの貸すきの返済に充当したものとし、この区別にてたゞだけ一ヶ月計から政庫出資されたものとしているのである。すなわち、それだけ資本金が添付されていくわけである。

二 昭和二十六年三月(一月十三日等二月)

昭和二十六年三月においては、資金は、その實付回収全等(一萬

中實の回収金を含む)一七十六億一千九百六十三万三千円(一萬

ち實付回収金五十五億二千九百六十三万三千円、係中賃償還金二十億九千万円)を国庫に交付することになつており、一ヶ月の支入に計上すみと定めつてゐる。そこで、資金又は日本開発銀行を通じてこの金額まで計上しなければならぬが、これを上回した差に当りては、その超過金額に相当する金額は、政庫からの貸すきを反照して、そのまだ未償済の收荷當月にふり合えることを予定している。(一月十七日等三月)

そこで、この七十六億円以内のものでよつて構成されて

ハラハラと云うと、

(1) 日本二十九年三月の支付回収金で昭和二十六年三月に付いて

内に償済するものの二率減も一率も二十九億三千円にまるものと見込まれてゐる。

り、繊維運送の償済金(二十億九千万円)これは、昭和二十九年三月又は二十五年三月にて必ず償済せつたもので、昭和二

(3) 十六年迄において國庫内寸することにほつてゐる。一
廿二十六年歲における度会國収金へこれは、引落の時明

(4)

度全からよきした積立について日本銀行にさへて生じ
た國収金へこれも引落の寺りにこつて大いに尋る。一
これらの場合、が七十六歳出に立ちまで、日本銀行は、通
算内すしなければならぬ。但し、(1)(2)(3)たつま度全が度寺までに自度内寸したものぶらるとされ、これらの合計を七十六歳
内から差除した後、まだけを内めればよいことを述べてゐる。

三〇 度全の度利課税を包括的に成るといふ、その過失まで
言はするのか。一萬四十三才。

又会は、見正一三日表一八百八十六年四月の貯出度寺をもつ
てゐるが、そのうち裏に貯出と記載られるのは度めてわづかめ
り、しかも度の度時度寺の度タに呼じて、その計文もたえず変
更してゐるので、年に度寺から度失のみを引き止めたと見える必
定はない。これは、よほ度の言事にてつて、大きくちがつてく
るるのとぞえられ。

二、復金から償還した新債権者は、日本通商銀行の新勘定と分離して割合区分帳目する必要はないか。

復金から返済した債主について生じた国債は各課税率の毎四半期末に日本通商銀行に対する新貸大金に加えられていくことになつてゐるので、日本通商銀行の回収金のうち復金からの承認債主につれて生じたものか、日本通商銀行の新貸付債主について生じたものかの区別をすることはある。従つて、日本通商銀行が復金の新勘定を承認した次においては、日本通商銀行の名義として両者を区分せよとすることは検討であらう。しかしながら、法律上、両者を以分離として、例えば、復金からの新勘定債務を「旧勘定」あるいは「新勘定」として日本通商銀行の新債権債務と以分すべきことを命ずることは、次のようない理由で適當ではないと答えられる。

(1) 日本通商銀行は、復金から債権債務を承認した後ににおいては、

これを新債権債務と一体として運営し、その間に差別を認めないこと、日復金からの借入金債務者に対する心理的影響の点で望ましい。すなわち、若し、かりに復金からの取扱責任を「新勘定」にでも上げることになれば、借入人の返済意欲を殺すこととなししひものが恐ろからでめる。

(2) 復金からの貯蓄資産と預貯金とを区分して、両者を「新勘定」めるいは「日刈定」としてもその金額は、新勘定の九倍程度にもなり、かつ、その差額に加えこれ十倍を要するとすれば両勘定を分けることは、極めて奇妙な情況を呈する。

(3) 美滿開港として、当初両勘定を分けても新勘定の費用のうち若干部分は旧勘定の回収金として返却されてくるであらうし、又新旧両勘定が貸し切っている同一企業からの回収金を新旧勘定にどのように分けるか、不可分性の負担割合をどうするかなどの諸問題が生じがあり、これを十年間も続けることは實際的でない。

(4)

新旧力士分争の際、日勤走の過失が新勤走に及ぶことを避けるとする主張に出るものと考へらるが、日勤走の過失はそれほど大きくはないと思められるばかりでなく、新勤走の過失により同僚的でめり、これまでしも懲念する所では、いまここで割引したまゝ少明の過失を警戒して教訓すべきであるとの旨にてなろ。これは、貴田寅寸全の相手方の復讐意を喰殺するつで、好ましくない。

裏面白紙

復興金融金庫の資本金額推移状況

資本金額

変更年月日

法律番号

一〇〇億円

昭和二十二年一月五日

法律第オ二三四号

一五〇

昭和二十二年四月一日

法律第オ二二八号

五五〇

九五

法律オ一〇号

七九〇

昭和二十二年十二月九日

法律第オ二三七号

九〇〇

昭和二十二年四月二日

法律第オ二四四号

一三五〇

昭和二十二年七月二日

法律第オ二四〇号

一四五〇

昭和二十二年九月五日

法律第オ二四九号

一一五〇

昭和二十二年十一月三十日

法律第オ二五七号

一〇八〇

昭和二十二年十二月三十日

法律第オ二五七号

裏面白紙

農林金融全廻に対する政府出資金拂狀況

拂込年廻

拂込額

財源

昭和二十一年度	四〇〇〇〇〇〇〇千円
同二十二年廻	三〇〇〇〇〇〇〇
同二十三年廻	一八〇〇〇〇〇〇
同二十四年廻	六二〇〇〇〇〇〇
合計	一一七〇六七〇〇〇

一般合計
同
同
同
（見返資金に
よる償還金に）

復金の減資推移

昭和二十三年度末における資本金額
内 松込資本金 一四五、〇〇〇百万元
木松込資本金 一一七、四六七

昭和二十四年度末における減資額
内 ね込資本金 三〇、〇〇〇
末ね込資本金 五〇〇
木ね込資本金 五三三

昭和二十五年度初めにおける資本金額
内 松込資本金 一一五、〇〇〇
木松込資本金 一一二、四大七

昭和二十六年一月末における資本金額
内 松込資本金 一一五、五三〇
木松込資本金 一二、五三三

舊船公團に対する償還の相殺減資額
昭和二十六年一月末における資本金額
内 松込資本金 一〇八、〇六三
木松込資本金 一一、大〇〇

昭和二十五年度末における減資予定額
内 松込資本金予定額 九五、四六三
木松込資本金予定額 九二、九三〇

昭和二十五年度末における資本金予定額
内 松込資本金予定額 二、五三三

裏面白紙

昭和二十一年度復金償還状況

月別 区分	償還額	日銀保有分	その他保有分	備考
二月	一六〇〇〇〇〇+四	八一九八〇〇千円	七八〇・一〇〇千円	
五月	七八〇〇〇〇〇	六〇九ニセ〇〇	九〇七三〇〇	
六月	六〇〇〇〇〇	五七九六九〇〇	七八〇・一〇〇	
七月	六〇〇〇〇〇	五〇七七六四〇〇	一三一・一五五〇	政府出資金による償還及び交付
八月	四九〇〇〇〇	二・九〇〇八〇〇	一六九九三〇〇	公債による償還
九月	一〇・九〇〇〇〇	六七一四〇〇	三八八六五五〇	並るに自己資金による償還
十月	八〇〇〇〇〇	四七八五九〇〇	三六一〇八〇〇	
十一月	一〇・九〇〇〇〇	八五五六八〇〇	二一〇〇一〇〇	
十二月	三一〇・四九五八〇〇	一一一・一九〇〇	八三七ニ九五〇	見返金による償還
二月	二五五九〇〇	〇	二五五九〇〇	
三月	六六四四四〇〇	〇	六六四四四〇〇	
四月	一〇〇〦〦〦〦	〇	一〇〇〦〦〦〦	
合計	一〇九一〇〇〦〦	大一〇・九〇〇	日八〇・三〇〇	

年度別業種別貸出回収表

業種別 年次別	21年度		22年度		23年度		合計		24年度		25年度		合計		累計	
	貸出	回収	貸出	回収	貸出	回収	貸出	回収	貸出	回収	貸出	回収	貸出	回収	貸出	回収
鉱業	1579271	26600	25234555	5016671	32610717	6002220	10472561	926499	29307	1248174	20650	1622172	53932	16503765	60542519	25752150
鐵道工業	42312	470	660121	44720	4360152	121215	6062452	166079	212160	297993	158042	110344	370258	1.0562209	5622912	1.220313
金属工業	356250	1,700	1,461,068	226730	2933301	567103	5100220	313,117	335,650	79163	62724	53,423	397,055	1,331,731	5,539,771	2,105,248
機械器具工業	1266002	36493	2105006	152679	4260679	406479	7,402,121	714211	1012592	1166700	165022	69,837	1,157910	1,806639	4,500,024	2,102,840
農業	1,1126	570	1,131,113	12410	30,375	50,082	647679	10,866	116,65	129,606	116,600	75,907	82184	205,513	369,066	269,079
化粧工業	1,225670	90,142	4006300	674802	1,120,619	1,116,149	11,705,601	1,722,163	1,613,063	1,620,012	62,387	1,063,809	1,056,733	2,670,870	13,242,336	4,173,017
製材業	70257	9020	115,02	9,715	26,457	15,376	60461	22,661	2,160	2272	20926	20,799	22720	5,451	5,6735	57,121
電気工業	305,280	2266	2691600	67,200	11,132,644	1,21745	32,22,100	42,050	11,5993	387,1372	0	110,160	1,15790	5,013,607	22,105,027	66,300,67
瓦斯業	100	0	30,30	11,309	6904	11,100	37,02	10,847	0	6,620	0	2208	0	2,755	37,023	36,207
土木建築業	12442	3,570	16,672	99,310	41,052	27,156	603,152	1,03,552	0	23,347	1,700	19,20	1,700	6,2206	48,668	173,300
農林業	12450	180	42,800	2095	10,644	1,642	199,130	1,6742	1,650	21,160	6,830	21,157	11,730	6,167	210,864	48,929
水産業	492790	17200	23,92,307	65,900	20,61,025	26,491	5,723,336	2,691,31	76706	700,22	5,3001	36,1726	129,737	1,03,642	2,65,973	1,67,636
交通業	120,566	550	1,669,710	120,411	1,12,114	57,150	65,81,476	702,120	11,230	1,06,3464	60,420	60,020	20,150	1,63,3421	6,719,766	2,48,911
其の他	70144	1,320	39,518	19,651	1,26,216	116,22	21,36,119	11,604	17,648	36,198	2,267	17,622	0,2746	53,120	2179,362	843,635
小計	1,193,862	186,733	416,25,079	1,16,046	30,117,719	31,720,731	28,69,704	16,707,72	320,362	227,11,324	596,122	6,82,200	0,26,6317	24,83,612	327,371,72	44,76,210
公 団	0	0	65,215,217	37,016,160,115,13,717,11,18,217,20,70,32,9,636,1,52,16,9,184	0	6,579,821	0	10,721,730	0	17,517,11,705,37,536,70,16,9,57	0	17,517,11,705,37,536,70,16,9,57	0	17,517,11,705,37,536,70,16,9,57	0	17,517,11,705,37,536,70,16,9,57
合計	617,032	146,933	37,000,472	62,614,220,746,40,61,714,25,60,000	129,420,261,67,15,67,10	366,326,29,609,179	574,422,17,36,693,0	4,066,967	47,361,10,936,86,720,8,16,911,64	0	0	0	0	0	0	0

貸出額 6726,899 償出額 53,076,666 償出額 72,501,716 償出額 1,371,524 回収額 2,618,816 回収額 17,250,504 賃出額 656,656 賃出額 13,765,204

貸出額 67,464,555 賃出額 13,765,204 賃出額 106,706,047 賃出額 65,666,39

賃出額 656,656

(1) 22年度の回収中、又に公債による方は次の通り 総計 14,111,173千円 内訳 石炭業 10,793,333千円 非鉄金属 325,425千円 煤炭業 199,2,000千円

(2) 22年度の回収中、農林5公団の済金部有者分は次の通り 総計 41,10,0120千円 内訳 食料品配給公団 2,194,900 游園施設公団 411,120 農業配給公団 800,000 非料配給公団 334,000

(3) 22年度の回収中、住金營団の地方債による回収金は、1,995千円である。

(4) 23年度貸付金 1,960千円(内訳 燃油70千円、海運50千円、本産1,840千円)は金庫勘定では3月末決算簿切日迄に処理出来なかつたため22年度貸付金として処理した。

設立以降四半期別融資残高推移表

(四千六百四)

裏面白紙

二十六年二月末業種別残高表

業種別	金額			金額			金額			金額		
	件数	金	銀	件数	金	銀	件数	金	銀	件数	金	銀
鉱業	大二三	三三六二〇六元二	一一一	三一六五九三一八	二七		三四〇肆九九五	七三五		三七〇二五六八七		
(石炭)	三五〇						一五四〇五	一五三		四二九四三七		
織維工業	一五四七	四ニセ七八九六八	二五									
金属工業	一一一	二〇五八ニ八八	五九				二二六四八〇二	二七〇		三三二三〇九〇		
(鋼鐵)	三五	一六八八七〇四	二四				一〇五〇七九一	五八		三七三九四九五		
機械器具工業	一〇〇一	一六六八三七三	四一二				四一七五一三九	六四二三		五八四三五一二		
窯業	二一九	二九三八五六	二八				二〇〇〇〇四	二四七		三一三八六〇		
化學工業	大五三	七九五四五五九	七二				二三五二三五七	七二三		九二〇五九一六		
(肥料)	八三	五〇三八四八七	一三				九八九一四二	九五		六〇ニ七六ニ九		
織物業	一七	一七四九零〇五八	二				一〇九三二	一九		一七五〇三九九〇		
瓦斯事業	一											
水産業	九〇四	四三五二七四九	一九				三〇七四五	九二三		四三八四四九四		
文通業	五四四	四三三九〇五五	一九				一七二大八	五四八		四三四六八二三		
(通運)	二五三	三大七五八九八	二				一七六八	二五五		四大七七三六六		
其他	一一七	一四八三七六五三	二一九				三七六五四〇	一三四六		一七大〇一九三		
小計	六八三五	七七四三一五七一	九大二				一〇五大七六八七	七七九六		八七九九九三五八		
公團	二	大五六八一	九大二							大五六八一		
合計	六八三六	七八〇八八四五三	九大二				一〇五大七六八七	七七九七		八八六五六一三九		

25年度・業種別回収実績表

(単位千円)

業種別	25年第1四半期	25年第2四半期	25年第3四半期	25年12月	合計
鉱業	415341	424242	418493	365467	1622124
(内石炭)	(310150)	(263977)	(241404)	(2840197)	(327316)
織機工業	137043	125178	139981	162132	614386
金属工業	116823	140083	144145	130457	535568
(内製鉄)	(77407)	(107216)	(28818)	(116467)	(384902)
機械器具工業	174445	142895	194768	127731	634234
電気業	23323	28435	17296	6363	75501
化學工業	35216	273542	308894	171157	1062807
(内肥料)	(182092)	(184827)	(20757)	(120480)	(644476)
製紙業	7290	2246	3187	4676	33797
電気業	399490	376325	256967	102853	1141635
瓦斯業	540	620	268	300	2308
土木建築業	2954	6777	4990	4707	19408
農林業	6032	6119	6214	3222	21127
水産業	68682	120541	75070	77432	341726
交通業	157425	124314	151206	131878	640023
(内海運)	(85483)	(151548)	(81973)	(101014)	(420018)
その他	71712	44304	38724	12869	173649
小計	1896976	1791261	1817149	1314031	6925417
公団	2853027	287200	264603	0	3984730
合計	4750003	2764461	2081652	1314031	10910147

(備考) 外に25年度第2・4半期中に船舶公団より6,937,000千円減資相殺としての回収があつた。

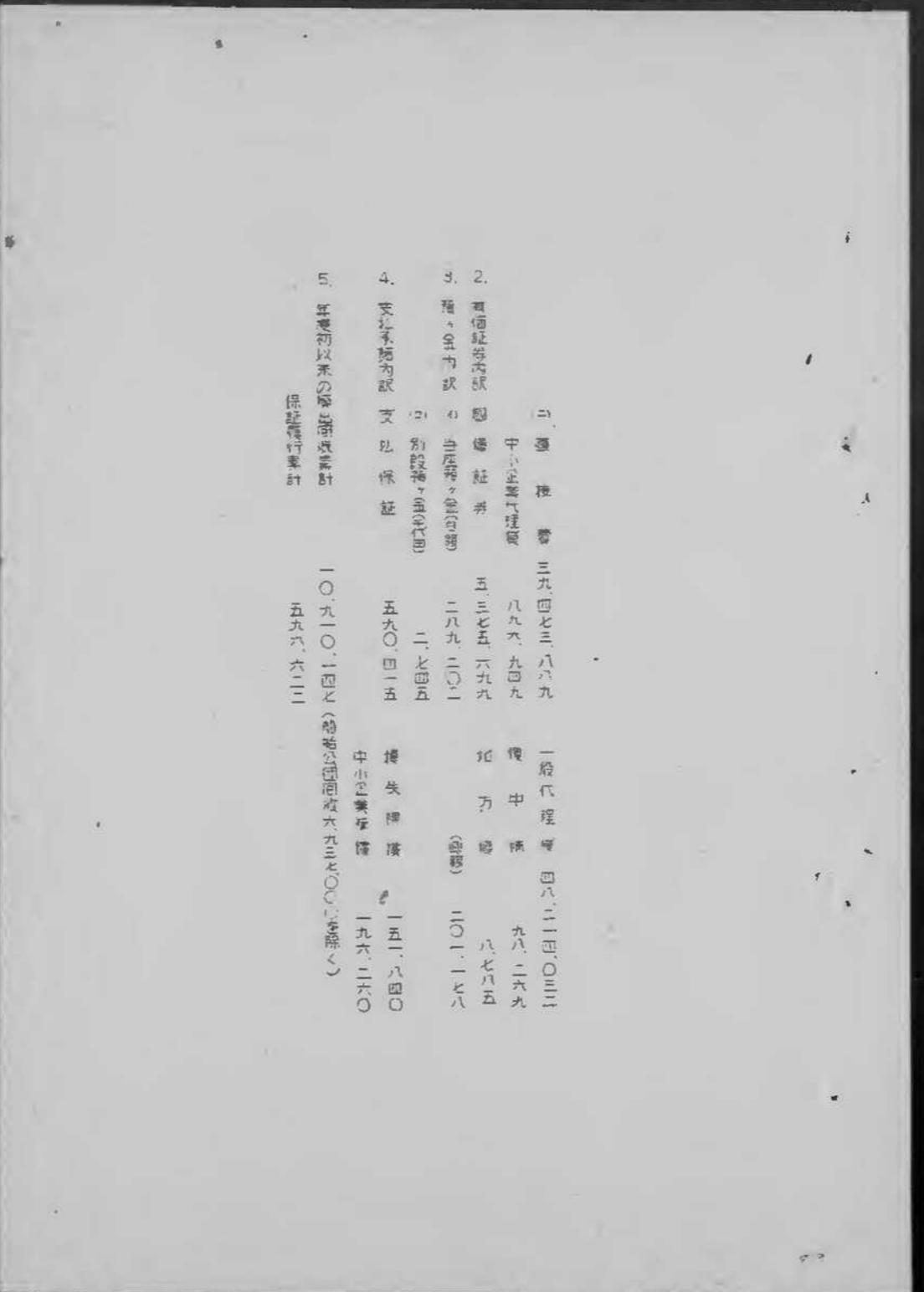
裏面白紙

裏面白紙

語
斯
完
發
毫
素

裏面白紙

1. 強 機 動 三九、四七三、八六九
中之五萬一千五百
一般代理 一九、三一〇、三一、二〇一
八九六、九四九
九八、二六九
2. 有價証券内訳
總社 手
五三七五、六九九
八七八五
九八、二六九
3. 諸種印紙
總社
一八九、二〇一
八七八五
九八、二六九
4. 税金支票
支店
五九〇、四一五
九八、二六〇
九八、二六九
5. 算定初以来の各項支票
保証銀行手計
一〇、九一〇、一四七(總額六、九三七〇〇円を除く)
五九六、六一一
一九六、二六〇
一五一、八四〇
九八、二六〇



昭治二十五年夏月總貢之驗表

卷之十一

裏面白紙

裏面白紙

復興金融金庫昭和二十五年度余裕金

(単位百万元)

損益金庫係	
	前年度繰越支入
前年度繰越支入	四、四、三六
當 收 金	一、二、一、三五
小 計	一、六、五、六一
保 証 履 行	九、三、九
差 引	一、五、六、二二
國庫納付清額	一、二、六、九〇
余 裕 金	二、九、三、二
余裕金合計	四、六、九、五

損益金庫係	
	前年度繰越支入
前年度繰越支入	大、九、三
事 業 收 入	七、七、六、八
小 計	八、四、六、一
諸 國 費	五、九、三
差 引	七、八、六、八
國庫納付清額	六、一、〇、五
余 裕 金	一、七、六、三

裏面白紙

72

農業協同組合事業免許基準令の一部を改正する政令案

内閣は、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第二条第三項の規定に基き、この政令を制定する。

通用協同組合事業免許基準令（昭和二十六年政令第三号）の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

（事業を行う地区の基準）

第二條 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第七十六条第一項に規定する通用協同組合（以下「組合」という。）又は同法第七十七条第一項第一号の事業を行う協同組合連合会（以下「連合会」といふ）が事業を行ひうとする地区は、その地区内における金融経済の事情に照らし、専業組合又は連合会が事業を行うのに適切なものと認められるものでなければならない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

由

福岡協同組合又は福岡協同組合連合会の行う金融事業の免許の基準のうち金融事業を行う地区に関する基準について所要の改正を加える必要があるからである。

裏面白紙

昭和二十六年三月
第十回国会

想

定

問

答

(日本開発銀行関係)

銀 行 局

三

六

- 一、日本開発銀行の支移運営の基本方針如何。
- 二、日本開発銀行については、大臣監督權を少く、政府の意志を多くは産業政策への調整をいかに見るか。
- 三、一般の金融機關が行う金融を補完し、又は獎勵するとは如何なる意味か、又は「長期資金を供給する」とあるのは、どの程度の意味かものをいうか。
- 四、日本開発銀行の法人格は、「公法上の法人」といふが、果して如何。
- 五、本行の設置はより程度を予定しているか。
- 六、資本金の額（第四條第一項）と増資の規定（第四條第三項）との關係はどうなるか。
- 七、政府出資金に対する配当はいかに考えるか。
- 八、理事の任命を總裁に一任した理由如何。
- 九、參與とはいかなるものか。
- 一〇、役職員を国家公務員とななかつた理由如何。

一一、第十八條に「経済の再建及び産業の開拓に寄與する」とあるが、いかなる意味か、又具体的に本銀行の業務の対象業種はどの程度のものを予定しているか。(第十八條)

一二、「設備の改良、又は補修」とは、どの範囲を含むか。(第十八條第一項第一号)

一三、運転資金の貸付を行いか。

一四、第十八條第一項をさする運用資金の貸付、いわゆる市中銀行融資の「肩書き」等と考えていいか。

一五、第十八條第一項、確実であると想りられる場合に限つて業務を行うとする主旨は如何。

一六、融資、手法本物調融等々、又社債、たとえば、直接企業に対して行うとか、

一七、貸す割率、算定法等の程度となるか。(第十八條) (第十八條)

一八、債務の委託等、程度に行うか。(第二十一條)

一九、日本開発銀行の融資、危険はどう程度に考えて、どうか又より危険はどう

二〇、予算と事業、予算にて實績収支に限定した主旨如何。

二一、利益金の除外と一切積立とした主旨如何(第三十六條)

二二、本物の手取不可とすれば、運用資金は政府公債のみとなるか、又外資等への手取不可か、手取不可の場合は差えていかなければ。

二三、改めて、大額の融資する日は改めて定めることとなつていいが、此

事何時か。

二四、ベ利義務を包括承継しながら、政府の出資に係る手引きを除くとしてい

、主旨如何。

二五、復金の解消時、積立金は、どの程度か。(第四十三條第二項)

二六、日本開発銀行が昭和二十一年度における剰余金による国庫納付を四十五

千円を限度としている主旨如何。(第四十三條第二項)

附則第十項

二七、復金の解消時、資本金は簡単にいうことにならか。

二八、復金に対する政府出資金を日本開發銀行に対する貸付金にふりかえた主旨如何及びその利口率、程度か。(第四十一大條)

二九、「法定出資」とあつて、復金償取の回収金が自動的に日本開發銀行の資本金になることを意味しているが、簡単にいえば、どういうことか。(第四十七條)

- 三〇、復金の権利義務を包括的に承継するといふが、その損失まで承継するのか。
（第四十三條）
- 三一、復金から承継した権利義務は、日本開発銀行の新勘定と分離して別途区
分管理する必要はないか。
- 三二、復興金融公庫周辺参考資料

一

日本開拓銀行の権勢運営の逐方船如何
日本開拓銀行は、全く實質的であり、その社員も公私上の法人と規定されているが、その権勢については、日本输出銀行に準じ、起うかぎり政府の直委の統制から立ちしたものとして運営せしめることとしている。

(1) これがため、左のような措置を講じてゐる。
① 政員の人壽文及び役員の独立

(1) 諸裁、副主幹及び監査は、内閣より大臣の任命となつてゐるが、監事及び委員の任命は、一切副主幹に委せてゐる。
（2）公庫は、通常、諸裁及び監査については内閣の承認をうけて主務大臣が任命し、監事については、監査が主務大臣の認可をうけて任命することとなつてゐる。従つて、本銀行は、むしろ公共企業体たる国有銀行公庫に類似してい

る。（2）
② 政員の就立は、也の公庫と異り、國家公務員法による請願権を排除するため、國家公務員とせず公令により公務に従事する機員といふことになつてゐる。
（この点は今、日銀に同じ。）

（2） 許可規定の整備

法律上の許可審査は、一切ない。例えば、延歎の作戸及び變更、財務請費の乍え文及び公債のこときも單に大蔵大臣の届出をもつて足りることとし、導資斧の設置のことき銀行の開設に関する重要審査についても、大蔵大臣の認可を要しないこととまつてゐる。権勢運営の基準を定める権勢万能審についても、ただ乍らすればよいこととなつてゐる。
千尋に立る河東の波相

日本開拓銀行は、全般政府出資である点において他の公庫

ところはおはがれ、千尋は、無理にうけ取ら以ての予算一不動
金入金を除く、一そもつて足りることとしてゐる。ことだ、本
年賀年との開幕会は、すべてこれを費み立てることとし國運日可
を行ひないことは、運営の自主権を失んじた端的な現象である。
はが、石の外千尋の施行の前にあっても云々云々はこれに頬
する見ざな制限を設け、事死公社のみの自内余額をもめること
としている。

延つて、日本開港銀行の運営は、日本方針は、總體の確実に信
頼し、政府の総則又は干歩を可言せり排除することためるものがと
いうべく、その間々の運営に政府の勢力が介入しならなければ勿論の
ことである。

二　日本開港銀行については、大藏大臣の監察とも少く、政府の意志
の上は監査改選等との同意をいかですらか。

貿易の全般監視を設立し、これに官吏の又員を任命した以上
これに責任でもつて政府資金をとりのつかさるごとが次第とある

逆つて、復興金銀余暉におけるごとく、日本開港銀行を名商人と
する國庫總司、國庫方針、國庫別置金等などを政府活しくは監督
誠然たる性質を年譜会が費定し、これに主として粗資すべ良旨のよ
勿書、政府資金を監督する政府公認まである以上、その上には
必ずからくる道徳的建議にしたがうべ實りのもの、これがため
開港了承書として、その基盤については、政府の生産、交換文並
公債に關する等の内政的問題にこれに密く密接に關係せしめる

よう措置するものとしてへる。ここに「総合内務策」といふ、「基本計画」というのは、あくまで一段的な政策であり、基本的な計画であり、日本開発銀行のみを対象として産業、交通、金融に關する政策が決定され、又基本計画が策定されるものでないしかも、その顧慮の仕方は、あくまで、日本開発銀行の目発的意図を基準とするものであり、例えば、産業界はじめ各界の意見を反映するため必ずの制度及び意見をしんしゃく、尊重するがときには、その一つの方法であろう。

三

「一々の会員銀行が行う企画を補完し、又は奨励する」とは、
いかなる意味か、又は長期資金の供給」とあるのは、どの程度
のものをいうか。(一等一案)

日本銀行は、その業務運営において、各行その一々の
金融政策と競争してはならないこととなつてゐるので(一等二十
二案)、そのことを異つた意見をとつてきわむならば、「清算
し、又は奨励する」ということとなる。

「清算」といふ「奨励」といふも、別段異つたことを考へし
てはゐないが、貯蓄資金の貸付又は信託資金の調達のために發
行される社債の返済(一等十八案)又は信託資金の調達のために發
ときは、むしろ「清算」であり、銀行その他の金融機關からの
活潑資金の借入金を返済するために必要な資金の貸付へわゆ
る事(一等二号)とときは、むしろ「奨励」というべきであらう。

次に、「漫遊資金」とはどの程度のものかをいうかと云ふと、湖南
一年以上のもののそひうかことにまつてゐる。これにて、資金の資する
明まえび心算した出費の額は湖南の渡方につれて何ことまつては
る（写十八章書一月各手）。

日本に強行の云人とは、「公事の云人」に似うが、渠して
可もつて公事上の云人と云うかといふに至り、必ずしもハア
テリしてゐるとは云ふに似る。当處云人の有する冬の出生をか
所除きして、これを可得すべからぬとぞ思ふ。

文
章
本
全
金
政
府
日
記
總理、御議院之大亞公は、一月上大正の任由
改選の後、立
委員會
云々
云々にてより公務に従事する所とみゆす。
云々にて云々にて、其云々のそつと云々にて云々^事
上各事の則り云々の外、猶云々云々の事もそ
略要と云々。

(5)

決算会計

漫遊貿易の手帳を国会に提出して、その議決
を行うとともに、決算報告書を国会に提出
する。

四

事務官の設置は、どの座席を予定してあるか。〔第三章〕
昭和二十六年度予算に於いては、大坂、名古屋、福岡の三ヶ所
を予定している。ただ、得失遷延金額金額の支拂義務を承諾した
場合には、その一擲分まとめて、さらに全国相当額にて支拂をさ
く必定がやろう。

の点はどうなるか。

資本金の過は、想となるものは、元支費から貯蓄の貯蓄内に出資
金であり、それにて四二十六点をいたしまして二十七年度以後の各年
乗車料の半額半額未だかねて、一ヶ月半も出資がつたものとさ
れるもの「云起出資」が創つたものと送りであります。一等車内に一等
室つて、云車上乗車的の月をされを運営の運は運定して公を
う。ただ、右の云起出資にてつては、その相する資本会は、別
設立4点等の運営たより大額大額の出資をうけるべき資本と
は、考えられ余る。ここがどう運営とせ、監督が。米國対日機動
局復資金特別委員會又は「そく車上から運営にこつてあらたに出資す
る場合をひうのであつて、云起出資のじとく、云車の運送により
資金を運せずして、当然出資とあるものは含まれていまじ。

吾と考へる。去年の年次に於ては、明るみを生じたときは、
これを一切廢立て、漫失してしの場合を除いて又り崩し事をいこ
ととなつてゐるので当然とひえども、日し、日本汽船銀行の年次
収支勘定の余財産につれては、即ち、予算で定期的ところにより、
國庫に貯蓄することとなつてゐる。此つて、それぞれ一隻毎計及
び米國の日後力見返資金等別途計て蓄すこととなろうが、そ
の語句は早改に變する云程で止めらるゝことにならう。

昌吉の仕事と主摺に一任した昌由日利（一七二一年正月）より
、また有能な人材をさて、その責任にあらて主摺を行わしめる
ためには、昌吉の王令をこゝに一任することが最當と考えられる
からである。

昌吉とはひつねらもの（一七二一年十一月）
昌吉は、せきの手代頭として毎行月例がかかるが、これには、
金出早てかぎらげき算をはじめ各の手代頭をもつてめてること
とお似う。
すなづち、昌吉の用意を生産に活用することにより、成る程
金はのせきの頭を占めらる日は昌吉を行ひ昌吉が零用たよつて支
拂はれた近しきうのとあるでつらう。

10

又はそれを御公事とすらことば、合手、身分等その他の被

ておひて乎多才の人才を養ひ奉らることとなるりで、これを去
今より公事に従事するをまとみよすに附めた。

一一、一月十八日、「ニギの年達又は座敷の内席に寄る」とゆる
が、いかなる意味か、又其時日本施行の樂器の対う樂道はどの
坐ものものをやとしてからへ一月十八日。

此其上は、やくまで相手約定とどめてから、是等の
坐との喫食を予定するには、資金との問題もあり、今ただちに
決意することなり。でめるが、次月、毎屋、石天、茶、肥料な
どのごときは、まづ財主とおもとつてくら、只その上に、非喫
食、石油、寸草せき、瓦などぶけたしてからはどうふの問
題があり、又、次月、よんだつては、依然として毛呉貢金の貯
金支度が当月二十六三度も減して行わしらことを了えれば、
そのまゝの三〇ガ分、すなはち而中體育會所三分の一額を本運
行でやらかどうか、ゆるは、競力については、児童資金の投資
日五十萬円の内どの程度の金額が仕立あらばは而中體育會などで

まかねじうるかは、再評・評論を訂の言ふとおからんでおり、本發行が書下せらて書きとして、この書きり印下をおこなうのは、不だ未決のときとひうべきであろう。

一二、「主」の汉字、文書、又は通称」とは、どの言語を含むか（第十八表一頁三一等）。

「又見」とは、伝統を承認をもつてゐる、すなむち、農場の建設新成、貿易、輸出、貿易などのすべてを意味してゐる。並つて、丁寧書物のほかそのほかで言まる。

「又見」とは、文書の連ばたまでにはいたらないが、文書に文言、實体を加えることにてつて、その文體を著しく分別する場合を言している。並つて、又見して直筆の多く少する書きは言まね。ただ、文書の多くとは一様当該の日的には空欄のものとそ千風にしてゐる。

「直筆」は、括弧内に明記してあるようだ、通常正直で必要とする書き連筆の筆跡のものは手写の或は複数分に相当する種類の書体は、言まね。らわゆる大字筆に限つてへる。それでよりその設置の

酒税が増加し、耐用年数が過ぎるような場合のみを対象としている。ただ、具体的の区分は、まさに当つて若干困難な場合もある。

一、理賃資金の貸付は行わないか(第十八条)

行わない。設立資金の貸付に限つては、

長期延滞金については、市中銀行の資金、或は債券発行銀行の資金を活用し、又資本設立の費用に必要な特権を運営資金は、日本通商銀行が供給し、将来日本通商銀行を出資銀行に改組したためかつまには、輸入用長期資金の供給も行いうることとなる。

一四 第十八條等一百零三号の返済資金の貸付、いわゆる市中銀行の

独資の「肩透り」と考えてよい。

然り、ただ「肩透り」の方針としては、返済資金の貸付の方法を
とつたまでである。実際の運用としては、返済資金の貸付をおこな
つてある市中銀行とその貸付をうけている企業との申出により、日
本開發銀行が返済資金の貸付をおこなう場合が多いであろうから、
実質的には通常の肩透りと同じ効果をもつであらう。

一五 第十八條等二百に「確実であると認められる場合に限つて」義

務を擇うとする主旨は如何（第十八條等二百）。

これは、開発資金の貸付にしても、開発資金の調達のために發行
される社債の応募にしても、いづれも市中銀行なり、証券業者等で
りが實印又は引文若しくは応募することが同種の場合に、これを行
うことになつてゐるので、日本開發銀行といえども、その償還に不
足のあら不然全額貸付等を行つてはならないことをめらわしたもの
である。このことは、返済資金の貸付の場合でも全く同様である。

一大 融資の方法は易調融資か、又社債の応募は、直接受取に對して行うのか（第十八條）

易調融資の方法は、一つの方法であり、全額融資も行われるであらう。社債の応募は、証券業者を通せず、直接行う場合もあらう。しかし、その場合も、社債の利子その他の條件は、第十九條の精神もしんしやくし、原則として面積出割り分と同程度とすべきである。

一 ペ 賃付利率は、具体的にどの程度となるか（第十九條）

賃付金利は、実務的には、裁判が業務方云審の作成に當つてきめるに至らう。ただ、復興金融公庫の平均賃付利率は、年九分九厘であるので、復興金融公庫の賃付利率を引きついだ場合におけるこれら賃付利率の割率との通り合ひを考慮し、年九分九厘程度でさまることが一応予想される。

一たゞこの場合、当十五億円に相当する見返資金の一オ私企業投資が廿二十六年六月におひて行われたならば、年七分五厘で賃付をうけ得たにもかかわらず、本銀行となつたため高くなることは不可望だといふ實情と日本输出銀行の賃付利率が七分五厘であるとの指摘をどう考えるかの實情がめることが予想される。然に、復興金融の政議會が日本输出銀行の成立時に行かず、当初は、明らかに別個の組織として活躍するため、復興金融との連携等は、やや苦しいかも知れない。

一八 薬務の委託は、どの程度に行うか（第二十一條）

日本開発銀行は、薬務の委託を行うのは、例外的場合と考へて
いる。ことに、代理店制度を設けて、融資の申込、調査、審査、
曾付及び書面の一切を代理せしめるることは原則として、考へてい
ない。

一九 日本開発銀行の融資の高限はどの程度に考へているか又その高
限はどのように処理するか。

日本開発銀行の融資は、市中銀行その他の金融機関の行い尋ねた
ものを対象とするので、商業ベースに乗る通常の金融に比し、若干
の高限がともなうこととはやむを得ない。しかしながら、その融資に
当つては、十分な人員をもつて相手方の個々の企業につき調査、審
査を慎重に行うとともに、相保その池賀等の確実に万全の策を講じ
いやしくも政府資金の取扱が相當になるようなおそれがないようには
措置させるつもりである。本銀行の融資につき資金計画などを政府
が創立するがごとく措置を回復することとした主旨も、それによつ
て本銀行の融資の対象又は決定が不当に拘束されるのをおそれたか
らである。

勿論、このような各項措置によつて融資をした後において、情
勢の変化その他の事情によつて融資の回収が困難であることの最終

的判定がついた場合には、償還等の適当措置を講ずることとしている。これがため開港会は全額損失補てんのための準備金として積み立てることとし、損失補てんにあたる場合をのぞいてはこれをとりくづしてはならないこととなつてゐる。(第三十六条)

二〇

予算を事業収支を除いた預益収支に限定した主旨如何

(第二十四条)

事業収支全体を掲げることは、日本通商銀行の能率的運営の元地から好ましくないばかりでなく、政府資金の運用の適正を期すという意味においては、預益のみを予算として国会の議決をうけることとすれば、その目的を達成せられるものといえるからである。なお、予算全般に対する規定は、日本输出銀行と遙か同じである。

二一

利益金の処分を一切積立てとした主旨相可（第三十六條）。

利益金を国庫納付することは、それだけ日本開発銀行の独立的性を弱めることとなるばかりでなく、これを損失補てんのためにのみ取り崩しうることを條件として積み立てさせ、将来損失の少いことが判明し、余裕あることが明らかとなつたときは、適当な議会に何等かの方法によつて資本充実に充てさせることができれば、さわめて得策である。かりに、そのような方法がとり得ないとすれば、解散時の資産として国庫に還歸することとなるので、年々国庫に納付するか、解散時に納付するかの相違に着するのである。

この点と関連し、所得税・法人税・地方税の免稅は、昭和十七年度以降、とりやめることとなつた。

二二

資金の借入は不可とすれば、専用資産は政府出資のみとなるのか又外資導入機關として外国からの借入は考えていないので、

資金の借入は、今のところ一切不可となつてゐる。

本銀行が、将来外資導入機関として外国から借入をうけうることとすることは、可能かつ適当なこととも考えられるが、目下のところこれを将来の問題として残している。

二三、復金の還利義務を負ふする日は政令で定めることとなつてゐるが、これは何日か（第四十三條）。

未定である。ただ、昭和二十六年三月三十一日までに政令でその日が指定されることは、法律の定めるところである。

二四、還利義務を負ふ資本ながら「政府の出資に係るものと除く」

としている主旨如何（第四十三條）。

還利義務の承認の場合に、その債務のうちから政府出資相当分を除き、それに相当する金額が還利義務を承認した日本開発銀行に対するめらたな賃付金となつたものとしたものである（第四十七條第一項）。

二五 残余の解散等の積立金は、どの程度か（第13章第2項）

現在残余の貯蓄対象者には積立金として十七億三千万円が計上されているが、これに見合う資産としては、超過納付金三十三億九千七百九十二万五千円が計上されているので、実質的な積立金は、三億三千三百七万五千円に過ぎない。この超過納付金は、昭和二十四年度において、残余の企業会計方式によつて計算された利益金をこえて三十三億九千七百九十二万五千円を内訳させられたからである。すなわち、国庫納付金は、収入支出の現金差額となるため、企業会計の利益と合致しないこととなるのである。一その相違の原因は、昭和二十四年度における残余賃利子の超過分を損益にたてるが「企業会計」たてをいかへ國會会計の一の相違にある。一

二六 日本開発銀行の昭和二十六年度における繰余金による国庫内付金を四十五億三千二百八十万二千円を限度としている主旨（河）（第四十三條第二項、附則第十一項）。

復興金融公庫の昭和二十六年度における繰余金による国庫内付金として一歳会計の歳入に計上すべき金額は、四十五億三千二百八十万二千円となつてゐる。従つて、昭和二十六年度中において、残余及び積金を通じて、この四十五億円は国庫に納付する必要が財政全体の立場からあるわけである。

そこで、第四十三條第二項においては、残余が解散するときまでに昭和二十六年度分の繰余金として昭和二十六年度に渡り越したもの（これは、十七億円程度になるものと予想される。）との旨計算が四十五億円をこえたときは、その超過額は、日本開発銀行に残余の福利義務を承認した日に、日本開発銀行の準備金として積み立てられたものとし、資本充実を図ることとしている。

附則第十項の主旨は、昭和二十六年度に限つて、右の四十五億円の内寸の支拂を規定しているが、第一に、その順序として、復金から引きついだ利益金を元きに引め。次ぎに日本開発銀行の固有の利益金をおさめることとしている。その主旨は、活しかりに復金の利益金が四十億円までめり、日本開発銀行の利益金が二十億円、合計六十億円あつたとしたときに、元きて日本開発銀行の利益金をおさめてしまうと、復金の利益金のうち十五億円は、第三十六條等一項の規定によつて積み立てがでななく立つてはうからである。

附則等十項の括弧内の主意は、復金が引瀬時までに昭和二十六年度分の利益金と昭和二十五年度分の利息金で昭和二十六年度に残り越して納めた金額とがあるときは、その合計額を控除した残りの金額だけを日本開発銀行は納めればよいという主旨である。

このようにして、日本開発銀行が國庫に納めた金額があるときは、

その金額は免税しないと四十五億円の目標達成が不可能になるので、この分は、法人税、地方税の金額を規定している（附則第十三・第十四項）。

二で、復会の解散時の資本会は簡単にいようとどういうことに決る
か（一三四十五年）

その計算方式は次のとおり。

昭和二十五年度末資本金（九百五十三億七千三百万円）
減資額の端数（九千万円）
昭和二十六年度回収金額（全国区内寸額
一ノ各社二十五年度分回収金の昭和二十六年度における回収内付
額（桑越額）二十八億円前後と予想される。）
農中債償還金
の國庫内付額（未払込資本金額一二十五億三千三百万円）

二八、復会に対する政府出資金を日本開発銀行に対する賃付会に
ふりかえた主事如何及ばその利子はどの程度か（昭和十六年）
、復会に対する政府出資金をそのまま引き受けど、日本開発銀
行の資本金が余り巨額になり、しかも初年度からすなわち昭和
二十六年度においてすでに国庫納付額に相当する減資をおこな
わなければならないこととなる。

これは、いろいろな点からみて面白くないので、これを賃付
会とし、これに対し一定の利率で利子を支払うこととしたもの
である。利率は、幾年五分五厘程度となろうが、得失の暗黙
の清算で、これを上下しうることとなる。

昭和二十六年度に賃付利子の支払をしない理由としては、四
十五億円の利券金を國庫内付するたうては、過ぐる余裕がま
へからでぬ。得失は、この利潤の利潤を算等によつて上下す
ることによつて、利券金の積立を計算し、其失見込の増減に對
応することもできよう。

二九

「法定出資」とめて、復金債権の回収金が自動的に日本銀行の手に落ちることを定めていたが、簡便にいえば、どういうことか（昭和十七年）

これは、昭和二十七年改訂版の原則と昭和二十六年版の過渡的措置とを分けて考える必要がある。

一 昭和二十七年改訂（昭和十七年四月一日）

夏会から減じた償還たつて回収金が生じたときは、それをより半まで政府からの貸すきの返済に充当したものとし、この区別に沿てた通りだけ一々会計から政府出資されたものとして、これらのである。すなわち、それだけ開資本金が発行されて、くるわけである。

二 昭和二十六年四月一日（昭和十三年四月一日）

昭和二十六年改訂においては、夏会は、その實付回収金等（農中産の貯蓄金を含む）六十六億一千九百六十三万三千円（うち

ち實付回収金五十五億二千九百六十三万三千円、農中産貯蓄金二十億九千万円）を國庫に納付することとなつており、一般支拂の支入に十上ずみとなつてゐる。そこで、復金又は日本開發銀行を廃止してこの金回収でさすりしなければならぬのが、これを上回した後においては、その超過金額に相当する金額は、政府からの補助金を返済して、そのもとだけ開資へ政府出資にふり替えることを予定している（昭和十七年四月一日）。

そこで、この七十六億円はいわゆるものでよつて譲りされては、ハハと云ふと、（1）昭和二十五年六月の支拂回収金で昭和二十六年三月にかけてある（2）昭和二十五年六月に支拂するものの一部減じて當は二十九億円まであるものと見らえられる。

（1）農林省の貯蓄金（二十億九千万円）これは、昭和二十六年六月に支拂してあるもので、昭和二

(8) 十六年度において国庫貸すこととなつてゐる。一
前回二十六年度における収全国収金一これは、引落の時期
によつて大いに異る。一

(4) 収全から戻された積もついて日々清算を行ひて生じ
た国庫余へこれも計りの手帳にて大いに異る。一
これらの合計もが七十六億円に立ちまで、日々の清算行は、直
接当付したければならぬ。但し、(1)(2)(3)につき収全が手帳までに
てに国庫貸したもののがらとされ、これらの合計もが七十六億
円から差除した元まだそれを内めればよいことになつてゐる。

三、(4) 収全の國庫還済を回顧的て取扱するといふ、その失策で

該するのか一答用十三

又今度は、見玉へ三月末一八日八十六億円至る貯出金をもつ
てゐるが、そのうち萬に及ぶと考へられるのは、改めてわづかでめ
り、しかもそれの説明資料の種々に跡じて、その計又もたえず変
動してゐるので、幸に又今から消失のみを引き受けいだとうえら必
ずは無い。これは、まさに何の苦勞によつて、大きくちがつてく
るものと考へられる。

三一、収支から算出した当利潤の方は、日本通商銀行の新動定と分離して別途区分検査する必要はない。

収支から算出した債主について生じた国収会は各該収年金の毎半月末に日本通商銀行に対する新資本に加えられていくことになつてゐるので、日本通商銀行の回収金のうち収支からの取扱い債主について生じたものか、日本通商銀行の新貸付債権について生じたものかの区別をする必要はある。従つて、日本通商銀行が収金の手形残高を検査した後ににおいては、日本通商銀行の各種として両者を区分整頓することは必要でらう。しかしをぶら、法律上、両者を以分離して、例えば、収支からの償還債務を「旧動定」あるいは「新動定」として日本通商銀行の新債務債務と以分すべきことを命ずることは、次のようないき由で適當ではないと考えられる。

(1) 日本通商銀行は、収支から償還債務を承認した後ににおいては、

これを新債務債務と一体として連坐し、その間に差別を認めないこと、日収会からの借入全債務者に対する心理的影響の点で盡ましい。すなわち、若し、かりにこの全からの取扱債権を「新動定」にでも上げることになれば、借入人の返済意欲を或殺すること考へらるものがめらからでめる。

(2) 収支からの取扱債権と取扱金とを区分して、両者を「新動定期」めらは「日利定期」としてもその金員は、新動定期の九百円にもなり、かつ、その償還にこれ十年を要するとすれば両者を分けることは、極めて奇妙な情況を送する。

実際問題として、当初河動定期を分けても新動定期の貸出のうち若干部分は新動定期の国収会として返済されてくるであらうし、又新旧河動定期が貸し切れている同一企業からの国収会を新旧定期にどのように分けるか、不可分債権の復査割合をどうするかなどの問題が問題があり、これは十年間も渡りることは實際的でない。

(4)

新旧力三分かりをせず、旧勅定の損失が新勅定に及ぶことを避けようとする主張に出るものと考えられるが、旧勅定の損失はそれほど大きくはないと思めらるが、旧勅定の改訂により何處かでめり、これぞしも無念する所であつて、いまここで判明したま少頃の損失を釐きして算盤すべきであるとの寺内になる。これは、賞賛實才全の旧手方の復活を嘆嘆するつで、好ましくない。

裏面白紙

復興金融全庫の資本金額推移状況

原本全額

変更年月日

法律番号

一〇〇億円

昭和二十二年五月

法律第ニ三四号

一五〇

昭和二十二年四月一

法律第ニ四八号

五五〇

昭和二十二年八月一

法律第ニ一〇号

七〇〇

昭和二十二年九月一

法律第ニ三七号

九〇〇

昭和二十二年九月一

法律第ニ二四号

一三五〇

昭和二十二年十二月一

法律第ニ一五〇号

一五〇

昭和二十二年十二月一

法律第ニ二四七号

一五〇

昭和二十二年十二月一

法律第ニ一九九号

一五〇

昭和二十二年十二月一

法律第ニ二五七号

一五〇

昭和二十二年十二月一

法律第ニ二五七号

日本銀行

裏面白細

復興金融金庫に対する政府出資全額状況

卷之五

拂込旗

財
源

蜀王十一年

四〇〇千円

四百三十一

- 85000 -

卷一百一十五

六二四六七八

交付公債

印本

復全の減資推移

昭和二十三年度末における資本金額

内

松込資本金

木松込資本金

昭和二十四年度末における減資額

内

松込資本金

木松込資本金

昭和二十五年度初めにおける資本金額

内

松込資本金

木松込資本金

船舶公團に対する借入の相復減資額

内

松込資本金

木松込資本金

昭和二十六年一月末における資本金額

内

松込資本金

木松込資本金

昭和二十五年末における減資予定額

内

松込資本金予定額

木松込資本金予定額

一一五、〇〇〇	一一二、四六七	一一一、五三三	一一〇、六三三	一〇九、五三〇	一〇八、〇六三	一〇七、五三〇	一〇六、〇六三	一〇五、五三〇	一〇四、五三〇	一〇三、五三〇	一〇二、五三〇	一〇一、五三〇	一〇〇、五三〇
三〇、〇〇〇	二九、〇〇〇	二八、〇〇〇	二七、〇〇〇	二六、〇〇〇	二五、〇〇〇	二四、〇〇〇	二三、〇〇〇	二二、〇〇〇	二一、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一九、〇〇〇	一八、〇〇〇	一七、〇〇〇
一一七、四六七													

裏面白紙

昭和二十一年度漫金償還状況

月 別 区 イ 目	償 還 額	日銀保有分	その他保有分	備 考
四月	一・九八〇・〇〇四円	八九八〇・四円	一・九八〇・一〇〇・四円	
五月	二・〇〇〇・〇〇〇円	二・〇〇〇・〇〇〇円	二・〇〇〇・〇〇〇円	
六月	一・九九〇・〇〇〇円	五七三・九〇〇円	七六五・一〇〇円	
七月	一・九九〇・〇〇〇円	一・九九〇・〇〇〇円	一・九九〇・〇〇〇円	
八月	一・九九〇・〇〇〇円	一・九九〇・〇〇〇円	一・九九〇・〇〇〇円	
九月	一・九九〇・〇〇〇円	六七一・四〇〇円	六八六・五〇〇円	政府出資金による償還及び交付
十月	一・九九〇・〇〇〇円	三六一・四〇〇円	三六一・四〇〇円	並るに自己資金による償還
十一月	一・九九〇・〇〇〇円	八五五・八〇〇円	一・九九〇・〇〇〇円	現送資金による償還
十二月	一・九九〇・〇〇〇円	三一・一・九〇〇円	八三七・九〇〇円	
合計	一・九九一・〇〇〇円	〇	一・九九一・〇〇〇円	
内訳				
一月	六六四・四〇〇円	〇	六六四・四〇〇円	
二月	一・九九〇・〇〇〇円	〇	一・九九〇・〇〇〇円	
三月	一・九九〇・〇〇〇円	〇	一・九九〇・〇〇〇円	
合計	一・九九一・〇〇〇円	一・九九一・〇〇〇円	一・九九一・〇　〇円	

年 費 別 農 種 別 貸 出 回 收 表

年 度 別	21 年度		22 年度		23 年度		合 計		24 年度		25 年度		合 計		總 計	
	貸 出	回 收	貸 出	回 收	貸 出	回 收	貸 出	回 收	貸 出	回 收	貸 出	回 收	貸 出	回 收	貸 出	回 收
金 屬 製 造 業	1,579,211	2,630	25,284,555	5,016,577	33,610,739	4,003,222	60,472,561	9,260,471	29,308	12,681,741	22,650	14,241,70	53,958	16,505,764	60,322,619	23,744,656
機 械 工 業	62,318	670	100,141	66,720	63,501,154	12,124	6,062,150	1,684,79	2,121,40	6,037,770	1,680,478	6,14,466	3,702,68	1,06,339	5,632,912	1,220,618
金 屬 工 業	358,244	1,740	1,421,054	22,679,6	29,331,21	6,871,03	5,100,000	343,117	33,656,80	7,921,62	6,2,740	5,5,668	3,992,65	1,317,31	5,5,747,79	2,105,368
機 械 器 具 工 業	406,003	5,689	2,106,004	1,52,679	4,350,679	1,06,67	7,342,121	1,14,211	1,012,892	1,116,800	1,06,022	6,39,639	1,15,7910	1,80,6659	5,60,038	2,102,850
農 業	83,126	570	131,115	12,410	303,575	50,082	60,769	1,64,616	11,646	12,9,606	11,600	7,5907	3,21,414	2,04,413	5,67,810	2,69,079
化 學 工 業	1,256,72	9,152	4,036,850	67,802	6,120,67	1,11,614	11,745,601	1,722,103	1,612,463	1,60,205	6,838	1,06,2,809	1,65,6703	2,67,0570	1,32,6336	4,17,3017
製 材 業	90,247	4,036	18,604	9,715	26,757	1,5715	5,02,611	24,460	4,380	22,712	20,926	22,7999	22,920	5,1561	5,67,32	20,121
電 子 工 業	365,210	2,210	2,691,110	9,720	17,152,637	1,41,75	22,2,700	4,21,450	11,5993	9,71,972	0	11,01,605	11,5998	6,01,3607	22,70,427	1,63,8067
汽 車 業	200	0	36,440	11,384	6,644	1,1,160	3,70,2	3,70,67	0	5,620	0	2,807	0	7,754	3,70,27	3,72,207
土 木 建 築 業	312,02	570	16,572	79,310	46,052	2,1,150	10,3963	1,06,656	0	23,417	1,700	1,92,20	1,700	6,2,206	10,2,110	17,3800
機 械 工 業	1,2260	185	6,280	2,095	10,634	1,1,502	19,9,125	1,67,42	6,850	21,960	6,880	21,167	11,730	6,167	20,824	6,8929
水 電 工 業	692,990	17,200	2,392,507	65,930	23,6,128	11,099	5,72,336	6,29,137	7,79,26	7,66,222	5,2001	3,61,725	12,97,37	1,05,421	5,22,9072	1,53,7630
文 化 美 術 業	126,566	530	1,66,970	12,6,416	4,72,540	5,77,150	6,51,2076	7,61,120	11,1,230	1,06,3,418	6,0,220	6,00,23	2,01,150	1,63,3391	6,719,706	2,89,611
建 築 工 業	706,445	1,324	39,2,618	19,6361	1,1,2,21	114,46	2,13,6,119	1,11,045	1,7,0,43	3,69,193	2,6,247	17,3,632	6,2,165	53,6,30	2,17,936	8,63,625
小 計	6,172,602	18,1,133	41,4,257	6,56,004	20,1,117,719	4,17,20,731	28,6,90746	10,97,072	3,60,365	22,911,428	5,64,422	6,72,200	6,06,641	2,9,26,338	32,7,37,672	6,07,63610
二 國 合 計	0	0	55,214,41	37,016,160,118	6,63,710,1816	6,11,2,170,329,461	6,2,167,083	0	6,37,7,841	0	10,721,730	0	17,51,671,703	22,7,34,701,67457	1,61,76310	
貸 出 額	6,946,897	貸 出 額	5,07,6116	貸 出 額	72,501,716	貸 出 額	1,2,16,520	貸 出 額	2,0,6,836	貸 出 額	17,26,365	貸 出 額	17,26,365	貸 出 額	38,656,139	
貸 出 額	6,946,897	貸 出 額	5,07,6116	貸 出 額	72,501,716	貸 出 額	1,2,16,520	貸 出 額	2,0,6,836	貸 出 額	17,26,365	貸 出 額	17,26,365	貸 出 額	38,656,139	

註(1) 26年度の回収中、交付公債による分に次の通り 総計14,111,117千円 内訳 石炭窓 10,793千円 未償金額 3,254千円 営業税 299,200千円

(2) 22年度の回収中、農林五公団の預金部局割合は次の通り 総計 4140.020千円 内訳： 食料品配給公団 2194.900 清潔公団 811.120 食糧配給公団 800.000
飼料配給公団 334.000

(ア) 26年度の回収中、社会審査の地方債による回収分は、約99.5千円である

(4) 23年度賞付金 1,960千円(内家 残成70千円、海運60千円、水産1,260千円)は金單勘定では月末次算積日迄に支拂尚未なつたもの(年間算積)として記録する。

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

National Archives of Japan

設立以降四半期別融資残高推移表

(四千二百)

裏面白紙

二十六年二月末業種別残高表

業種別	金			金			金			金		
	件数	金	銀	件数	金	銀	件数	金	銀	件数	金	銀
鉱 業 (石炭)	大二三	三五〇	三五六二〇大元二	一一二	三四〇四九九五	七三五	三七〇二五六八七	三二九三三七三	三四五三五一七〇	三七三大四九五	三一三八六〇	三二三
鐵 経 工 業 (製 鐵)	二五七	三二六五九三一八	二五	一五四〇五	六五三	一五四〇五	二七〇	三四二三五九二	三七〇二五九二	三七三大四九五	三一三八六〇	三二三
金 屬 工 業 (製 銅)	二一一	二二七七九大八	二五	一〇五〇七九〇二	七〇	一〇五〇七九〇二	二七〇	三四二三五九二	三七〇二五九二	三七三大四九五	三一三八六〇	三二三
機 械 器 具 工 業	一〇〇	一六六八三七三	二八	一〇五〇七九〇二	七〇	一〇五〇七九〇二	五八	三七三大四九五	三一三八六〇	三一三八六〇	三一三八六〇	三二三
化 學 工 業 (肥 料)	大五四	七九五四五五九	七	一〇五〇七九〇二	七〇	一〇五〇七九〇二	七〇	三一三八六〇	三一三八六〇	三一三八六〇	三一三八六〇	三二三
織 織 工 業	二一六	二九六八五五	二八	一〇五〇七九〇二	七〇	一〇五〇七九〇二	七〇	三一三八六〇	三一三八六〇	三一三八六〇	三一三八六〇	三二三
瓦 斯 管 渠 業	一七	一七四九零〇五八	一三	九八九一四二	九五	九八九一四二	九五	六〇二七六二九	六〇二七六二九	六〇二七六二九	六〇二七六二九	三二〇
水 產 業	九〇四	四三五二〇四九	一九	一〇九〇四五	九二三	一〇九〇四五	九二三	四三八四四九四	四三八四四九四	四三八四四九四	四三八四四九四	三二〇
文 通 業	五四四	四三二九〇五五	一九	一七七大八	五四八	一七七大八	五四八	四三四六八二三	四三四六八二三	四三四六八二三	四三四六八二三	三二〇
(海 運) 其 他	二二〇	三六七五五九八	二	一七七大八	五四八	一七七大八	五四八	四三四六八二三	四三四六八二三	四三四六八二三	四三四六八二三	三二〇
其 他	二二〇	一七八三五七二	二一九	三七六五四	一三四六	三七六五四	一三四六	四大七七三六六	四大七七三六六	四大七七三六六	四大七七三六六	三二〇
小 計	六八三五	七七四三一五七二	九大一	一〇五大七大八七	七七九	一〇五大七大八七	七七九	八七九九三五八	八七九九三五八	八七九九三五八	八七九九三五八	三二〇
公 團	二	大五六八八一	九大二	一〇五大七大八七	七七九	一〇五大七大八七	七七九	大五六八八一	大五六八八一	大五六八八一	大五六八八一	三二〇
合 計	六八三六	七八〇八八四五三	九大二	一〇五大七大八七	七七九	一〇五大七大八七	七七九	八八六五六一三九	八八六五六一三九	八八六五六一三九	八八六五六一三九	三二〇

25年度・業種別貯収実績表

(単位千円)

業種別	25年第1四半期	25年第2四半期	25年第3四半期	26年12月	合計
鉱業	415341	424292	418493	363468	1622194
(内石灰)	(310150)	(203477)	(241404)	(284079)	(1039610)
機械工業	137043	125178	129987	120138	614366
金属工業	116883	140083	144145	134457	535563
(内製鉄)	(77407)	(107216)	(88883)	(116467)	(389908)
機械器具業	174445	142895	194768	127731	639239
電気業	23323	22425	17296	6263	75407
化學工業	305216	273642	308894	177157	1068809
(内肥料)	(182092)	(184887)	(207577)	(120480)	(694976)
製紙業	7890	8246	8087	4576	38799
電気業	399490	376325	266967	108853	1141635
瓦斯業	540	620	868	300	2308
土木建築業	2954	6777	4990	4707	19628
農林業	6032	6119	6814	2222	21187
水産業	68682	120541	75070	77432	341725
交通業	157425	199314	151406	131878	640023
(内海運)	(85483)	(151548)	(81973)	(101014)	(420018)
その他	71712	44304	38784	12849	173649
小計	1896976	1897261	1877149	1314031	6925817
公用	2853027	867200	264603	0	3984730
合計	4756003	2764461	2031652	1314031	10910147

(備考) 外に25年度第2~4四半期中に船舶公団より5,937,000千円減資相殺としての貯收があつた。

裏面白紙

裏面白紙

諸勘定残高表

(昭和十九年八月三十日現在)

(単位:円)

期初	二月末残高	前月末比	期初	二月末残高	前月末比
販賣業者	○〇〇,〇〇〇	○	販賣業者	○〇〇,〇〇〇	○
超過納付金	八〇,〇〇〇	一〇九,〇〇〇	超過納付金	九三,〇〇〇	一〇九,〇〇〇
支払未認取過	六三,〇〇〇	五三,〇〇〇	支払未認取過	五三,〇〇〇	六三,〇〇〇
有借	四三,〇〇〇	一九,〇〇〇	有借	一九,〇〇〇	四三,〇〇〇
代理店頭	四三,〇〇〇	一九,〇〇〇	代理店頭	一九,〇〇〇	四三,〇〇〇
販賣業者に垫た上物	一	一	販賣業者に垫た上物	一	一
販賣社	一	一	販賣社	一	一
本支店	一	一	本支店	一	一
國庫補助金	一	一	國庫補助金	一	一
計	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	計	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇

(備考) 1. 本支店の記帳は大半のもので、手取書類は二三箇所に亘り、運転票等は一箇所に亘り、其他のものは少く、その内

裏面白紙

- | | | | | |
|-----------|------|------|------|------|
| 1. 一級防護施設 | 地盤工事 | 地盤工事 | 地盤工事 | 地盤工事 |
| 2. 二級防護施設 | 地盤工事 | 地盤工事 | 地盤工事 | 地盤工事 |
| 3. 三級防護施設 | 地盤工事 | 地盤工事 | 地盤工事 | 地盤工事 |
| 4. 四級防護施設 | 地盤工事 | 地盤工事 | 地盤工事 | 地盤工事 |
| 5. 五級防護施設 | 地盤工事 | 地盤工事 | 地盤工事 | 地盤工事 |

裏面白紙

昭和二十五年度予想貸借対照表

(単位千円)

借

方

貸

拂込未清資本金	二五三三〇〇〇
超過納付金	三三九七九二五
貸出金	八七八八四一三九
支拂承諾見返有価証券等	五九五五一五
合計	七四九六一五三
	五〇九六八

純益金	九五四六三〇〇
合計	三七三〇〇〇〇
	四一二八四三
	五九五五一五
	二〇〇〇〇

支払額	九〇〇〇〇
代理店基金	四八九七
動産不動産	一一七六一
拂当金	一〇〇〇〇
合計	六一〇五〇〇〇

拂込未清資本金	一〇八〇八九三五八
超過納付金	三三九七九二五
貸出金	八七八八四一三九
支拂承諾見返有価証券等	五九五五一五
合計	七四九六一五三

裏面白紙

復興金融金庫昭和二十五年度余裕金

(単位百万円)

942

回 收 金 開 保	前 年 度 繼 越 受 入	四、四、三、六
回 收 金	回 收 金	一、二、一、二、五
小 計	小 計	一、六、五、大、一
保 証 繙 行	保 証 繙 行	九、三、九
差 引	差 引	一、五、六、二、二
國 庫 納 付 未 領	國 庫 納 付 未 領	一、二、六、九、〇
余 裕 金	余 裕 金	二、九、三、二
余 裕 金 合 計		四、六、九、五

損 益 金 開 保	前 年 度 繼 越 受 入	大、九、三
事 業 收 入	事 業 收 入	七、七、六、八
小 計	小 計	八、四、大、一
諸 正 費	諸 正 費	五、九、三
差 引	差 引	七、八、六、八
國 庫 納 付 未 領	國 庫 納 付 未 領	大、一、〇、五
余 裕 金	余 裕 金	一、七、六、三

官公運用部資金法に因連する簡易保険郵便年金
積立金運用に関する決議 (三六、三、三一
会議院
議事録)

本会議は資金法による簡易保険及び郵便年金積立金の統合運用は、現下の経済事情に鑑み非常臨時の措置として止むを得ないものと認められ、より遠き近い将来において、郵政省にその運用権を移管し、兩事業統合の合理化と資金の地方還元とに支障をからしめる必要がある。又、政府においては、以上の趣旨に基き、誠意をもつて善処するとともに、適用権を郵政省に移管する以前においても、右の趣旨の実現に努められんことを強く要望する。

右決議する。